

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学 通信

2007. 4 No.113

1981年5月20日第4種郵便物認可
ISSN 0385-065X

あたらしい憲法のはや

憲法と経済

北朝鮮問題／アメリカ住宅バブル／
ボスニア復興支援



文部省

経済科学通信

Letters of Economic Science

第 113 号 (2007年 4月)

NEWSを読み解く

6カ国協議と問題解決への道	山田 文明	2
北朝鮮経済に関する最新情報	大西 広	3
アメリカの住宅バブル	大井 達雄	9
ガバナンス支援における今後の課題		
ボスニア・ヘルツェゴビナの事例から	泉谷 晃	13



憲法と経済

安倍政権の政治課題と憲法改正問題	上田 勝美	17
「憲法改正」をねらう安倍晋三の思想とスタイル	石田 徹	23
「新憲法草案」と東アジアの中の日本	石川 康宏	30
「憲法 9 条は今が旬」, その 6 つの理由	藤岡 慎	37
法哲学的視野の中の憲法改定	中村 浩爾	45

投稿論文

所得税と支出税

— 最適課税論の観点からの分析 —	大畠 智史	51
日本の高度経済成長期における自動車産業発展の背景	大西 一弘	57

読書ノート

資本は性に中立（ニュートラル）か

— 二宮厚美著『ジェンダー平等の経済学』(新日本出版社) を読んで —	中川 スミ	63
『現代金融と信用理論』『金融グローバリゼーションの理論』 信用理論研究学会編 (大月書店, 2006年)	増田 和夫	70

誌面批評

書評「特集 切り崩される社会保障」	中井 健一	80
-------------------	-------	----

6カ国協議と問題解決への道

YAMADA Bunmei

山田 文明

2月8日から6カ国協議が北京で再開されるが、これまでの経過は何らかの期待を持つべきでないことを示している。すでに2005年9月の『共同声明』で「北朝鮮は、一切の核兵器及び現在の核計画を放棄」すること、ならびに「1992年の『朝鮮半島非核化宣言』を遵守・実行する」ことに合意した。韓国と北朝鮮の総理が署名した『朝鮮半島非核化宣言』では、「南と北は、核兵器の実験、製造、生産、搬入、保有、貯蔵、配備、使用をしない」と誓い合っていた。

『朝鮮半島非核化宣言』が守られていたなら、現在の6カ国協議は不要であった。そして、『共同声明』も守られることなく、北朝鮮はミサイル開発を進め、核保有を宣言し、核実験まで行った。これまでのところ、6カ国協議は北朝鮮に安心して核開発をすすめる環境を提供してきただけだ。「朝鮮半島の非核化を実現すること」を目標にした6カ国協議が完全に失敗に終わっていることを直視しなければならない。

再開される協議も94年の米朝枠組み合意に戻るような形になり、金融制裁も解除することになれば、北朝鮮は核保有国のみ、寧辺の原子炉の凍結・閉鎖などを条件に、外国からの支援を手に入れることになる。これでは、これまでの6カ国協議の欠陥をそのまま継続し、繰返すもので、金正日一人勝ちの6カ国協議が続くことになる。

今求められるのはその効果、影響を見据えた問題解決への具体的な戦略、政策を議論・検討し、日本として担うべき役割を明確にすることである。

北朝鮮を巡る問題は核と軍事挑発の問題だけに止まらず、韓国首脳を狙ったアウンサウン廟と大韓航空機の爆破、他国民の拉致、あるいは北朝鮮国内の強制収容所と公開処刑を頂点とする北朝鮮住民に対する迫害などテロと人権犯罪の問題、そして偽ドルや麻薬の密輸など社会経済犯罪の問題がある。そのどれもが私たち日本社会に深く関係している問題である。

この3つの問題の解決は、それぞれ独立に、互いに無関係に進むものではなく、密接に関連して進むと思われる。いずれも金正日政権の基本的な

性格にもとづくものであり、個別の政策上の失敗や担当者のミス、方針の一時的な誤りなどによって生じている問題ではない。

核問題については6カ国協議が継続しているとともに、国連決議にもとづいた制裁が実施されている。しかし、最大の支援国である中国が制裁に消極的で、支援を続けているため、圧力としての効果は削がれている。社会経済犯罪に対しては各國の取り締まりが強化され、金融制裁も一定の効果を挙げているといえる。

取組みがもっとも弱いのは人権犯罪に対する国際的な対応である。

北朝鮮国内の人権状況は脱北者の証言などから十分に知ることができる。300万人に達すると推定されている餓死者の発生も、少なくとも回避措置を怠った金正日政権の権力犯罪である。個々の家庭内まで監視し、強制収容所と公開処刑を手段とした住民支配の下で、人々はいつわが身に降りかかるかもしれない迫害の恐怖のなかで暮らしている。私たちの日常生活からは想像もできない事態があり、人々は肉体的にも精神的にも追いつめられ、人間性を痛めつけられている。

私たちは多くの脱北者と出会い、一緒に行動する機会を得たこと、そして今では何人の脱北した人たちと日常的に接することで、北朝鮮の人々の生活の実情と被害を目の当たりに知ることになった。脱北後に中国で受ける被害も重大であることを知った。

拉致被害者を含めて、北朝鮮に係る人権被害の全体を見つめれば、金正日政権によって複数の核兵器が使用されたに等しい被害が生れていることに気づかされる。

その被害は北朝鮮国内だけではなく、食糧と安全を求めて脱出した中国でも発生していることに注目する必要がある。かすかな望みを託してようやく中国に逃れても、そこでは保護を受けられず、拘束されて北に送還されれば拷問を受け、労働鍛錬隊に送られ、事情によっては政治犯収容所に送られる。脱北女性は人身売買の被害に会うこともめずらしくない。彼女たちが北に送還されたり、

あるいは運良く韓国に逃れたりすることで、中国で産まれた子供たちだけが残され、戸籍もないこのような子供たち多数が学校教育も受けられずにいる。

脱北者の中には当然日本関係者も含まれている。その人たちは故郷である日本、親族がいる日本、祖国である日本に戻ることを願っている。

脱北者が中国で受ける被害、北朝鮮に送還されて受ける被害の責任は、第一に中国政府にある。そして、自国民またはそれに準じる立場にある脱北者の保護に十分対応していない韓国政府と日本政府の責任も重大である。

核兵器が使用されたような被害を出している金正日政権の人権犯罪に国際社会が、そして日本社会が強い関心を持ち、行動を起こさない限り、6カ国協議が実質的成果を上げることはできないであろう。各国政府が金正日政権の被害者を救済することに関心を持たず、政権としての「国益」だけを考えて協議することの限界である。

中国政府関係者も韓国政府関係者も、幾度とな

く「脱北者が大量に発生すれば、北朝鮮政府が崩壊する」と主張してきた。ここには金正日政権を維持しようとする意図が現れている。また、脱北者の大量発生が金正日政権を崩壊させるほどの影響があると認識していることを示してもいる。

人権・人道を基本にして手を差し伸べ、すぐに救える人から救って行くのが当然ではないか。日本政府と日本社会が行なうべきことは、日本に救いを求める脱北者を迅速に保護し、心身の健康を回復する機会を提供することである。その人たちは日本国籍者あるいは日本定住者の親族ではないか。

金正日政権の被害者を救える人から救って行く、その行動の先に、脱北者のみならず、拉致被害者の救出へ、さらに核問題の解決へ、道が開けてくることになる。北朝鮮に住む人々も誰が自分たちの見方であるかを知ることになる。小さなこの道は問題解決の大道に通じる確かに安全な径路である。

(やまだ ぶんめい 所員 大阪経済大学)

北朝鮮経済に関する最新情報

OHNISHI Hiroshi

大西 広

I はじめに

元来、「北朝鮮の専門家」ではない筆者ではあるが、ひとつには2002年のアメリカ留学時にこの分野のドイツ人研究者との交流を行なったことがきっかけとなり、昨夏には四泊五日の平壤・開城「調査」を果たし、それがあまりにもマスコミ報道と異なることを知っては発言をしないわけには行かなくなってしまっている。本誌前号で平壤で得た情報を掲載していただいたのもそのためであるが、こうした報告は本誌以外でも『京都大学上海センター・ニュースレター』第132号、2006年10月26日付けや環日本海経済研究所『ERINA REPORT』第73巻、2007年1月でも発表したので本誌読者には是非ご覧いただければと思う。前者では、ここ2年間のインフレの進行を論じ、後

者では開城工業団地の様子をレポートしている。また、本誌前号の小論を含む三本の小論は『エコノミスト』10月31日号で縮約しているので、これもまた参考にされたい。

しかし、この「調査」以降に核実験の強行、六者協議の実現・合意と事態が急展開する一方で昨夏の水害の影響に関する異なる情報の錯綜など明らかにすべきことは増える一方であり、北朝鮮国内への「訪問調査」こそ、その後は実施していないものの、中朝貿易の現場調査を含む筆者自身の情報収集も進んでいる。現地情報に基づかない加減なマスコミ報道が横行する以上、こうした調査の中間報告をここで行なうのも意味があると考え、ここで行なうものである。

II 中国外交部の状況判断

ところで、これは本誌前号で少し言及をしたことであるが、私は今回の核実験を経済危機の深化の結果としてではなく、経済制裁にも耐えられるだけの経済の改善の結果として理解すべきと考えている。これは実は『SAPIO』07年2月14日付けの李英和論文が紹介する「人民は商売で生きる術を覚えたから、第二の苦難の行軍は絶対に起きてない。苦しくても人民は絶対に生き延びるから、経済制裁を強めてもっと上層部を困らせろ」との北朝鮮のある企業家の言葉とも皮肉にも対応する。つまり貧困層の最低生活は制裁によっても維持されるレベルに経済が改善している。そして、この認識が中国外交部においても同じであることを確かめる機会があった。

これは、昨秋の第一回目の六者協議が終了した直後の昨年末、六者協議に当たっている知人に会いに中国外交部を訪問して得られた情報である。実はこの日、日本からは河野洋平衆議院議長の訪中のため、この友人に会うことはできなかったが、そこで一緒に働く外交官にはお会いすることができ、「マスコミで言われているほど北朝鮮経済はひどくはない」との中国外交部の認識を確かめることができた。これは、私の日本の友人が同じく昨年春にお聞きした認識とも同じで、中国外交部の認識が変わっていないことを示している。私と彼らとの信頼関係から言って、わざと事実と異なる認識を述べたとは思われない。

なお、この問題と関わって「アメリカと北朝鮮との合意を望む」との認識も改めて示された。これは今や実際にも進んでいるので新情報とは言えないが、いずれにせよ、北朝鮮の経済情勢には日本の通常の理解との大きなギャップがあること、米朝関係改善の可能性への大きな期待のあることがわかる。日本のマスコミ論調がいかに世界の認識とズレているかを知らなければならない。

III 縮小していない中朝貿易

もうひとつ、年末に筆者が調査したことで報告しておかなければならぬことは、中国丹東経由

の対北朝鮮貿易が現在も通常通り継続されていることである。日朝間の貿易のほとんどが停止してしまったという状況の下で、北朝鮮の対外貿易はその圧倒的な部分が対中のものになっており、その八割はこの丹東経由となっている。したがって、この地の対朝貿易を知ることは北朝鮮貿易の現状を知る上で最も重要なポイントとなっている。上記中国外交部を訪問した翌日、私はこの地丹東を訪問し、北朝鮮に送る物資を搬入する巨大なトラック・ヤードを見ることができた。時々、日本の北朝鮮報道でも鴨緑江上の鉄橋を北朝鮮側に渡る中国のトラックの映像が流れるが、この映像ではトラックの台数も分からなければ、その積荷の内容も分からぬ。しかし、私が見たのはそのトラック・ヤードであって、驚くべき事実を知ることができた。ただ、実は、このヤードで外国人が写真を撮ることは禁止されていたようで、私はここで警察につかまることとなる。もちろん、写真も没収されたのでここでお示しすることはできない。文字通り「体を張った」取材をしたことになる。(ついでに言うと、私と一緒にラトビア人のジャーナリストらしき女性も捕まり、またその直前にも別の西洋人男性が捕まっていた。欧米人のほうが熱心に取材している証拠かも知れない。)

それで、このトラック・ヤードで驚いたことであるが、それはそこに集まるトラックの多さばかりではなく、送り出されている物資の内容であった。小麦粉などの食糧原料、コンロや建材などの工業製品などだけではなく、正月に各家庭が食べると思われるスイカやメロン、バナナといった高級果物が大量にあり、それらは20-30センチ四方ほどの綺麗な箱に詰められていた。これが真冬のことであることを考えると輸出禁止となっているはずの「贅沢品」ではなかろうかとも思ったが、ともかくそれを積み込む大型トラックだけでも訪問の瞬間午後三時頃にも10台はあった。もし、一台に $15 \times 15 \times 30 = 6,750$ 箱入るとすると、この瞬間に積み込まれていた箱は7万箱程度。これが一日に三サイクル搬入されるとすると20万箱。そして、十日間続けば200万箱となる。つまり、こうした高級果物を正月に食する家庭が数百万戸程度は存在するということになり、北朝鮮人口の何分の一かは、この水準に達していることになる。

IV RENK 情報とのすり合わせ

実際、この推計はこれまでの私の調査の実感とも合っており、また前述の『SAPIO』07年2月14日付け李英和論文が紹介する反北朝鮮活動組織RENKの以下のような情報とも合致する。すなわち、この情報では北朝鮮の社会階層を①幹部及び外貨稼ぎ部門の家、②白米を食べる家、③トウモロコシを食べる家、④薄い粥を食べる家、⑤浮浪者に分け、4—5年前にはこの比率が、①20%、②25%、③25%、④25%、⑤5%だったのが、ここ1—2年は①+②50%程度、③0%、④4-50%、⑤0%になったとしているからである。この情報を李英和氏は④階層の増大に比重を置いて紹介しているが、それは同時に浮浪者の消滅、③階層の一部の上昇を意味するものにもなっている。丹東で輸出されていた果物が「高級」であることを考えれば、①の階層が20%に留まらず、さらに拡大しているのではないかと考えられる。

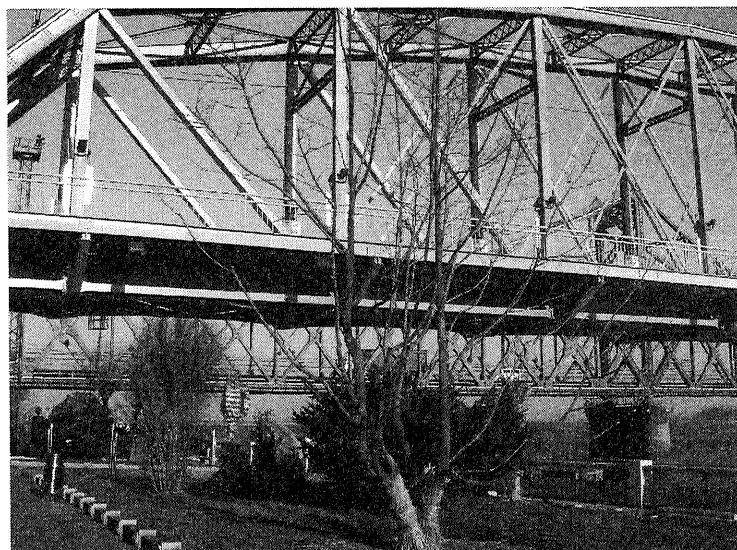
それからもうひとつ、このRENK情報が興味深いのは、階層④に属する世帯の家計状況として、黄海道で履物商売を始めた主婦が当初月1万ウォンの生計を立てていたとのことである。これは月

2,500ウォンとなっている世帯主賃金の四倍であり、つまり階層④世帯においても「副業」収入が通常の国有企業賃金の4倍程度まで拡大していることが示されている。これは私の以前の論考を強く傍証する結果となっている。

李英和論文はこの「1万ウォン」との数字を裏付けるもうひとつのデータも提供してくれている。というのは、一般庶民が今や大挙して商売に励んでいるとの前提の上で、

「どんな商売でも1日に5,000ウォン以上は稼がないと商売を続けて子どもを学校に通わせられない。だが、約70%が2,000—3,000ウォンしか稼げず、5,000ウォン以上稼ぐ者が日増しに減っている」

との記述によって、それぞれの商売人が毎日3,000ウォン程度の売り上げは得ていることを示唆しているからである。毎日3,000ウォンの売り上げがあれば、月30日働けば10万ウォン弱の売り上げとなり、そこから純利益が一万ウォン程度出てもそう不思議ではない。これらのデータは多くのマスコミ系北朝鮮ウォッチャーの主張とは異なり、北朝鮮経済が通常のコースを辿って十分に「市場経済化」していることを示している。



手前の橋は朝鮮戦争時に米軍が破壊したもの。向こうの橋は北朝鮮に通じている。中朝国境中国側の町丹東にて。(筆者撮影)

V 韓国で得られる驚くべき北朝鮮情報

以上的情報に加えてさらにもうひとつ、韓国通商外交部傘下の「東アジア平和投資」というNPO組織の活動についても付言しておきたい。これは、この組織からアドバイザーの就任依頼を受けたことから存在を知ることとなったものであるが、今後対北朝鮮投資が急拡大する時期が来るとの判断のもと、米朝、中朝、日朝、朝韓関係がどのように推移するか、対北朝鮮投資の経済効果をどう判断するかなどの諸項目を指標化して月単位で発表することを目的とした組織である。この指標を当組織は「北朝鮮投資可能性指数NKII」と呼んでおり、この指標作成のための協力者になるよう依頼を受けたというわけである。まだ立ち上げ途上の指標ではあるが、韓国内外の多くのウォッチャーの協力を得ており、また韓国通商外交部との関係を持っているというのが重要である。この一月、ソウルにあるこの事務所を訪問する機会を持ったが、欧米系スタッフに止まらず日本人スタッフも揃えている立派なNPO組織であった。このように、対北朝鮮の経済活動がある種数量的に分

析している組織があることを日本人は知っておかねばならない。ホームページは <http://www.eapi.org/> となっており、英語、日本語でも読めるので一度チェックされたい。

この関係で言うと、やはり韓国では北朝鮮情報が充実していて、ホームページ上には以下のような北朝鮮社会の様子を伝えるものがある。たとえば、このNPO組織に教えていただいたあるウェブサイトの書き込みには、次のような北朝鮮の市場経済化の実態が書かれている。

- ・国有企业労働者は個人的経済活動を許してもらうために企業に納付金を払っているが、それは地域毎に違い、また個人の生計手段及び経済的な水準を考慮して策定されている。
- ・黄海道では民間人が運営する船は船主が利益を分配している。国家の許可を受けた船でもそうでない船でも、船主は通常収益金の30%を潜水夫に、ホースを取る仕事の労働者に10%，船の機械を操作する労働者に10%を与えている。
- ・水産業分野でも「社会主義」的に生産するものはほとんどなくなった。以前のように現物計画、指標計画、売上計画などの概念がなくなっている。以前には國家で生産をして、生産物を販売・処理して、労働者たちを食わしていたのが今は個人たちが自分でするようになっている。形式



主に北朝鮮向け民間貿易業者が集まる丹東の通称“平壌市場”的建物。ここはタイヤ業者、家具業者のショップ（筆者撮影）

上國家企業であっても実質的にはすべて個人商業となっている。

- ・たとえば船主が10万ウォンを稼いだ場合、労働者に月給として1万ウォン、軽油購入に1万ウォン、船の修理費として1万ウォンを使うと7万ウォンが利潤として残る。そこから一部を国家に納付する。軽油はいくつかの購入所を渡り歩いて最も安いところで購入している。
- ・サザエを取った水産業者を中国の商人たちは港に来て待ち、水産業者は彼らの中で最も高く買ってくれる者に売る。これは競売という形で行なわれている。

(以上2006年9月21日付けの書き込み)

- ・以前は長距離の交通手段は列車が唯一であったが、電力状況のためにその運行がうまく行かず、他方で商業の活発化による交通需要の拡大の下で各企業は自分がもっている予備の車を使うようになっている。
- ・が、もっと合法的な長距離バス企業も現れた。それは、北京資本との合弁の民間企業であり、国家によって認められており、その収入の一部は国家に納付される。国有の旅客事業は今は最小限の運行しかできていない。

(以上2006年9月19日付けの書き込み)

- ・定年退職した教員だけではなく、現職の教員までもが月給では食べていけないので裕福層の子供に個人指導して収入を得るようになっている。党はそれを厳しく禁止しているが、ピアノ、英語などを個人指導で教える反面、学校に出勤しなくなっている。党幹部たちも教師の劣悪な事情をよく知っているので、たまには大目にみることもあるが、基本は禁止となっている。音楽大学を卒業した人、英語上手な人たちはこれによつて一月に3万ウォンほどの収入を得ている。

(以上2006年11月23日付けの書き込み)

- ・下層一般住民の月収は3~4万ウォン程度、中流住民の月収は9~15万ウォン程度、上流層の月収は100万ウォン程度で、上流層は家政婦を雇っている。

(以上2006年11月7日付けの書き込み)

どうだろうか。日本では北朝鮮の大多数の国民が飢えているなどといった報道が満ち溢れているが、進行する市場経済化は貧民を生み出すとともに富裕層の着実な成長をも実現している。さらに、知り合いの在日韓国人からも帰国した知人の元在

日朝鮮人が平壌で金融業を営み、ベンツを乗り回しているとの話を聞いた。また、このウェブサイト上には、こうした富裕層と司法機関など、権力との癒着も相当深まっているという記事も書き込まれている。ちなみに、先のRENK情報と合わせれば、現在の階層①は100万ウォン、階層②は9~15万ウォン、階層③は3~4万ウォン、階層④は1万ウォンの月収を得ていることになるので、今、これらの数字を基礎に国民総個人所得に占める「国有経済」と「民間経済」の比率をラフに推計すると次のようになる。すなわち、今、人口を100に基準化して考えると

$$\text{階層①人口 } 25 \times 100\text{万ウォン}$$

$$= \text{総収入 } 2,500\text{万ウォン}$$

$$\text{階層②人口 } 25 \times 12\text{万ウォン}$$

$$= \text{総収入 } 300\text{万ウォン}$$

$$\text{階層③人口ゼロ} \times 3.5\text{万ウォン}$$

$$= \text{総収入 } 0\text{万ウォン}$$

$$\text{階層④人口 } 50 \times 1\text{万ウォン}$$

$$= \text{総収入 } 50\text{万ウォン}$$

$$\text{階層⑤人口ゼロ} = \text{総収入 } 0\text{万ウォン}$$

したがって、RENKの人口割りが正しければ月当りの人口100人当りの国民総収入は2,850万ウォンとなり、このうちの88%が階層①に占められていることになる。他方、国民はすべて2,500ウォンの月収を公的セクターから得ていることになっているから(階層①や②は国有企业に属していない可能性もあり、その部分をはずすこともできるが、ここでは簡単化のために全国民が属していることにする)、この「公的賃金」は総計で $2,500\text{ウォン} \times 100 = 25\text{万ウォン}$ となる。つまり、ここで「国有経済」対「民間経済」の比率は $2,850 : 25 = 114 : 1$ ということになる。個人収入ベースで見る限り、市場経済が北朝鮮経済のすでに圧倒的な部分を占めていることが再確認される。

なお、ここで見た所得格差をジニ係数ベースで計算すると、0.675となる。これは、駒澤大学助教授山口浩氏がウェブサイトで公開している世界123ヶ国のジニ係数比較ではナミビアについて第二位の所得不平等国ということになる。中国の0.33、アメリカの0.299、日本の0.217と比べられたい。

VI 農業生産と食糧危機の問題について

本稿の最後にさらに一点だけ付言しておきたいことがある。それは、重村智計氏がテレビで何度も主張している「昨夏の水害被害は北朝鮮の年間必要量の半分200万トン分に達する」との問題についてである。伝えられる水害被害の耕地面積を北朝鮮の全耕地面積で割ると2%となるので、これは全収穫量のせいぜい数パーセント程度、生産量にして10万トン程度にすぎないと私は評価している。まず、AFP通信はソウル駐在国際危機管理グループの北東アジア部長ピーター・ベック氏の発言「国際的な食糧支援がなければこの冬に飢餓が発生する」を紹介し、世界食糧計画などの国際機関も70万トンの食糧が不足しているとの見解を発表していたが、既に「この冬」は経過し、そこで飢餓が起きたとの情報はない（先のRENK情報でも浮浪者が消滅したとなっている）ので少なくともベック氏の発言に問題があったことは明確である。それでもこうした情報が氾濫する中、これらの情報にどう付き合うかが重要となっている。この趣旨からこの問題について少しコメントしておきたい。

第一は、ここで言われている「食糧不足量」の推計は「食糧必要量」を何百万トンとするかで、まったく異なってくるということである。私の知るところ、北朝鮮はその「必要量」を600万トンとしており（食糧援助を得るために大目に主張している可能性がある）、他方、冒頭で述べたドイツ人研究者は240万トンと計算していた¹⁾。例えば生産量が530万トンであった場合、後者を基準とするとそれは最低必要量の倍以上ということになるが、前者を基準とすると70万トンが不足するということになる。私は世界食糧計画の数字はこの

あたりを想定しているのではないかと睨んでいるが、たとえば重村氏の計算は何を「必要量」とし、何万トンの生産があったとしているのか。今や既に事実問題として破綻が明確となった発言内容ではあるが、報道統制下のテレビ解説者の発言を鵜呑みにできない好例として指摘しておきたい。

なお、こうした食糧事情問題についても、私は昨年11月、韓国で以下のような興味ある話を聞いている。というのは、私の友人のそのまた友人に韓国慶北大学校金順権教授という方がおられるが、スーパー・トウモロコシの発明家として北朝鮮におよそ40回も呼ばれているこの方の観測もまた北朝鮮の食糧事情を「豊作」と評価されているということである。この方は「親北朝鮮」ではないが、その力量を問われて北朝鮮各地の食糧生産を見学し回っておられる。そして、その方が言うのだから、これほど信頼できる情報はない。この方に北朝鮮が事実と異なる農業生産の現場を見せているとは思われないからである。

昨年夏、平壌を訪問したとき、平壌でお会いした在北朝鮮の日本人が、飢餓当時は平壌でも餓死者が出たと私にそっと教えてくれた。これは事実である。が、すると、もじこの当時の飢餓状況になるということであれば、今年も平壌で飢餓とならなければならないが、現実には上述のように丹東から高級果物が続々と搬入されている。日本のマスコミ報道に踊らされてはならない。

注

- 1) 先の韓国ウェブサイトには、収容所（労働鍛錬隊）では一日三食で450グラムの穀物が与えられており、それを基準に北朝鮮の総人口2,300万人をかけると年380万トンが必要量ということになる。ただし、この収容所で重労働をしない場合一日300グラムとなるので、これを基準に北朝鮮の総人口をかけると253万トンとなる。

（おおにし ひろし 所員 京都大学）

アメリカの住宅バブル

OI Tatsuo

大井 達雄

アメリカの住宅市場は2005年をピークに減速している。アメリカの住宅販売量の推移を表したのが図1である。2005年の住宅販売量は記録的な水準であったが、翌2006年には新築住宅が106.1万戸、中古住宅が648万戸となり、それぞれ17.3%、8.4%減少している。販売価格（中央値）は2006年も引き続き上昇しているものの、2006年末の在庫量は、2005年と比較して、新築住宅で4.6%、中古住宅で23.3%それぞれ増加している。

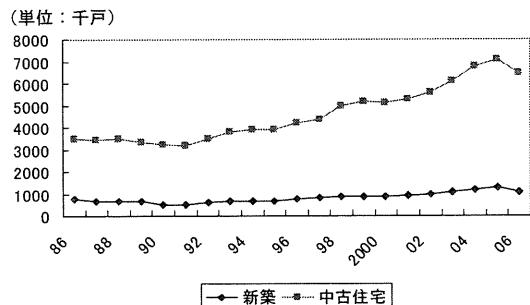


図1 住宅販売量の推移

出所：参考文献 [3]

このように現在のアメリカの住宅市場は在庫が膨らみ、取引を締結するまでの時間がかかり、一部の地域では住宅価格も下落している。その結果、消費者にも買い控えの動きがみられ、住宅建設業者が新築住宅の建設を抑制し始めている。新築一戸建住宅の着工戸数は2005年には171.6万戸と記録的な水準であったが、2006年は減少することが予想されている（2006年第3四半期では前年同期と比較して、2割近く減少している）。

アメリカで住宅バブルの存在が指摘されたのは、1990年代後半である。1990年代初頭にはS&Lを中心とした金融機関の処理に苦しんだが、その後、処理も一段落し、不動産市場は回復した。そして、最初にバブル崩壊の危機説がたったのが21世紀初頭である。ITバブルが崩壊したこともあり、次は住宅市場が弾け、住宅価格が下落するのではないかと指摘された。しかし、そのときは金

融緩和政策を推し進め、2003年には住宅モーゲージ金利（30年間、固定金利）が戦後初めて6%を下回った。金利の低下によって、世帯の住宅取得意欲が刺激され、活況を呈することになった。

再び、アメリカの住宅バブルの懸念が言われるようになったのは2004年頃である。その後、バブルの存在を認めなかった米連邦準備理事会のグリーンスパン議長（当時）でさえ、バブルの予兆を「フロス（泡）」と表現し、住宅価格の高騰に懸念を示すようになった。しかし、米連邦準備理事会が短期金利を引き上げたにもかかわらず、2005年は新設住宅着工戸数や住宅販売量は落ち込みます、逆に増加することになったのである。その結果、現在のアメリカの持家率は69.0%まで上昇している（2006年第3四半期時点）。その反動が各種の統計指標に現れ、現在に至っている。ここでは、アメリカの住宅バブルの実情とその問題点について述べていく。

I バブル否定論 —ファンダメンタル仮説—

アメリカの住宅市場がバブルであるかどうかの評価は、いまなお、多くのエコノミスト、アナリスト、不動産業界、金融業界の中で議論が行なわれている。まず、アメリカの住宅市場がバブルではないという論拠を紹介する。バブル否定論の論拠として、以下の3点が存在する。

- (1) 低失業率と家計収入の増加
- (2) 移民の増加
- (3) 住宅モーゲージ金利の低さ

(1)の低失業率と家計収入の増加については、アメリカ経済が好調なこともあります、失業率も低く、家計収入も増加している。個人所得の場合、2000年に8,430ドルであったが、2004年には9,713ドルと約15%も増加している。

(2)の移民の増加については、黒人やヒスパニックなどのマイノリティを中心に移民が増加し、カ

NEWS を読み解く

リフォルニア州などでは毎年、数十万人規模で人口が増加している。さらに移民が定住し、結婚や出産による家族の増加とともに、マイノリティの持家化が進展している。マイノリティの持家率は1995年には43.7%であったが、2004年に、はじめて50%を超え、2005年には51.3%まで上昇している。特にアジア系のマイノリティの持家取得が活発である。

その結果西部地区の持家率は59.2%（1995）から64.4%（2005）と10年間で5.2%も上昇している。同期間において、北東部が62.0%から65.2%（3.2%増）、中西部が69.2%から73.1%（3.9%増）、南部が66.7%から70.8%（4.1%増）と比較しても、その上昇率の大きさが理解できる。

(3)の住宅モーゲージ金利の低さについては、連邦住宅金融抵当金庫（フレディマック）の調査によると、過去20年間で最も低い水準にある（30年間固定金利）。1985年には12.43%であったが、2005年には5.87%と半分以下の水準となった（現在は再び6%を超えている）。この結果、1985年と2005年を比較して、世帯の住宅モーゲージの支払額は半分程度の返済額で済むことになる。

（単位：%）

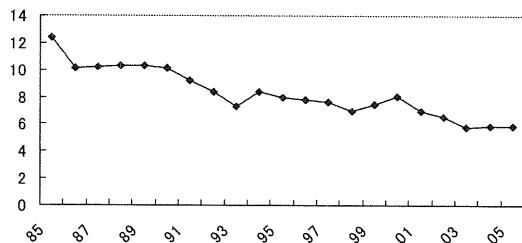


図2 住宅モーゲージ金利の推移（1985～2005年）

出所：参考文献 [4]

上記のような3つの論拠に加えて、今後、ベビーブーマー世代の子供であるX世代、Y世代の住宅取得が進むことから、アメリカの住宅価格はファンダメンタルに基づいた価格形成がなされており、現在の住宅価格の落ち込みも一時的なもので、2007年下半期から反転すると一部のエコノミスト、不動産仲介業者、ディベロッパーが指摘しているのである。

II バブル肯定論

新型住宅モーゲージの影響

一方で、バブル肯定論がここ最近、金融界を中心再び指摘してきた。その論拠は、過剰な優遇税制とともに、新型住宅モーゲージを問題視する声が多い。アメリカでも、日本と同様、長期間にわたって固定金利で住宅資金を借り受ける形態が一般的である。しかし、規制緩和の影響で、誰もがマイホームの取得が可能な新型住宅モーゲージ制度が誕生した。

その1つが、インタレスト・オンリー・ローン（Interest-Only Loan）である。この住宅モーゲージは初めの一定期間（5, 10, 15年）は利息だけを支払い、一定期間以後は、元利合計額を支払っていくものである。さらにインタレスト・オンリー・ローンよりもハイリスクな形態として、ネガティブ・アモチゼーション・ローン（Negative Amortization Loan）がある。これは、一定期間であれば、元本だけでなく、利子の一部も繰り上げができるものである。

このような住宅モーゲージは当初の返済額が小さいが、その後返済額が激増するため、将来確実に高収入を得ることが予想される若年世帯を対象に開発されたものである。しかし、このような方法を使えば、借入可能金額が増加することから、低所得層でも従来なら取得できない高級物件を容易に購入することができるようになった。それゆえ、投資目的で高級物件を購入し、返済額が増加する前に所有物件を売却して、キャピタルゲインを得ることを目的している世帯も数多く存在する。

さらに、ホーム・エクイティ・ローン（Home Equity Loan）の存在もあげられる。ホーム・エクイティ・ローンとは、所有住宅の価値（時価）から借入残高を差し引いた部分（自己資本）を上限として、融資を何度も受けることができる制度である。例えば、30万ドルで住宅を購入し、その後、40万ドルまで所有住宅の時価が上昇した場合は、10万ドル（40万ドル-30万ドル）の追加融資を受けることが可能になる。所有住宅の時価が上昇すればするほど、与信限度額が増加する仕組みになっている。

このようなホーム・エクイティ・ローンを使っ

て、資産価格の上昇分の追加融資を受けることによって現金化し、家計に余剰資金を生み出す方法を、キャッシングアウト（Cashout）という。フレディマックによると、このキャッシングアウトの金額は2001年から急激に伸び、2005年には2,618億ドルまで増加している。この金額は2000年の262億ドルと比較すると、約10倍の市場規模に拡大している。また再融資金額に占めるキャッシングアウト金額の割合も2005年には21.8%と、はじめて20%を超える、今後もその割合が増加することが予測されている。

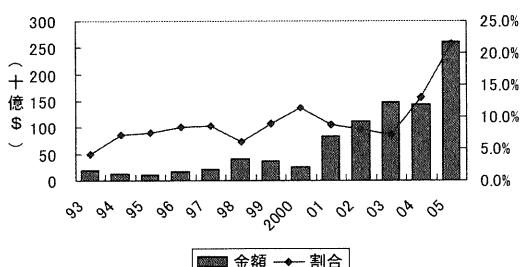


図3 キャッシュアウトの発生金額と
再融資金額に占める割合

出所：参考文献〔4〕

このような新型住宅ローンだけでなく、投機的な住宅投資額が増えている要因として、住宅に関する優遇税制の存在もあげられる。従来から、アメリカでは持家政策を積極的に推し進めていることもあり、住宅税制は他の税制と比較しても厚遇されていた。住宅モーゲージ利子や不動産税の所得控除がその代表であるが、それ以外にも、住宅リフォーム費用の譲渡所得金額からの非課税制度がある。つまり、住宅リフォーム費用に関しては、その全額が住宅を売却した際に発生する譲渡所得益から控除することができる。控除可能な住宅リフォーム費用の範囲は広く、単なる修繕のための費用だけでなく、資産価値を増加させるような資本的支出も含まれる。これによって、例えば20万ドルで中古住宅を購入し、5万ドルをかけてリフォーム工事をした後、30万ドルで売却した場合には、本来なら売却額である30万ドルから取得価額である20万ドルを差し引いた10万ドルに対して税金がかかることになるが、住宅リフォーム費用を譲渡所得益から控除することができるこ

ともあり、結局5万ドル（10万ドル - 5万ドル）に対してのみ課税されることになる。

このような制度を最大限に活用して、インタレスト・オンリー・ローンを使って高額物件を取得し、月々の返済額を減らし、返済額が増加する前に売り抜ける投資手法、ホーム・エクイティ・ローンを使用して、住宅を購入し、必要でない高額な住宅リフォームを行って、住宅の価値を引き上げ、引き上げた部分を現金化する投資手法、マイホームを所有しているにも関わらず、価格上昇を期待して、セカンドハウス（別荘）を購入する投資手法などが国民の間で一般的になりつつある。

加えて、1997年の税制改革の影響で、2年以上居住した家を売却する際に得た売却益については、一定金額（単身者の場合25万ドル、婚姻世帯の場合50万ドル）までの譲渡益が非課税となった。2年以上居住した家であれば、何度も適用可能であるため、複数の家を所有し、2年間居住しては、転売するということを何度も繰り返し、資産を増やしている世帯も存在する。

アメリカ経済にとって、2005年まで住宅こそが最もリスクが少なく、しかも高いリターンをもたらしてくれる投資商品だった。多くの国民が住宅投資によって得た資金を、株式や自動車などの耐久消費財の購入にあてることができた。その結果、国内消費が拡大し、アメリカ経済の好況が続いている。このことから、現在の景気は住宅バブルによって下支えされているといえる。

当然のことながら、上記のような投資手法は住宅価格が上昇し続けているときは、富を生み出すシステムとして機能するが、いったん住宅価格が下落すると、世帯は過剰債務に苦しめ、住宅ローン破産世帯が増加することになる。事実、住宅モーゲージの延滞率は10%を超え、住宅モーゲージローン破産世帯は増加傾向にある。

III 住宅バブルの崩壊の影響

上記ではアメリカの住宅バブルの実情について、バブル否定論と肯定論の2つの立場を紹介して説明した。はたして、どちらの意見が正しいのか？現在の状況では、バブル肯定論のほうに理があると考えられる。もはや、アメリカの住宅市場はオーバーヒートした市場であるといえる。

NEWS を読み解く

バブル否定論は、今後も住宅市場が成長し続けると主張するが、それは困難であろう。その一例として、2005年現在、世帯主の年齢が34歳以下の世帯の持家率は43%であり、まだまだ上昇する余地があるが、35~44歳の世帯でさえ、持家率は69.3%と既に全米の持家率(69.0%)を超えている。もはや、1990年代後半から2000年初頭にかけて急騰した持家率のように、当分の間は再び増加することは難しいであろう。

アメリカの住宅バブルは現在、崩壊の過程にあると考えられるが、その影響については、アメリカ国内だけでなく、世界経済全体に及ぶことが指摘されている。具体的には、住宅モーゲージ破産世帯の増加と家計消費の低迷から、アメリカ国内は不況に陥る。不況となれば、日本や中国からの輸入品の購入は減少するため、日本や中国の景気が悪くなるというものである。そこから世界同時不況の発生を唱えるエコノミストも存在する。

世界同時不況も、当然深刻な問題であるが、アメリカの住宅バブルがもたらしたものはそれだけではない。アメリカ人にとって、持家とはアメリカンドリームの大事な要素であり、日本と同様、家計にとって最大の資産である。従来の住宅投資は、株式投資と違って、長期保有を通じて、キャピタルゲインを享受することが一般的であった。しかし、昨今の金融のグローバリゼーションの進展によって、株式市場を代表とした金融手法が不動産投資信託や商業不動産市場だけでなく、住宅

市場にも適用され、住宅は金融市场に完全に組み込まれてしまっている。つまり、日常生活に欠かすことのできない住宅でさえも株式などと同様に投資商品となり、生活の論理ではなく、資本の論理に従うことになる。このことは景気動向によつては居住環境が大きく脅かされ、私たちの居住の不安定化を意味することになるのである。

参考文献

- [1] Joint Center for Housing Studies of Harvard University, *The State of the Nation's Housing 2006*.
- [2] U.S. Bureau of the Census, *Construction Statistics* (<http://www.census.gov/const/www/index.html>)
- [3] National Association of Realtors, *Home Sales* (<http://www.realtor.org/Research.nsf/Pages/EHSdata>)
- [4] Freddie Mac, *Housing and Mortgage Data* (<http://www.freddiemac.com/news/finance/data.html>)
- [5] 「特集 米国住宅バブル崩壊」,『週刊 エコノミスト』2006年3月7日号
- [6] 田中和代「World View アメリカの不動産税制と需要喚起策②」,『不動産流通』2003年10月号, 58-59頁

(おおい たつお 藍野大学)

ガバナンス支援における今後の課題 ボスニア・ヘルツェゴビナの事例から

IZUMIYA Hikaru
泉谷 晃

I ディトンから12年

20万の死者、200万の難民を出した第二次大戦後の欧州において最大の惨事といわれるボスニア・ヘルツェゴビナの内戦を覚えているだろうか。ミロシェビッチによる民族主義的扇動に端を発する正教徒のスラブ、カソリックのクロアツ、そしてムスリムという三つ巴の民族紛争は、今もモンテネグロ独立、コソボ問題など当地に大きな影響を残している。嘗て社会主義の一つのモデル足りえたユーゴスラビアは、今はEUの周辺として貧困の中にある。

停戦から10年あまりが過ぎ、傷跡は癒えたのか。彼らの復興への努力、それに対する国際社会による支援は成果を上げているのだろうか。ここでは筆者が国際機関の職員として、またJICA専門家として2004年から2006年末まで都合3年間、ボスニアの戦後復興に関わった経験から、多民族社会

への復興支援の難しさと今後の課題について、特に現在、援助の主流であるガバナンス支援に注目し、少し書きたい。

II ガバナンス支援とは

冷戦以降の援助手法は、換言すると「より積極的に介入、干渉する援助」へと、その性格を変えた。従来型の援助が国家主権、内政不干渉の原則に基づき、モノ、金、技術を与えることを目標としたのに対し、冷戦後の援助は人権の尊重・法の支配・民主主義の実現を目標に国際干渉が主流となり、制度再構築、改善を目的とした相手国政府へのアドバイザー派遣などによるガバナンス支援が多く行われている¹⁾。

ガバナンス支援とは何か。筆者が経験した国際協力機構（JICA）、また欧州安全保障協力機構（OSCE）の定義によれば、平和構築支援におけるガバナンス支援は二つの目標を持つ。先ず①紛



未だ廃墟の残るサラエボの街中

NEWS を読み解く

争により疲弊した行政システムの回復、その効率の改善という制度構築、及び②政治・経済活動への参加機会の不平等、及び紛争を誘引する政府の機能不全の改善という紛争予防である。

実際の現場では、ガバナンス支援とは選挙支援、行政の効率化、市民参加のシステム作り、透明性の改善を目標として実施されている²⁾。筆者の体験としては世界銀行の指導により作成された貧困削減戦略（PRSP）に基づく財政支出の効率化を目的とした公共投資計画（PIP）の優先順位付けを担当省庁、及び他ドナーとの連携により実施すること、或いは地方行政レベルでの財政改革などが主な業務として実施した。これは現在アフリカなどで主流となっている財政援助の条件を整備するものと同じ手法であるが、日本はこの分野では積極的ではなく、無償や有償といった日本からの支援とガバナンス支援との戦略的連携は、当地では明確ではない。

当地における日本型の援助では、こうした日常業務を通じての相手国政府職員の能力向上という間接的な手法が多く取られている。しかしながら、ボスニアにおける公共投資計画の優先順位付けには、民族ごとに分割されたエンティティの既得権益の障害が強く、加えて、中央政府のキャパシティが著しく限られている為、実質的に機能しなかった。これは他のドナーにおいても同様の問題を抱えていることから、日本型援助固有の問題を示すものではなく、むしろ当地におけるガバナンス支援の特殊な障害と捕らえるべきである。概ね日本からの支援は当地では歓迎されており、相手国政府との協議に基づく案件形成、つまり要請主義は相手国政府の主体性を尊重した姿勢としては評価し得る。対照的にOSCEにおいては、地方議会においてモニタリングと称し、相手側との合意のない各種「民主的」ツールの導入が進められ、地域の実情と合わないとの批判が相手側から多く出された。

III ボスニア・ヘルツェゴビナ という特殊性

ボスニアにおいては、1995年にデイトン合意による停戦後、国際社会の手によって国家制度の再構築が進められてきた。この合意は、当時、紛争

の終結を緊急の課題としていたことから、民族ごとに分断されたエンティティに大幅な権限を残す形で合意される。ために本来的には国の統治権力を独占すべき中央政府の権限は制限され、民族の分断は制度化されてしまった。

このような「弱い国家」を補填する為、国際社会は社会復興に必要な政治の安定を、上級代表事務所（OHR）に国家を越える権限を与えることにより確保しようとした。ここに民族融和、以って国民概念の再創造を目指しつつも、民族を分断している制度の改革を断行し得ないボスニアの特殊性が生じた。そうした特殊性を克服する為、現状ではEU加盟、その期待に基づくEU市民としてのアイデンティティが、ボスニアという国家の弱さを代替しうる概念として利用されている。

IV 国家の正当性 国民概念の重要性

これまでのガバナンス支援に対する各援助組織の評価を概観すると、確かに各種の統治主体への支援は一定の効果を挙げたといえるではあろうが、その手法は未だ確立できておらず、試行錯誤を繰り返している状態であるといえよう。その要因としては、まず援助の実施期間と現地での制度の再形成に要する時間との間にタイムラグがあること、換言すれば、援助の評価システムにおける観察期間と評価基準の不備が存在することが指摘しうる。これは特に国際機関による援助においては顕著であり、改善が必要であろう。

もう一点指摘すべきは、戦後復興支援の現場におけるグッド・ガバナンスとは、民主主義諸国において採用されている各種の社会制度から抽出された要素を、被援助国に適用する作業と定義されるが、しかし、ここでの制度は抽出要素としての無機的なシステムであり、必ずしも文化、歴史、宗教と言った社会的要素に対する適応性は担保されていない点である。

つまりグッド・ガバナンスが前提としている制度の正当性は、適用された制度の効率性、その民主主義の達成度によって担保されるものであるが、一方で、国家制度とそこから発生する権力に対する正当性は、国民が制度及び権力に対して付与するものであり、国民が抱く所属意識、忠誠心の產

物であると捉える事も可能であろう。つまり、持続可能な国家制度を確立するためには、機能と所属意識の両面によって制度の正当性を保証する必要があるのではないか。現状のガバナンス支援には、この観点はない。

戦後10年以上にわたり援助機関により、各種の民族融和、またグッドガバナンスの試みが実施されてきた。しかし未だに国家を構成する三民族が「ボスニア・ヘルツェゴビナ国民」としての意識を持たず、各民族アイデンティティにより強い帰属意識を抱いていることは、ボスニアの国家制度が国民意識の再創造に失敗していることを端的に示している。

ボスニアにおいて、市民社会育成を目的とするガバナンスの手法が、民族意識を超越しえず、国家が国民からの正当性を確保していない現状は、その手法がツールとしての制度と被援助国の諸条件と融合させることを視野に持たなかつたことが要因と考える。その背景として、冷戦後の民主主義の勝利という、政治の楽観主義が、外交の一部分である援助のあり方に影響し、その民主的とされる手法の優位性に検証の余地を与えなかつた点も指摘しえよう。

国民意識の不在が、ボスニア・ヘルツェゴビナ

での国家制度の更なる発展にとって最大の障害となっている現状、何故援助は国民概念の再創造に貢献し得なかつたのかが、今後のボスニアにおける援助では明らかにされる必要がある。つまりボスニアにおいて持続可能かつ機能しうる国家制度を構築するためには、制度を提示するのみならず、社会的要素に対する適応性を付与し、個人レベルからの正当性確保を行う必要がある。

V 今後の課題

筆者としては、援助される側の条件整備としてのガバナンス支援の重要性に関しては疑問を持たない。しかし従来までの先進国の楽観主義、過信に基づく、安易な制度の押し付けでは、その目的は達成し得ないことが徐々に明らかになりつつある。為に今後は対象社会が育ててきた、それぞれの合理性に基づくガバナンス支援手法が確立される必要がある。西側民主主義の勝利という楽観主義に立つガバナンス支援が始まつて10年以上。成功も失敗も、そのためのデータは集まりつつある状況にあるのではないか。

持続的な開発を担保する制度形成には、その制



サラエボを見下ろす丘に並ぶ戦争被害者の墓地

NEWSを読み解く

度、つまり国家の正当性を付与しうる国民概念の創造が必要であり、ガバナンス支援は従来までの国家形成のみに重点を置く手法と合わせて、国民概念を再創造しえる手法を開発する必要がある。これは市民参加促進という国家を前提とした手法だけでなく、対象社会の文化、歴史を基礎とする『我々』概念の再創造と対になり初めて実現しうる。

ここで留意すべきは、過去多くの国々で実施された国民神話創造は、必ずしも、こうした民族紛争後の復興には有効ではない点である。20世紀における他民族国家形成の歴史は、多民族を内包する国家が国民から、権力占有の正当性を確保するには、文化、歴史の再解釈による最大公約数的な『我々』概念の提示、以って教育制度、官僚性などを通じて、その概念の定着が必要であったことを教える。しかし、このプロセスは、国家内の各民族がそのルーツを再認識することも、また促進する。これはアイデンティティの多重構造を生み出し、社会を不安定にさせる要素となった。

また国家が、市民に対し経済、政治参加の土台を作りえない地域、あるいは経済格差、政治腐敗などの為、制度が機能しない場合においては、その発展の分配に預かりえない周辺地域、若しくは集団から、中央としての国家への異議申し立てが行われる。この際、反対勢力としてのエスニック集団は、国家による国民創造の過程で刺激された『我々』概念をその核とした。すなわち、エスノナショナリズムとは国民創造の副産物であるといえよう。これは多民族国家においては、従来の国民概念は、民族紛争の危険性を内在させるという結論を導く。

ユーゴスラビアの例を見ると、80年代後半、北部工業地域とコソボなど南部での所得格差が20倍という危機的な状態に陥り、現在EUに加盟を果たしたスロベニアなど北部分離の要因となった。こうした状況下、民族主義は経済問題を代替し、政治にとって魅力的なツールとして利用された。その結果としてのユーゴ崩壊の顛末は周知の通りである。そして、そのツールとして利用された民族概念は、歴史の再解釈を通して、新たに創造されたものであった。

つまり今後、こうした他民族社会における戦後復興、ガバナンス支援の実施には、民族間対立という不安定要素を持つ、19、20世紀型の文化、歴史を土台とした国民神話創造型の正当性確保ではなく、あくまで法の支配、それに基づく市民社会という各種対立を内包、処理しえる制度³⁾を前提とし、そこに如何に各社会の文化的、歴史的背景、そこから導き出される合理性との融合による国民概念の再創造、正当性確保が必要になると考えられる。

これは植民地支配を経験した諸国に散見されるステート・ネイション型の制度形成と類似の発展形態を持つものと言え、例えば東南アジアの経験と比較することにより、手法確立の可能性があるものと推測する。

換言すれば現状のガバナンス支援の限界は、民主主義の有効性、そうした価値観に基づく諸制度といった悟性を普遍的なものとして捕らえ、対象社会との調整、適合に消極的な点にある。なるほど民主主義が現状、最も効率的な制度ではあることは認めるが、そのあり方は個々の社会により変化するものであり、悟性は与えられるものではなく、文化的、政治的葛藤といったプロセスを通じて形成、獲得される必要がある、そしてそのあり様は均一ではない、という結論にたどり着く。そのプロセスに援助が如何に関わるかは、今後の研究が必要であるが、ガバナンスの各種ツールである西側諸制度が完全なものではないことが、少なくとも、ボスニアにおける10年の経験が示しているといえよう。

注

- 1) 吉川元（2004）「平和構築から紛争予防へ——エスニック紛争後の平和構築の課題を中心について」、平成15年度 外務省委託研究「紛争予防」、日本国際問題研究所
- 2) 国際協力機構（2004）『JICAにおけるガバナンス支援——民主的な制度づくり、行政機能の向上、法整備支援——』調査研究報告書、国際協力機構
- 3) 篠田英朗（2003）『平和構築と法の支配——国際平和活動の理論的・機能的分析』創文社
(いづみや ひかる 戦後復興専門家)

安倍政権の政治課題と憲法改正問題

安倍内閣は、改憲を中心軸とする政治課題を設定し、その環境作りに暴走している。本論文は、安倍内閣の政治の本質が、実は、戦後の自由と平和の憲法体制を根底から否定する危険極まりないことを検証したものである。

UEDA Katsumi
上田 勝美

I はじめに

安倍内閣が発足して、5ヶ月間が経過した。本稿では、この安倍政権の本質やその政治課題について、私は、①安倍著『美しい国へ』(昨年7月公刊、以下A資料と言う)、昨年9月29日に行われた内閣発足初の「所信表明演説」(以下B資料)および本年1月26日の「施政方針演説」を材料として、以下批判的に検討する。

安倍氏は、自民党総裁および首相に就任する前後から、「戦後体制からの脱却」を自らの政治路線の標語として公言してきた。そして、首相に選ばれてからの5ヶ月間に展開した安倍内閣の政治の内容は、その基本において、「戦後体制からの脱却」目標を達成する若干の、しかも改憲の条件を整備する政治課題を強引にまとめあげたと言ってよい。

その一つは、安倍内閣の発足当時から、戦後60年間、わが国教育体制の基本精神を具体化してきた「教育基本法」の「改正」を強引に実現しようとして、遂に昨年暮には「改正教育基本法」を成立させた。日本の教育制度の根本理念と制度とを国会で多数を占める政府与党の「数の暴力」で改悪してしまった。

もう一つは、自衛隊発足当時から、内閣府の外

局として位置づけられてきた「防衛庁」を、自衛隊の海外派兵を「本来任務」とするなど「権限」を強化して防衛省に格上げして、軍事安保体制の一層の強化を誇った。

II 「戦後体制からの脱却」を最重要政治課題に位置づける安倍内閣

それでは、安倍氏が強調してやまない政治課題「戦後体制からの脱却」の中身はいかなるものであろうか。私は、安倍氏が「戦後体制から脱却」と主張している目標は、一口に言って、現日本国憲法の明文改憲に照準が合わされている、と見てている。

周知の如く、自由と平和の現日本国憲法は、制定後60年が経過している。日本国憲法は憲法前文と9条の平和条項により、各国憲法に例を見ない徹底した「平和主義」を採用している。

しかし、わが国は、平和憲法に正面から抵触する違憲の自衛隊と51年以降の日米軍事同盟の存在で最大の政治矛盾をかかえ、今日に至っている¹⁾。1954年に設置されたその自衛隊は今日では世界有数の軍隊になっている。しかしいくら自衛隊の存在が大きくなっても、また日本の政治を左右する存在になってしまっても、「違憲の自衛隊」が「合憲の自衛隊」に転ずる、もしくは変質するということは、

憲法論としてはありえない。

一般的に、一国の憲法と言うものは、政治の準則であり、この準則に従がって政治を行う主義を、「立憲主義」と称している。近代的憲法は、この立憲主義のもと国家権力を縛り、国家権力の行使を限定することをその本旨としている。しかし、現実には、各国ともに大小様々な違憲の政治現象を惹起している。この点で、憲法をいかに政治に生かすかと言う問題が、各国ともに最大の政治課題になっている。

日本の政治の違憲現象で特徴的なことは、各国に例を見ない憲法の基本原理の一つ、恒久平和主義が回復しがたいまでに侵害されているということである。換言すれば、自衛隊の憲法9条違反の憲法問題は、単に司法レベルで、その合憲、違憲を論じる次元の問題であるばかりでなく、同時に日本の民主主義の基本が問われる事態になってきている事を知るべきだ。このような憲法と自衛隊との大きな「乖離現象」は他国憲法政治にはほとんど見られないものである²⁾。

このように、憲法の最重要な基本原理が侵害され、乖離現象が見られることに対して、現在、政府与党たる自民党は、「違憲の乖離現象」を解消する方法として、「違憲の事実」に憲法の方を合わせる形での、憲法の改定すなわち憲法改正を主張して今日に至っている。

それではなぜ、今現在、自民党が「明文改憲」策動を具体化しようとしているのか。その理由は第一に、自民党所属の国会議員の議席数が、憲法改正の「発議」に必要な、憲法96条の要件を満たすに至っていること、第二に、日米当局が、在日米軍再配置問題をかかえ、集団的自衛権肯定に踏み込む施策の採用など日米軍事安保強化路線を推進しており、最早、憲法解釈で「つじつま合わせ」できる状態ではないからである³⁾。

III 安倍首相の憲法感覚・政治感覚の危うさ

安倍首相の憲法感覚・政治感覚を知る上において、最も有力な最近の資料は、やはり先に挙げた著書『新しい国へ』であろう。そこで、安倍首相の憲法感覚・政治感覚を知る上で、決定的と思われる若干の論点を挙げ、批判することとする。

(1) 安倍首相が「明文改憲」を主張する根拠

安倍首相は、先に挙げた『新しい国へ』などの資料で、明確に現日本国憲法を否定し、なぜ、「新憲法」を制定しなければならないかの根拠を挙げている。

安倍氏は「戦後日本の枠組みは、憲法はもちろん、教育方針の根幹である教育基本法まで、占領時代につくられたものだった。……連合軍の最初の意図は、日本が二度と列強として台頭することのないよう、その手足を縛ることにあった。……國の骨格は、日本国民自らの手で、白地からつくりださなければならない。そしてこそはじめて、眞の独立が回復できる」(A資料P28~)と主張している。

また、内閣発足初の「所信表明演説」でも「國の理想、かたちを物語るのは、憲法です。現行の憲法は、日本が占領されている時代に制定され、既に60年近くがたちました。……」(資料B)として、「新憲法の制定」の必要を強調している。

この安倍氏の「新憲法制定論」は、かねて1955年に自民党が結成された当時からの「自主憲法制定」の路線上に立脚するものであるが、自民党は、当時から最近まで、いわゆる「押しつけ憲法」の表現で喧伝しててきた。この点、安倍氏は、「押しつけ憲法」と言う用語を使わず、単に「占領下に制定」されたから受け入れられない、と表現を変えてきていることに注目する必要がある。

しかし、占領軍が、なぜ、1946年2月13日に日本側の提出していた、いわゆる「松本案」を拒否して、マッカーサーと彼の部下が作成した明治憲法改正案の原案となる「マッカーサー草案」を押しつけてきたかの政治的理由を改めて問う必要がある。

当時、ワシントンDCに設置された極東委員会の主要な議論の中に、日本の天皇（昭和天皇）の戦争責任を厳しく追及する声があった。

敗戦国・日本がこのような国際環境に置かれている中、マッカーサーは日本政府が旧態依然たる「明治憲法改正案」(松本案)を準備していることを知って(1946・2・1)、マッカーサーは自ら「憲法改正草案」を作り、日本政府に提示することを決断したと考えられる。そして、わずか9日間で、「マ草案」を作らせ、1946年2月13日に、

既に日本政府からGHQに提出されていた「松本案」を拒否し、日本政府に上記の「マ草案」を提示して、「憲法改正案」を作成することを命じたのであった⁴⁾。

したがって、「押しつけられた」最大の論点は、旧憲法の君主天皇制を「質的」に転換した「象徴天皇制」であった。すなわち「国民主権」原理が「押しつけられた」のであった。

ところで、主権原理の転換（君主制から共和制へ）の問題は、世界の憲法発達史の視点から言えば、当然のことである⁵⁾。問題の本質は、明治維新の政治変革の中身が、第二次大戦の敗戦を契機として根源的に問われたということである。すなわち、明治期の日本は、フランス革命の如き「市民革命」を達成できず、ドイツのプロイセン君主制憲法を継受して、天皇を君主とする大日本帝国憲法を制定したのであった⁶⁾。

他方、「押しつけ憲法」を誘引した主たる理由は、敗戦時の日本の支配層が受諾すべきポツダム宣言の「真意」を客観的に認識し得なかつたか、あるいは「國体護持」に凝り固まった「認識の甘さ」に起因しているといえよう。

(2) 9条の「戦争放棄」条項の由来と歴史的意義

憲法の「戦争放棄」条項が誕生した理由である。徹底した平和主義の憲法条項ができた背景として、かかる恒久平和主義の憲法を創ることをマッカーサーに提案した日本の首相・幣原喜重郎の外交的努力があったことを忘れてはならない。また、国連憲章前文冒頭に書かれているごとく、第二次世界大戦の終了までは、人類の歴史は悲惨な戦争が連続した歴史であった。とりわけ20世紀は「世界戦争が二度も起こされた」時代でもあった。このことを大反省して、第二次大戦直後、戦争の違法化を目指した「国連憲章」が採択されている（1945・6・26）。

日本国憲法の平和主義は、この国連憲章以上に徹底した「恒久平和主義」を採用している。この平和憲法制定の歴史的意義は、広島、長崎への原子爆弾の投下で一挙に合計30数万人の死傷者を出したことや、全世界では第二次大戦の死傷者の数が5,600万人に上った事が決定的な要因であり、それはある意味で歴史的必然あった。人類の悲惨な戦争にピリオッドを打つ平和憲法の誕生だった、

と考えなければならない⁷⁾。

安倍首相は、戦争放棄の憲法を連合国が「二度と列強として台頭させないため」と主張しているが、この考えは「浅薄な平和観」以外のなものでもない、と言えよう。安倍氏のごとく、核の時代に旧来の「軍事力による国の安全保障」政策に固執する国家觀は、単に「古き国家觀」と言うに留まらず、全世界の人民が等しく「平和的生存」を全うする21世紀への展望も課題も全く持ち合わせていないものと批判しなければならない。

(3) 安倍氏の国家像と国民主権主義の理解度

現行憲法の基本原理としての、国民主権主義に関する安倍氏の認識がどのようなものであるかが、冒頭に出した安倍氏の資料からは、判然としない。現憲法前文で「人類普遍の原理」とされている「国民主権原理」は、旧憲法の君主主権原理を否定して制定された日本国憲法の最も重要な基本原理である。

ところが、首相の著書『美しい国へ』のどこを探しても、国民主権主義を評価する言辞は見出せないのである。逆に、天皇家に関する叙述は、限りなく評価的、尊敬的である。曰く、「日本の国柄をあらわす根幹が天皇制である。」（A資料101頁）、「戦後の日本社会が基本的に安定性を失わなかつたのは、行政の長とは違う『天皇』という微動だにしない存在があつてはじめて可能だったのではないか……。」（A資料103頁）等々に窺える。

安倍氏は、自著で、もちろん「君主天皇制」に戻せとはもちろん言ってはいない。しかし憲法論で、一番大事な点は、日本の主権者が誰であるかと言うことであり、この点を欠いた憲法論は失格である。

(4) 安倍氏の「国家と個人の関係」についての考え方

「国家と個人」の関係について、安倍氏の考え方を見てみよう。まず、氏は、国家と個人の関係を、「対立関係」と見ることに懐疑的もしくは反対である。曰く「国家権力は抑圧措置であり、国民はそこから解き放たれなければ本当の自由を得たことはならない、と国家と国民を対立した概念でとらえる人がいる。」（A資料65頁）。また曰く

「個人の自由と国家との関係は、自由主義国家においても、ときには緊張関係ともなりうる。しかし、個人の自由を担保しているのは国家なのである。」（A資料63頁）

以上が、安倍氏の「国家と個人」または「個人の自由と国家との関係」に関する、ある意味で率直な見解である。しかし、ここで詳しい憲法論を論じることはできないが、安倍氏の憲法観あるいは人権論には、近代国家の憲法原理となった、①アメリカのヴァージニア権利章典（1776年）や、フランス人権宣言（1789年）に盛られた自然権論や国民主権論あるいは権力分立論の意義や役割が完全にドロップしていると言えよう。

さらに言えば、アメリカ独立宣言では、「生命・自由および幸福追求権」の保障を怠る権力主義の政府を取り替える主権者の「革命権」もしくは「抵抗権」が認められている。

権力は常に腐敗する性質を持っている。それ故、近代的国家を別名「法治国家」と称しているのは、憲法が抑圧的で、腐敗しやすい「国家権力」を「縛っている」のであり、「拘束」しているのである。このように近代国家の在り様を「立憲主義」と言う。しかし現憲法が確立している立憲主義は、徹底した平和原理を憲法の基本原理としているのであるから、正しくは「立憲平和主義」と定義する必要がある⁸⁾。日本国憲法13条もまた、「生命・自由および幸福追求権」（憲法が国民に保障している基本的人権の総称）は、「立法その他の国政の上で最大の尊重」を必要とすると書き留めている。

さらに現憲法は国家権力を行使するすべての公務員に「憲法尊重擁護の法的義務」を課しているのである。安倍氏の主著を読む限り、「近代・現代立憲主義」の意義と役割の重要さについての主張は全く見当たらない、と言ってよい。

IV 自民党「新憲法草案」の特色と批判

安倍内閣は発足直後から、①「憲法改正」と②「教育再生—日本の教育制度の改革」を内閣の二大政治改革と位置づけて今日に至っている。今年に入ってからも、「年頭所見」や通常国会の「施政方針演説」において、「憲法改正」を安倍内閣

の最重要施策として位置づけている。その場合、安倍首相は、現憲法の改正案としては、2005年10月28日に自民党が発表した「新憲法草案」が重要なたたき台になることを表明している。

しかし、新憲法草案の本質は、現日本国憲法の最重要的基本原理（とくに恒久平和主義と基本的人権尊重主義）を修復しがたいまでに「質的転換」したものと言えよう。ここでは、三つの論点に絞って、検討する。

(1) 新憲法草案の安全保障方式

第一は、「新憲法草案」の平和条項は、現憲法の「恒久平和主義」の「質」を変更してしまっている。新聞論評では、9条所定の「戦争の放棄」を維持」したかのごとき言辞を弄しているが⁹⁾、この表現は全く不正確である。新憲法草案では、現憲法第二章「戦争の放棄」を第二章「安全保障」と「章題」を変更しているばかりではなく、9条の二の1、2、3、4号において軍隊たる「自衛軍」を創設しているのである。

このことは、現憲法の平和主義が、9条1項の戦争の放棄、同2項の①陸海空軍その他の戦力の不保持、②国の交戦権の否認を一体不可分とする平和主義の規定であり、その意義は、「絶対平和主義」の憲法制度を確立しているものと言える。他方、新憲法草案9条の意義は、軍備肯定の相対的平和主義に堕してしまっていると批判しなければならない。

第二に、新憲法草案の9条では、現憲法9条2項の「交戦権の否認」の文言を外しているから、自民党がかねてその容認を求めてきた「集団的自衛権」の行使も、憲法解釈上可能になる筈。

第三に、イラク戦争で、わが国はアメリカの要請により「自衛隊」をイラクに派兵していたが、名目は、「イラクの人道支援、経済復興」と言わざるを得なかった。新憲法草案9条の二の3号によると、国際協力の名のもと、軍隊たる「自衛軍」の「派兵」が要請されると、当然「戦闘行為」に参加せざるをえなくなる筈。そうなれば、わが国は、アメリカの要請があれば、憲法条項をテコにして、「自衛軍の派兵」を断る等の憲法的外交は形式的にも実質的に不可能となろう。

このように、国の安全保障方式を「軍事力による方式」に切り替える「新憲法草案」は、別の条項で、更に危険な条項を新設している。それは、

新憲法草案六章76条3項に、軍事裁判所を新設していること。この「軍事裁判所」の新設は、9条の二で新設された「自衛軍」規定と連動している規定であり、この新憲法草案が実施、具体化されると、自衛軍人がことごとく「国家の命令」に従属させられることになるであろう。

もう一つ、軍事力肯定の新憲法草案が通ると、次にはおそらく「徴兵制」論議が必ず提起されてくる筈。なぜなら「徴兵制」でなければ、日本の青年に戦争に行って「死ね！」と言う「国家命令」は法的には出せないからである。

(2) 新憲法草案の人権保障の考え方

新憲法草案では、基本的人権に対する「国家の干渉」「国家の介入」が大幅に認められることになる。

現憲法では、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」（憲法11条、97条）として現在および将来の国民に与えられている。

しかし、憲法13条は、基本的人権は「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定している。有権解釈は、この憲法13条を全く形式的に、反対解釈をして、「公共の福祉に反する場合には、人権は制限できる」とする立場を固執してきた。多くの行政解釈や最高裁の判例において、「公共の福祉を人権の上位」におく有権解釈がまかり通ってきたことはまぎれもない事実である。

ところが、新憲法草案では、現憲法所定の「公共の福祉」に変え、「公益および公の秩序」（新憲法草案12条、13条および29条2項）の概念を新設して、人権が当然に「制限」できることを予定している。したがって、新憲法草案では、明らかに「人権の上に、国家」を置くことになり、この国家の要請があれば、人権がいかようにでも制限・剥奪されることにならざるを得ない。

以上、現行憲法では、有権解釈で、人権制限の根拠とされている「公共の福祉」については、「公共の福祉」の内容を、「国民多数の利益」と解して、「人権共生の原理」となるよう、「憲法解釈論争」をする余地が残されていた。これに反して、新憲法草案の如く、「公益および公の秩序」なる概念を新設すると、問答無用で、基本的人権が「制限ないし剥奪」される蓋然性が格段に高くなる筈である。

(3) 新憲法草案の憲法改正条項

新憲法草案では、憲法改正の条件が大幅に緩和されている。現行憲法96条では、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が」発議しと規定されている。新憲法草案では、「この憲法の改正は、衆議院または参議院の議員の発議に基づき、各議院の総議員の過半数の賛成で国会が発議し」とされている。

近代的憲法は、憲法が国の根本法であり、国内法の頂点をなす法であるから、容易に改正されなければならないので、改正の条件を高くしている。このように憲法改正の条件を難しくしている憲法のことを、一般的に「硬性憲法」と呼んでいる。

現行日本国憲法は「硬性憲法」である。さらに、憲法改正政権は、主権者たる個々の国民の政治的権利である。逆に、国会議員は憲法改正については、憲法改正権を有せず、単に「憲法改正の発議権」を有するのみである。現憲法は、憲法改正権を個々の国民の政治的権利として認めて、直接民主制の機能が果たされることを強く期待している、と言えよう¹⁰⁾。

もし、新憲法草案のごとく憲法改正の条件が緩和されることになると、硬性憲法たるわが国の憲法は、限りなく「軟性憲法」化されざるを得なくなる。そうなると、必然的に、主権者国民の「政治的意志表明」の実効性が阻害されるものとならざるを得ない、であろう。

V おわりに

以上、安倍内閣が「憲法改正問題」を最も重要な政治課題としていることを検討した。そこで言えることは、「戦後体制からの脱却」を最大のスローガンとしていることから、「現日本国憲法体制からの脱却」すなわち「改憲」に焦点を充ててきている、と指摘できる。

たとえば、施政演説で、現日本国憲法体制が「21世紀の時代の大きな変化についていけなくなっている」と主張している。そして「次の50年、100年の時代の荒波に耐えうる新たな国家像を描いていくことこそが私の使命」であると大言壯語しているが、その国家像が何たるものかについては、なんら明らかにされていない。

そこで、既に指摘している如く、首相の「復古的保守的憲法感覚」や自民党の「新憲法草案」等から、彼の「国家像」を推し量るならば、その国家像は、まさに「軍事力による安全保障」を機軸としたものであり、その国家像は、まさに19、20世紀の旧来の国家像以外のなものでもない、と論断しえよう。仮に、自民党の新憲法草案が想定する「国家像」が具体化されるとなると、明らかに日本に国家主義台頭の基盤が作られ、基本的人権の保障がもろに形骸化される、と考えられる。

その点で、「世界の宝」とも言える現行憲法（下図参照）の改悪は、単に日本の民主主義的、平和主義的体制の「質的転換」を意味するだけではなく、国際社会の平和的発展に大きな失望と歴史の発展に停滞機能をもたらすと考えられる。私は、21世紀の国家像としては、各国家が自国の「国益」の獲得に奔走するのではなく、いわば「人類益」の実現のために、各国が完全に戦争を放棄した「立憲平和主義」に基づく「国家像」樹立への営為こそが人類史の最大の政治課題と言えるのではないかと思う¹¹⁾。

注

- 1) 憲法研究所・上田勝美編『平和憲法と新安保体制』

- (1998年、法律文化社) の各論文参照
- 2) 上田勝美『立憲平和主義と人権』(2005年、法律文化社)
 - 3) 澤野義一他編『総批判改憲論』(2005年、法律文化社)
 - 4) 古関彰一『新憲法の誕生』(1995年、中公文庫97頁以下参照)
 - 5) カール・レーベンシュタイン・秋元・佐藤訳『君主制』(1957年、みすず書房172頁)
 - 6) 樋口陽一『近代立権主義と人権』(1973年、勁草書房323頁)
 - 7) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』(1987年岩波書店)、広島平和文化センター編『平和事典』(1985年、勁草書房289頁)
 - 8) 上田勝美『立憲平和主義と人権』(上掲書)
 - 9) 朝日新聞2005年10月29日号1頁)
 - 10) 田畠忍編『憲法の改正と法律の改正』(1972年、評論社)
 - 11) 法学館憲法研究所編『日本国憲法の多角的検証』(2006年、日本評論社)

(うえだ かつみ 龍谷大学名誉教授)

公正な世界秩序のための10の基本原則



ハーグ平和アピール市民社会会議 (Hague Appeal for Peace Civil Society Conference, May 11-15, 1999) は、会議を終えるにあたって、会議中の討議をとりまとめる「10の基本原則」を発表した。「公正な世界秩序のための10の基本原則」は以下のとおりである。

1 各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである。

⋮

平和憲法の国際化が大きな人権課題になっているが、ハーグ平和市民会議の採択した10の基本原則は、今もなお国際的に大きな評価を得ている。とくに第一原則が重要である。

「憲法改正」をねらう 安倍晋三の思想とスタイル

憲法改正を政権の公約に掲げたのは自民党初代総裁鳩山一郎以来、安倍晋三がはじめてである。安倍晋三の「開かれた保守主義」という思想とは何か、安倍政権のスタイルは小泉前政権とどう違うのかを解明する。



ISHIDA Toru
石田 徹

I はじめに

安倍政権が誕生してはや5ヶ月ほどが経った。本格的な保守政権の誕生として一方では「歓迎」され、他方では大いに「警戒」もされたのであるが、首相の地位に就くやいなや、中国、韓国を訪れ、両国の首脳と会談。前任者小泉首相の靖国参拝でこじれた対中、対韓関係を修復するという、首相就任前の予想を裏切る振る舞いをしてみせた。それが功を奏したのか、政権発足後1ヶ月ほどまでは内閣支持率は60%を超していたが、3ヶ月経つと急落。1月の世論調査では40%を切るところも出た。自民党の中からは、「選挙の顔」として選んだはずの首相の人気薄に、早くも後継論議が始まっている。

とはいえる、高支持率を維持し続けた前任の小泉政権とは比較すべくもないが、歴代の他の政権と比べれば、支持率はなお高水準である。それゆえ、安倍政権の下で、自由民主党結党以来、まさに宿願である「憲法改正」がやり遂げられる可能性がなしとしない。

戦後レジームの大転換をもたらすかもしれない政権であるとしたら、我々としてはこの政権がいかなる特質をもっているのかについて的確に把握

する必要があるだろう。本稿では、政治家安倍晋三とその政権の思想、スタイルを取り上げて、その特質をあきらかにしてみることにする。

II 安倍晋三の思想的立場 —「開かれた保守主義」の意味するもの

(1) 「開かれた保守主義」とその矛盾

安倍は、自民党総裁選への出馬に当たって刊行した書物『美しい国へ』（以下同書を引用、参照する場合はかっこ内に頁数のみ記す）において、自らの思想的立場を「開かれた保守主義」と称している（18頁）。だが、そこでいう「保守主義」の意味内容は明解ではない。「保守」というのは、イデオロギーではなく、日本および日本人について考える姿勢のこと」（26-27頁）といった漠然としたいいまわしをしている。また、「開かれた」については、「歴史に根差した保守主義という基盤の上に立ちながらも、それは閉鎖的あるいは排他的なものであってはならず、現実に対しても虚心に目を向ける」（2006年10月2日国会答弁）といった具合に、これもまた曖昧である。

安倍の保守主義を考える場合、①近代以降の政

治思想史上における保守主義、②1970以降に先進国で登場した（新）保守主義、③戦後日本政治の文脈における保守主義、というように多面的な関連のなかでとらえる必要がある²⁾。

①との関連でいえば、安倍は、一般に保守主義への対抗思想とされるリベラリズムに言及し、正当にもヨーロッパとアメリカではその意味内容に違いがあることを指摘している。前者では、「他者の介入を許さない」という『個人主義』に近い意味合いで使われ、後者では、「社会的平等や公正の実現には政府が積極的に介入すべき」という考え方、また「大きな政府を支持する立場」を指す、といったようにである（16-17頁）。

そのようにリベラリズムの意味に違いがあるように、保守主義に関しても欧米に違いがあるが、不思議なことに安倍はそのことには言及しない。一般にヨーロッパでは、保守主義のルーツとされるE.バークにみられるように、フランス革命のような、合理的で普遍的な理念に基づく急進主義的な変革を嫌い、非合理的な慣習や伝統を尊重しながら漸進的な改革を進める思想のことを保守主義という³⁾。これに対して、アメリカでは、保守主義は、個人の自立と自己責任を強調し小さな政府と市場主義の優位を唱える思想を意味して、福祉国家を支持し大きな政府を容認するリベラリズムに対置される⁴⁾。

安倍が欧米間における保守主義の意味の違いに立ち入らないのは、日本における昨今の保守派内の対立構図のなかにおける自らの立ち位置があきらかになることを嫌ったのかもしれない。というのは、冷戦崩壊以降、日本では保守主義が影響力を拡げてきているが、皮肉なことに保守主義陣営の内部ではかえって対立が大きくなっているからである。最大の亀裂はイラク戦争をめぐって生じた。ブッシュ政権によるイラク侵攻とそれに追随する小泉政権に対して、一方ではそれを支持する、いわゆる「親米保守」とそれに反対する「反米保守」との間で分岐が生じ、相互に悪罵を投げ合うまでに至っているのである⁵⁾。

当然のこと、日米同盟の強化を謳う安倍政権は「反米保守」の側に立ちえない。とはいっても、「反米保守」の立場からすれば、ブッシュ政権によるイラク戦争は自由主義、民主主義の普遍性の名の下に決行されたものであり、そうした「進歩主義」「原理主義」の立場は、本来の保守主義とは相容

れない考え方であるということになる。対外的問題において、そのように「反米」に立つ保守主義は、対内的には市場原理主義的な構造改革一辺倒を批判する傾向がある。ヨーロッパ的な、本来の保守主義においては、歴史、伝統が尊重され、家族や地域といった共同体の結びつきが重視される。こうした立場からすれば、アメリカの主導するグローバリズムに追随する市場主義的な競争原理の追求は、歴史的なもの、伝統的なものを軽んじ、共同体の秩序原理を破壊することになりかねないからである⁶⁾。こうした主張が、ともすれば国家レベルの共同体への愛着、つまり愛国心を賞揚しがちであることの危うさは別として、安倍の保守主義の、いわば二兎を追おうとすることから生ずる矛盾についていることは確かであろう。

(2) 小泉の新保守主義（＝新自由主義）路線との異同

アメリカ的な保守主義の今日的な現れは、いまでもなく、1970年代以降において先進国を席巻した新保守主義である。この思想は、1970年代において先進国が、73年のオイルショックをきっかけにして、高度経済成長の終焉を迎えるとともに、スタグフレーションや財政危機といった経済的な困難に直面するなかで登場したものである。福祉国家、大きな政府を批判しながら、19世紀的な小さな政府に戻るべきだと主張し、規制緩和、民营化、福祉削減といった政策を推進した。この思想は新自由主義とも呼ばれ、イギリスのサッチャー政権、アメリカのレーガン政権によって代表される。いわば反福祉国家、反大きな政府という点において欧米の保守主義が収斂したといえるのである。日本では中曾根政権の「第二臨調」による行財政改革路線がその思想にのっとっていたとされる。

小泉前政権は、「構造改革なくして景気回復なし」のスローガンにみられるように、経済・財政政策においては明確に新自由主義＝市場原理主義の立場をとった。これに対して、安倍の場合、政権構想を打ち出す前は、外交・安全保障政策と比べて経済・財政政策面での立場は明確でなかった。しかし、政権構想「美しい国、日本」では「小さく効率的な政府の推進、民間活力フル活用」を謳

い、市場重視の新自由主義路線に立つことをあきらかにした。また景気が回復するなかで、財政赤字の問題が争点として再浮上しているが、安倍政権はさし当たり消費税増税による財政再建の方針を封印する姿勢をみせている。

増税回避という点では小泉路線を踏襲しているが、構造改革よりもマクロ経済政策特に金融政策を重視して成長推進を図ろうとするところにおいて小泉路線との違いも見受けられる。とはいえる、それらは安倍自身の政策というよりも、小泉の懐刀であった竹中平蔵の薰陶を受けた中川秀直幹事長の「上げ潮政策」¹⁾によるところが多いようである。

小泉構造改革との異同といえば、安倍が政権構想の重要な柱においていた再チャレンジ推進の政策を挙げねばならない。小泉構造改革の下では、従来の日本社会は「悪平等」との認識から、能力のあるものが努力すれば報われる社会を実現することが優先され、格差が出ることも悪いことではないとされた（2006年2月2日首相国会答弁）。これに対して安倍は、「負け組」「勝ち組」が固定化せず、意欲あれば何度でもチャレンジできる社会＝「再チャレンジ可能な社会」の実現を政策として打ち出した（227頁）。

こうした政策は、小泉の構造改革が格差社会をもたらしたのではないかといった批判を意識したものといえるが、安倍自身は、新自由主義一辺倒には疑問をもっているようである。「やみくもに小さな政府を求めるのは、結果的に国を危うくする。国民一人ひとりにたいして温かいまなざしを失った国には、人は国民としての責任を感じようとしないからだ」（170頁）と。伝統的な保守主義の色合いがそこからはみてとれる。ところで、安倍の、こうした保守主義的な福祉観ともいべきものは、彼の祖父である岸信介の影響を受けているようである。その問題は、戦後日本政治における保守主義との関連で論じることにしよう。

（3）戦後日本政治と安倍の保守主義

戦後の保守政治を担ってきたのは自由民主党であるが、この党は吉田茂を中心の自由党と鳩山一郎率いる民主党の保守合同によって1955年に結成された。自民党結成後も吉田の流れと鳩山の流れ

の対抗関係は続いたが、前者の流れは「保守本流」と呼ばれている。それは吉田から池田勇人、佐藤栄作に引き継がれて、1960年代の高度経済成長期に自民党政の「黄金時代」を築いたからである。保守本流は、経済大国志向、対米協調、解釈改憲を特徴とした。鳩山から岸信介に連なる流れは準保守本流あるいは保守傍流と呼ばれたりするが、この流れは、政治大国志向、対米自立、明文改憲を特徴とした²⁾。

安倍自ら、祖父岸信介から多大な影響を受けたことをあきらかにしているように、安倍の立場は後者の流れにある。岸といえば最大の「実績」は60年安保改定であるが、安倍は、世間のごうごうたる非難のなかで泰然としながら、隸属的な旧安保条約を対等なものに変えようとした祖父のことを誇らしく思うようになっていったと述べている（24頁）。

また安倍は、自らの政治的使命について、戦後保守政治および自民党が抱えた課題との関連で、次のように述べる。自民党的課題の一つは、保守勢力が力を合わせて戦争で疲弊した経済力を回復させること、もう一つは日本が本当の意味で独立を取り戻すこと、であった（28頁）。前者の目標は高度経済成長によって見事に達成されたが、結局後者の目標は後回しにされた、と。それらの言葉からは、前者を達成したのは保守本流であったことを認めつつ、後回しにされた後者を実現するのが自分の使命だと考えていることがわかる。

そこでいう「本当の意味での独立」の課題の中に位置するのが、憲法改正であることは間違いない。鳩山の流れを汲む岸が、保守本流のごとく解釈改憲に止まることなく、本来は明文改憲をねらっていたことは確かである。しかし、その岸や後の中曾根といったタカ派的資質をもった首相を含めて、歴代の自民党首相は結局憲法改正をできなかったばかりか、公約に掲げることすらできなかつた。憲法改正を、公約に掲げあるいは施政方針演説で明確に打ち出した首相は自民党初代総裁の鳩山一郎以来、安倍が初めてである³⁾。

憲法改正に行き着くにはなお様々なハードルがある。しかし、安倍はすでに、憲法改正と並んで「戦後レジームからの脱却」をはかるための一連の政策——教育基本法改正、防衛庁の「省」への昇格など——を実現していっている。祖父岸信介がなしえなかつたことを着々とやり遂げようとしている。

ているのである。

岸といえば、安保改定や警職法改正（不成立）など政治面でのタカ派ぶりが注目されがちだが、他方で社会福祉、社会保障を重視した政治家でもあった。岸は、革新官僚として戦争に加担し、一旦はA級戦犯に指名されて公職追放を受けたほどであるが、戦時における総力戦体制に向けて国民統合を図るためにも福祉の充実が必要であると考えた。こうした福祉重視の姿勢は戦後においても継続され、彼が政権を担当したときに、国民皆保険をめざす国民健康保険法、国民皆年金をめざす国民年金法、最低賃金法などを成立させたのである。

安倍は、「安全保障と社会保障——じつはこれが政治家としてのわたしのテーマである」（42頁）と語っているが、安保改定を手がけるとともに、福祉制度の統合をはかった岸の志を引き継ごうとしたと考えられる。岸であれ、安倍であれ、そこでいう福祉は国家主義的なものであることはいうまでもない。とはいえ、戦後の保守において、保守本流ではなく、政治的にはタカ派の保守傍流のほうが福祉を重視してきたことに留意する必要がある¹⁰⁾。

安倍の「開かれた保守主義」を検討してきたが、日本の政権を担うかぎりにおいて彼は、対外的には、9.11以降のネオコンのごとく急進化したアメリカ的保守主義の軍事・外交政策に対してすら、小泉ほどにべったりとはしなくとも、基本的に追随していく立場をとらざるをえない。安倍が「本当の意味での独立」をめざすならば、アメリカからの「押しつけ」という「形」を問題にして憲法改正を唱えるよりも、軍事・外交面におけるアメリカへの追随、従属という「実態」をこそ問題にしなければならないはずであるが。

対内的には、特に経済政策としては、小泉政権の基本路線を踏襲して、経済界の強い要望である新保守主義＝新自由主義の政策を推し進めざるをえない。しかし、こうした政策を貫くことは、「反米保守」、伝統的保守主義が懸念するように、共同体的な人間の結びつきを切り裂いて日本を「格差社会」へと導くことは確かである。

そのような矛盾に対しては、社会保障を自分のテーマとして重視するかぎり、安倍は何らかの方策をとらざるをえず、それゆえに「再チャレンジ政策」を打ち出したわけである。しかし、それが

言葉の響きの美しさとは裏腹に十分な実態を伴わない弥縫策であるかぎり、格差社会の解決策にはなりえない。とすれば、安倍としては、「郷土愛」や「国への誇り」を唱えて国家レベルの共同体的な結びつきへの心情に訴えかけることにより、人々の不満をナショナリズムに回収して行くほかない。「美しい日本」という情緒的な言葉に込めた安倍の思いはそこにあるのであろう。

III 安倍の政治スタイル、手法 ——小泉からの「継承」と「断絶」

安倍の政治スタイル、手法については、前首相小泉の「劇場型政治」の印象があまりにも強烈であったこともあって、今のところ「顔がみえない」「印象が薄い」といった評価も多く、小泉との間で「断絶」が目立っている。では小泉政治はもっぱら彼の特異な個性によるものであったのか。これに対しては、1990年代における制度改革、特に選挙制度改革と中央省庁再編こそが重要であり、小泉政治もそれがあってはじめて可能になったのという見方もある¹¹⁾。だとすれば、安倍政治においてもそれは当然「継承」されるものであろう。ではそれらの制度改革とはどのようなものであったのか。

(1) 選挙制度改革がもたらしたもの

1993年の衆議院総選挙は1955年以来政権党たり続けてきた自民党を野党に転落させたが、選挙後に成立した細川護熙非自民政権の下で1994年に選挙制度改革が行われ、従来の中選挙区制が小選挙区比例代表並立制に改められた。それは、政治腐敗、金権政治を引き起こす元凶が中選挙区制という制度にあり、政治改革を実現するためにも選挙制度の改革が必要だとされたからであった。だが、その後も政治腐敗は根絶されていないことから、選挙制度改革を支持した側からもこの改革は失敗であったという見方が出ている¹²⁾。

けれども、新しく導入された選挙制度は徐々に自民党の権力構造に変化をもたらしていくこともみておく必要がある。旧選挙制度の下における

自民党的権力構造は、人事決定および政策決定において分権的な性格をもっていた。党的執行部よりも、人事決定では派閥が、政策決定では政務調査会および族議員が力をもっていた。自民党的執行部は、政府、国会、党的役職配分においては派閥の提出する名簿から該当者を選び、また選挙の候補者決定においては派閥の後押しにもとづいて公認をおこなっていたのである。派閥は、55年体制の下で5大派閥へと整理されていったが、中選挙区制の定員が最大5名であったことと密接に関連していた。

政策決定では、国会に提出される法案の大半を占める内閣提出法案は、自民党における政策の調査研究機関である政務調査会の各部会において、事前審査を経ることが慣例になっていた。政調会の部会で訓練され、特定の政策領域に精通し、政策決定に影響力をもつて至った議員が族議員である。族議員の台頭と中選挙区制とは大いに関係があった。この選挙制度の下では、当選するには得票を過半数とする必要なく2、3割で十分であることから、自民党議員は同一選挙区の他の同党議員との差異化を図るためにも特定の政策領域のエキスパートになることが求められるといった事情があったのである。

こうした派閥や族議員の影響力は選挙制度改革によって大きく低下する。人事に関していえば、新しい選挙制度の中心である小選挙区における候補者は当然のこと1政党から一人であるために、その公認の決定においては党執行部が大きな権限をもつようになって派閥の影響力は低下した。また政策決定とかかわっては、小選挙区においては過半数の支持を得るために選挙民の要望に広く応える必要があるため、狭い政策領域に長ずる旧来型の族議員では対応できなくなったのである。

(2) 中央省庁再編のもたらしたもの

橋本龍太郎政権下における中央省庁の再編は、こうした自民党内の権力構造の変化をいっそう促進するとともに、政府と与党との関係において前者優位の制度的条件を創り出した。この再編をめぐっては、省庁の数の削減が主として話題となつたが、首相官邸と内閣機能の強化がより重要であった。内閣官房の強化、内閣府の新設、特命大臣の

新設、補佐官制度拡充、重要政策に関する会議体の設置といった改革がそれに当たる。

これらの再編が実施に移されたのは2001年であるが、当時の森政権においては、その制度的效果は必ずしも明確には表れなかった。総裁（党首）および総理（首相）の権力の強化のほどが如実に表れたのは小泉政権の下においてであった。小泉は、閣僚人事において、派閥の推薦を受け付けず「一本釣り」を行い、また年功序列を無視して当選回数の少ない議員を登用した。また政策決定では、政調会部会を起点とするボトムアップ型の意思決定を総裁を起点とするトップダウン型のそれへと変化させていったのである。

加えて重要なことは、小泉政権の下では、従来の自民党政権において存在した政府と与党という「二重権力」状況が解消され、政府の優位と首相への権力の一元化が進んだことである。内閣提出法案の与党事前審査は形骸化していった。また小泉は、内閣府の下におかれた会議体、特に経済財政諮問会議を活用し、官邸主導で重要政策の方向付けをしながら、与党内の反対派を「抵抗勢力」と名付けて対立の構図をつくりだし、世論の支持をバックに首相の意思を貫くという手法をとった。こうした手法が見事に成功を収めたのが郵政民営化法案の処理においてであったことは記憶に新しい。

小泉政治が、選挙制度改革と省庁再編という制度改革なくしては不可能であったことは確かであろう。しかし、他方で、制度改革の効果を増幅させた文脈的要因を無視すべきではないという指摘もある¹³⁾。自民党的支持基盤の脆弱化と無党派層の増加がこの間いっそう進んだことや選挙において党首イメージが重要になってきたことなどがその要因として挙げられている。また、制度的要因だけでは結果は生まれないとして、新制度のもつ潜在的可能性を引き出す「人」という要因が大事であり、小泉という個性的アクターの登場があってこそその可能性を顕在化させることができたというとらえ方をする向きもある¹⁴⁾。

(3) 小泉から安倍へ

安倍政権に替わって総理の権力、総裁の権力はどうなったのか。総理の権力に関しては、安倍は

小泉が戦略的に活用した官邸主導をより強化しようとしている。ただし、同じ官邸主導といえども、小泉政権の場合、首相自身と飯島勲秘書や竹中平蔵といった少数のブレーンに依拠したものであったのに対して、安倍政権においては、「チーム安倍」と呼ばれるように組織プレーによろうとしている。それは、内閣府の下に、5名の特命大臣の他に、定数をフルに使って5名の首相補佐官をおいたことにも表れている。

官邸は組織的には強化されたかのようだが、例えば経済財政政策担当の特命大臣(太田弘子)と補佐官(根本匠)を同時に任命したのはいいが、両者の間でどう役割分担し責任を負うのかが定かでないため、結局首相のリーダーシップなくしては官邸が十分機能しないということがかえって浮き彫りになるという事態も起こっている。

総裁の権力に関しては、党内的には派閥、族議員の地盤沈下がいっそう進み、その分、党執行部の権力は強化されてきている。また来る参議院選挙における自民党公認候補者の選定に当たっても、党執行部は、既定の候補者であっても見直しを行うと述べ、その主導性を貫こうとしている。

しかし、党執行部といえども、目立つのは中川幹事長であり、安倍総裁は影が薄い。その問題点が浮き彫りになったのは郵政造反議員の復党問題においてである。安倍は自ら裁断を下さず、終始中川幹事長に調整を委ねてしまった。最終的に11名の造反組が復党することになったのだが、その過程で安倍は、自らの指導力のなさを露呈しただけでなく、古い自民党への回帰という印象を国民に与えてしまった。これを機に安倍内閣の支持率は急速に低下していったのである。

小泉の側近として仕えた安倍は、総理・総裁主導の政治体制が整いつつあることを肌身で感じたのであろう。とはいえる、小泉のようなカリスマ性をもたないことを自覚する安倍は、チームとして、組織として、官邸主導の体制を強化するしかないと考えたのであろう。しかし、器はつくったが、中身をどうするかがはっきりとみえてこないというのが安倍のスタイルの現況である。

IV 参議院選挙と 安倍政権の行く末

今夏に行われる参議院選挙は与野党対決の天王山だといわれている。安倍政権とすれば、それに勝利して憲法改正への道筋を一挙につけたいところであろう。しかしながら、この間の世論調査における内閣支持率の低下のほどは著しい。特に無党派層そして2、30代の若者層における安倍政権からの離反が目立っている。

安倍としては、「顔がみえない」とされる以上、自らの存在感を示す必要があるが、小泉と違って首相個人としてのパフォーマンスでアピールすることは難しい。やりうるとしたら、政策においてであり、しかも安倍らしさを出そうとすれば右よりのスタンスしかない。しかし、もっとも旗幟を鮮明にしうるはずの歴史認識や戦争責任にかかる外交上の争点では、就任直後に対中、対韓関係の改善を優先させたために、今のところ独自色を出しにくくなっている。

そのためもあって、内政においてイデオロギー的争点を重視し、教育基本法改正を実施するとともに憲法改正を参議院選挙における重要政策の一つとして前面に押し出そうとしている。憲法改正を選挙の争点にすれば野党の分断を図られるという思惑も働いているのであろう。憲法改正に反対ではない民主党と護憲の社民党、共産党との違いを浮き出させることができるからである。

しかし、憲法改正の争点化に対しては自民党内からも異論が出ている。自民党谷津義男選舉対策総局長や加藤紘一元幹事長などは「憲法改正を争点にすべきでない」と安倍の姿勢を牽制している。この点でも安倍の思う通りにはいかない状況があるのである。

2月中旬という本稿の執筆時点では安倍政権はじり貧状態にある。だが、それが最大野党の民主党への支持に結びついていないし、ましてや護憲

派の社民党、共産党を押し上げることにもなっていない。無党派層の増大が目立つばかりである。政治の流動化がいっそう進んでいることを考えれば、何かのきっかけで事態は反転し、安倍政権が再浮揚することも十分ありうる。護憲派としてはそのことも読み込んで対処しなければならないであろう¹⁵⁾。

注

- 1) 安倍晋三『美しい国へ』文春新書、2006年。
- 2) 塩田潮『安倍晋三の力量』平凡社新書、2006年。
- 3) 北岡勲『イギリス保守主義の展開』御茶ノ水書房、1985年。
- 4) 佐々木毅『現代アメリカの保守主義』岩波書店、1993年。
- 5) 岡崎久彦、田久保忠衛などが「親米保守」、小林よしのり、西部邁などが「反米保守」とされ、『諸君』『わしづム』などを舞台に論戦を繰り返している。
- 6) 佐伯啓思「日本の『戦後保守主義』を問う」『中央公論』2007年2月号。
- 7) 中川秀直『上げ潮の時代』講談社、2006年。
- 8) 山口定ほか『日本政治の座標』有斐閣選書、1985年。
- 9) 渡辺治「戦後保守政治のなかの安倍政権」『現代思想』35巻1号、青土社、2007年。
- 10) 雨宮昭一「岸信介と日本の福祉体制」同上。このことが、左翼、革新陣営に福祉国家への警戒感を必要以上にもたらし、福祉国家に対して歐米のように

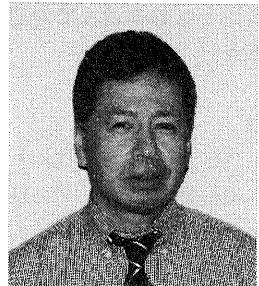
推進する側ではなく、イデオロギー的に批判する側にまわらせる一因ともなった。新自由主義への抵抗力における北欧など福祉先進国の強靭さと日本の脆弱さといった今日の鮮やかな違いのことも考え合わせるとき、福祉国家への姿勢にかかる負の遺産を反省的に総括する必要性が出てくる。

- 11) 待鳥聰史『小泉長期政権を支える政治改革の成果』『中央公論』2005年4月号、竹中治堅『首相支配』中公新書、2006年。
- 12) 山口二郎『日本政治の課題』岩波書店、1997年。
- 13) 伊藤光利『官僚主導型政策決定と自民党』『レヴァイアサン』38、木鐸社、2006年。
- 14) 大嶽秀夫『小泉純一郎 ポピュリズムの研究』東洋経済新報社、2006年。
- 15) 改憲派対護憲派の比率は国民レベルと国会レベルとでは大きな差がある。のこと一つとっても現行選挙制度の「不合理性」はあきらかである。けれども、短中期的にみて旧制度の復活あるいは比例代表制中心の選挙制度への改革がほとんど不可能であるとすれば、現行制度を前提に戦略・戦術を考えざるをえない。この制度を念頭において、現実的に考えられる、よりましな政治の構図としては、2大政党ではなく2大政治勢力が、しかも中道左派（+左翼）と右派ないし中道右派が対峙するといったものであろう。そういう構図にはほど遠い日本の現状を踏まえて、それにどのように近づくか、その際に憲法改正の争点をどう扱うかといった、難問ではあるが、検討せざるをえない課題が護憲派には存在する。

（いしだ とおる 龍谷大学）

「新憲法草案」と 東アジアの中の日本

改憲をめぐる社会の対立が、次第に激しさを増しています。防衛省法や違憲教育基本法につづく改憲手続き法の提案に、6,000を超える「9条の会」や憲法改悪反対共同センターの取り組みが対峙しています。ここでは自民党「新憲法草案」の問題点を、東アジアと日本の関係という角度から考えてみたいと思います。



ISHIKAWA Yasuhiro

石川 康宏

2004年から毎年夏休みに、大学の3年ゼミ生と韓国の「ナムの家」へ行っています。かつて日本の政府と軍により「慰安婦」(性奴隸)を強制された被害者が生活されている場所です。また今年(2006年)の夏には、4年ゼミ生といっしょに沖縄へ出かけ、普天間の米軍基地や、かつての戦争の傷跡が生々しく残る嘉数高台、ひめゆり平和祈念資料館なども見てきました。その場での学生たちの様子や私の感想もお話をしたいところですが、今日は時間が限られていますので、これは別の機会にまわしたいと思います。

I 自民党「新憲法草案」の特徴と問題点

さて、2005年10月28日に自民党は「新憲法草案」を発表しています。したがって「9条があぶない」「憲法が変えられようとしている」というだけではなく、どのように変えられようとしているかを突っ込んで学び、また語ることが必要になっていくわけです。ここでは「草案」の問題点を大きく4つ指摘しておきたいと思います。

(1) かつての戦争を正しかったとする国づくり

「日本国憲法」には「政府の行為によって再び

戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」(前文)と、侵略戦争への反省を前提とした不戦の誓いが記されています。しかし「草案」はこれらを完全に削除し、これにかわって「日本国民は、帰属する国や社会を愛情と責任感と気概をもって自ら支え守る責務を共有し」と、この国が行う政治のすべてに無条件の賛意を評することを求めています。これは教育基本法「改正」案が、子どもたちに教え込む徳目のひとつに「愛国心」をあげていることとも合致することです。

戦争への反省が消されているということはどういうことでしょうか。それは「反省はもうしなくていい」という消極的な意図からの変更ではありません。「あの戦争は正しかった」と国民の誰もが胸をはって語る、そこにはそういう国づくりをしようとする攻勢的な狙いが込められています。自民党主流の歴史観がかつての戦争を肯定して恥じない靖国神社にもとづくことを、決して軽視してはなりません。

(2) 国内外で軍事活動のできる自衛軍を

「草案」は第9条第2項を、さらに4つの小項目にわけています。その小項目の第2項で「自衛軍」の保持を明記し、第3項ではこれが自衛の活動のほか「法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」「緊急事態における公の秩序を維

持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる」としています。

対外的な軍事活動の「協調」の相手が、年間二百数十日の共同演習をすでに行っている米軍であることは明らかです。そうした「活動」が国連の議決ともまるで無関係に行うことができるということです。「法律の定めるところにより」というのは、たとえば「イラク特措法により」ということですが、安倍首相はいちいち法律を制定するのは煩わしいから「恒久法」をつくれと言い出しています。また後半で、この軍隊が「公の秩序を維持」するために国内で活動できるとしていることも重大です。「公の秩序」という言葉はこの「草案」に何度も出てくる言葉ですが、その時々の政治といった意味になっています。となるとこれは、戦前の「國体護持のために」というのと大きくはかわらないものになってきます。

(3) 人権の上に「公の秩序」を据える

憲法12条は国民の権利や自由の「濫用」にふれていますが、何が濫用かを判断する主体は「国民」だとなっています。しかし「草案」はこれを「常に公益及び公の秩序に反しないように自由を享受し、権利行使する責務を負う」と制約します。個人の自由や権利を保障するために政治があるというのではなく、反対に政治が個人の自由や権利を制約するものとして現れるというわけです。

06年4月施行の障害者自立支援法は、福祉施設の利用者に障害の重さに応じた料金を求める悪法ですが、これは「障害者は自立支援法に反しないように自由と権利を享受せよ」という、この「草案」の先取りになっています。先日まで「構造改革」推進の中心に立っていた竹中平蔵氏は、社会保障を「たかり」と非難していましたが、この条文はそのような「自己責任」論をかざしながらの公的保障の解体という、現在の自民党路線を憲法化するものともなっています。

(4) 第二・第三の改憲をやりやすく

憲法96条は改憲案を国民投票にかけるには、国議員の三分の二の賛成が必要だとしていますが、「草案」はこれを過半数で良いとしています。自民・公明だけ改憲の発議ができるようになるわけです。これは彼らの改憲が「草案」の限りにとどまるものではなく、第二・第三の改憲がただち

に予定されていることを示すものです。かつて3%で導入された消費税が5%に税率を高め、さらにこれを10%以上に高める企みが行われているように、この改憲にも「小さく生んで、大きく育てる」思惑があるということです。

II 自民党流改憲がめざす この「国のかたち」の本音

改憲を繰り返すことの先に、自民党はどのような日本社会を展望しているのか。それについては2004年11月の「憲法改正草案大綱（たたき台）」を見るとよくわかります。これは大変露骨な文章です。

(1) 天皇を元首に、生存権は守らない、 大企業は野放しでいい

まず「大綱」は「天皇は、日本国の元首であり、日本の歴史、伝統及び文化並びに日本国民統合の象徴として我が国の平和と繁栄及び国民の幸せを願う存在であって、その地位は、主権の存する日本国民の総意にもとづくことを確認する」としています。国民が選出することのできない天皇を「元首」にすることと、主権が国民にあるとするとの矛盾についてはまったく説明がありませんが、それでもここに国民から天皇への何らかの政治的権限の委譲がたくらまれていることは明らかです。

社会保障については「現行憲法の権利規定の一部（例えば、25条の生存権規定など）についてもこの節の中に位置づける」と述べ、さらに「この節」の内容を「『基本的な権利・自由』とは異なり、『権利』性が弱（い）」節だと説明します。生存権は国民の基本的な権利ではないというわけです。こういう考え方方が根底にあるから、障害者いじめ、高齢者いじめ、弱いもののいじめの政治が平気でできるということです。

経済の問題で重要なのは「企業その他の私的な経済活動は、自由である」と、あえて確認していることです。大企業の「自由」はむしろ度を越しているのが日本社会の現状です。企業の利益第一主義は、JR西日本の転覆事故を見ても、雪印乳業による賞味期限切れ牛乳の再利用を見ても、欠陥があって危険なことを承知でクルマを売った三

菱自動車を見ても、外からの歯止めがなければ人間の命と健康を顧みる力さえ充分に持てないことは明白です。だからこそ企業の経済活動については「法的ルール」にもとづく規制を加えることが必要です。「ルールある資本主義」というのは、このむき出しの競争が大企業から引き出す危険性を、市民の安心できる暮らしと両立できるようにコントロールしていくことですが、「大綱」はそれに正面から逆行するものとなっているわけです。

(2) 「大綱」から「草案」へ、財界からの書き直し要請

これが「新憲法草案」の前にあった「草案大綱」です。これを先の「新憲法草案」へと書き換えるうえで重要な役割を果たしたのが、日本経団連の文書「わが国の基本問題について」でした。「草案大綱」が2004年11月、「新憲法草案」が2005年10月ですが、「基本問題」はその間の2005年1月に発表された文書です。日本経団連のこの文書は、改憲を9条第2項と96条に限定することを求めるものでした。とりあえず海外派兵さえ合法となれば、あとは第二・第三の改憲をつうじてやれば良いとの立場です。この財界の入れ知恵を受け入れて、自民党はあまりに露骨な「大綱」を形の上では撤回して、今日のよりスマートな「草案」をつくりました。改憲実施の内容や手順についても、財界は重要な役割を果たしているわけです。

III 東アジア共同体の形成へ

こうした侵略戦争肯定の動きと一体ですすめられる自衛隊（軍）海外派兵の動きに、東アジア各国が敏感に反応するのは当然です。これらの国は、日本の侵略行為によって2,000万から3,000万の命が奪われた地域であり、そして日本はその加害の承認と反省を今まで曖昧にしつづけてきた国なのですから。

(1) すすむ東アジアの連帯と共同

東アジアでは平和の共同を土台に、経済の共同がすすめられています。ベトナム戦争の最中に、あえてアメリカ側につくことをしない「中立」の立場をとって結成された ASEAN（東南アジア諸国連合）は、現在、経済・安保・社会の3つの分

野での共同体づくりをすすめています。発足当初の加盟国はインドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、タイの5ヶ国でしたが、いまはミャンマー、ブルネイ、カンボジア、ベトナム、ラオスが加わり、東南アジアのすべての国を含むようになっています。

国際的な投機活動がもたらした97年のアジア通貨危機は、これら各国に深刻な経済的打撃を与えましたが、同時に、それはアメリカの経済的支配からの脱却をめざす強い意志を、ASEAN諸国にもたらすものともなりました。97年からは「ASEANプラス3（日中韓）」の会議が、毎年開かれるようになっています。

さらに2005年12月には、第1回の東アジアサミットがマレーシアで行われました。アメリカはこれに、アメリカを締め出すものであり反対だとの態度をとり、日本政府にも参加するなど恫喝をしてきました。アーミテージ元国務副長官は、2005年5月前後に「日本がこの動きに同調することの実益はほとんどない」「米国を日本から引き離すことで、日米同盟を弱体化させようとの意図すら見受けられる」「中国は積極姿勢を見せている。米国を除いた協議に加わることには、非常に意欲的だ」とまでいいました。

しかし、ASEAN等の意志は固く、会議は搖らぐことがありませんでした。結局、ASEANの10ヶ国に「プラス3」の3ヶ国、これにインド、オーストラリア、ニュージーランドが加わった16ヶ国で会議は開催されました。採択された「クアラルンプール宣言」は、東アジアにおける経済共同の推進をかかげるものとなっています。サミットへの参加資格として ASEANは、互いの「永久の平和」を約束する東南アジア友好条約（TAC）への加盟を求めました。当初この会議をアメリカと同じ立場から批判していたオーストラリアは、TACについてもテロの時代にふさわしくないと否定しましたが、会議の直前に手のひらを返し、TACへの加入を表明してサミットの一員に滑り込みました。

この東アジアには、すでに共通通貨を探求する動きも存在しています。東アジアは北米やEUよりも域内貿易比率が高い地域ですが、こういう地域での為替の変動は互いの安定した関係の障害物となります。2000年には「ASEANプラス3」蔵相会議で、加盟国間での「通貨スワップ（交換）

協定」が結ばれました。さらに2002年の日中通貨スワップ協定では、日銀理事だった松島正之氏から「アジア通貨を育てていく意思表示」という発言も聞かれました。2006年5月に行われた日本経済新聞社主催の国際会議「アジアの未来」でも、複数の参加者から「域内の貿易をなぜドル建てで行う必要があるのか」「アジア通貨単位（ACU）を導入すれば、域内貿易決済の際の為替レートも安定する」「アジア開発銀行（ADB）は……ACUの役割について検討して（いる）」との発言がありました。

実は日本の財界も、たとえば2003年1月の奥田ビジョンの中で、「東アジア自由経済圏」構想の一環として「アジア通貨基金の創設」を明示しています。さらにビジョンを解説した奥田氏の『人間を幸福にする経済』（PHP研究所、2003年）は、長期的には「為替リスクのない通貨統合」が必要だと明快に述べていました。具体化はこれからのこととなりますが、東アジアの共同は、すでに通貨統合を視野にふくめるまでになっているのです。

(2) アメリカによる対中政策の大きな変化

もう一つ注目したいのは、先ほどのアーミテージ氏のような中国敵視の「力の政策」を、アメリカ自身が転換してきているという問題です。2002年のブッシュドクトリンは中国を、「あなどりがたい資源基盤をもつ軍事的競争者」になりうる国ととらえました。しかし、2005年秋以降、アメリカは中国に対する軍事カードを保持ながらも、他方で経済的パートナーとして接することを重視する、力と交渉の二面政策をとるようになってきています。

こうした転換の1つの要因は、東アジアに対する恫喝がすでに効果をもたなくなってきたことですが、もう1つ、より重要な問題は、中国の胡錦濤政権が「第11次5ヶ年計画」で内陸部開発に本腰をいれ始め、これによって中国の消費市場が新たに数段拡大する可能性が生まれてきており、その市場にアメリカ財界が食い込みたいということです。この中国の政策変化を受けて、スノー財務長官はただちに中国に飛び、内陸部重視の政策を称賛しました。間髪いれず11月にはブッシュ大統領が訪中を果たし、両国関係を「建設的パート

ナーシップ」と表す共同声明を発表します。同じ時期にシーファー駐日大使も「米国がアジアに参加できる限り、誰も米国をアジアから排除しようとしない限り、たとえ米国を含まなくとも、どんなフォーラムや何かにも特別な問題があるとは思わない」と、東アジアサミットの開催と、これへの日本の参加を承認していきます。

こうしたアメリカの対中政策の転換や、繰り返される米中の首脳会談を日本のマスコミがあまり報道しないことの背後には、日本政府の対中強硬外交の孤立を浮き立たせたくないという政治的な配慮があるのかもしれません。

IV 日本財界の東アジア政策

(1) アメリカとの連携のもとでの対東アジア経済政策

日本経団連による2005年1月の「わが国の基本問題について」は、アメリカを「わが国の繁栄を支える最大のパートナー」としながら、中国を「経済面では、米国に次ぐ重要なパートナーとなりつつある」ととらえました。ここでは「東アジア自由経済圏の構築と日米同盟の強化」が外交の2本柱とされています。この時期はまだアーミテージ流の反中国論的姿勢がアメリカ政府に強くあった段階ですが、それでも財界は自らの利益を考え、東アジアへの経済的接近を考えずにおれなかつたということです。

また中曾根康弘元首相を会長とし、「新しい歴史教科書をつくる会」の賛同者でもある伊藤憲一氏が議長をつとめる東アジア共同体評議会（2004年5月成立）は、東アジアの共同体形成を「不可逆的なうねり」ととらえ、その中でいかに日本の国益を追求するかという立場から東アジア研究を深めるものとなっています。この会議には「参与」の形で、文科省、外務省、財務省、経産省の現役官僚も名をつらねています。

この会は2005年7月に政策報告書「東アジア共同体構想の現状、背景と日本の国家戦略」を採択しましたが、そこには日本のめざす東アジア共同体構想は、日米関係を発展させ、この地域におけるアメリカの貿易・投資を促進するものだという文章が含まれています。あくまでもアメリカの対

東アジア政策との連携をとって日本の国益を追求するということです。なお報告書は5月発表とのことでしたが、予定が2ヶ月ずれこみました。5月はまだアーミテージ氏が先のような態度を表明していた時期でしたから、政治的に微妙な問題という判断があったのかも知れません。

(2) 経済同友会やアメリカの批判と『美しい国へ』

これに対して経済同友会は、かなり自由にアメリカ離れの必要や日本政府への批判を行っています。2005年2月の「日本の『ソフトパワー』で『共進化（相互進化）』の実現を」は、これまでの「米国一辺倒」をやめ、アジアの中に新しいパートナーを探すことの必要を語り、アメリカに「苦言を呈す」国になるためにインドや中国、韓国等との友好を深める必要があると言いました。これは時期的にはアメリカの東アジア政策の転換が明らかになる前の段階のことですが、それでも直前に発表された「わが国の基本問題について」との温度差は明瞭です。

また2006年3月「東アジア共同体実現に向けての提言」、5月「今後の日中関係への提言」は、日本政府に対して「相手側にとって、疑心暗鬼に繋がるような言動は慎むべき」「近現代史の教育を充実させ、若者に過去の戦争という事実を正視させる努力が必要」「『不戦の誓い』をする場として、政教分離の問題をふくめて、靖国神社が適切か否か、日本国民の間にもコンセンサスは得られていない」と大胆に述べています。今後かなり長期に渡る東アジアとの経済交流の深まりがあることを展望して、靖国問題にとどまらずもっと根本のところから「歴史問題」を解決することが必要だと考えているのでしょうか。金儲け第一主義からのことではありますが、儲けのためにはそれが避けられないというのが今の世界の力関係だという認識です。

なお最近はアメリカも、東アジアでの日本のリーダーシップの回復という角度から、靖国問題の解決を日本政府に迫っています。東アジアの共同体をアメリカ財界にとって有利なものとするために、日本のリードが不可欠だという判断です。安倍晋三氏は『美しい国へ』(文春新書、2006年)でも、土下座外交はダメだと繰り返し、靖国史観に対する反省はどこにも述べていませんが、侵略戦争の

肯定によって東アジアとの友好を害するこの立場は、いまや財界からもアメリカ政府からも批判の対象となっているわけです。財界・アメリカいいなりを売り物とする自民党政治が、この軋轢にどう対処するかは日本の今後を占う大きなポイントの一つとなるでしょう。

V 「新憲法草案」と日本経済

改憲が日本経済にどういう影響を及ぼすかについて、国内の問題と、東アジアとの経済交流に新たな障害を生み出す問題との二つの角度から考えてみます。

(1) 技術の破壊、消費の破壊、軍需産業の成長とアメリカ企業のさらなる参入

国民の生存権を否定する「草案」や「大綱」の方向は、27条の労働権の変質にもつながっています。まとうな賃金は労働者の生存に不可欠ですが、生存権の否定はまとうな賃金のますますの解体をすすめるものとなっています。「ワーキングプア」の合法化です。

すでに非正規雇用の増大による貧困の拡大については、政府内部からさえ不安の声が上がっています。2006年7月の『経済財政白書』は「構造改革」推進の司令塔からの「白書」であり、「構造改革」の礼賛を大前提としています。しかし、その中からは現実を分析する官庁エコノミストたちの深いため息が聞こえています。

その1つは「ワーキングプア」を生み出す非正規雇用の拡大が、ベテランから若手への技術の継承を破壊しているという問題です。「白書」は「終身雇用（は）日本の技術分野における比較優位の構造と密接な関係をもっている」との表現で、非正規雇用が増大していく現状への強い不安を語っています。

もう1つは、貧困者の拡大による国内消費の長期にわたる巨大な冷え込みという問題です。生産と消費のギャップの拡大です。賃金は生存権の保障を考慮せず、社会保障もますます衰弱していく。他方で、相対的に収入の高い団塊の世代がゴロッと年金生活に抜けっていく。そうなれば国内の個人消費の萎縮はあまりに明白です。さらに、将来に

希望の見えない社会にあって、貧困を本人責任に還元し、社会問題を個人問題にすりかえるイデオロギーが、若い世代のやる気を奪っていくことも重要です。

ただしこれらの問題を部分的には指摘しながら、「白書」はあくまでも「構造改革」推進の立場を転換しません。ここに現在の政財界が陥っている客観的な行き詰まりと、主観的なある種の陶酔感、また無責任な自暴自棄の気分が表れているように思います。ついでにいえば『少子化社会白書』や『労働経済白書』が長時間労働を問題視しながら、やはり労働法制「改革」をすすめる立場にあるというのも同じことです。

他方で、先の「私的な経済活動」の自由は、規制緩和のますますの推進を憲法上の方針とするものですが、それは日本の労働力や技術力、消費力をアメリカ大企業に明け渡すものともなっていきます。また海外派兵や武器輸出拡大をつうじて日本の軍需生産が伸びることがあるかも知れませんが、それは非正規雇用拡大政策のもとでは、衰退する消費の穴を埋めるものとはならないでしょう。他方で、戦争があれば儲かるという経済の軍事化の推進は、決して選ばれてはならない道です。

(2) 成長する東アジアとの経済交流に新たな障害

2006年5月の「アジアの未来」で、たとえばシンガポールのリー・クアン・ユー顧問相は「中韓は日本と協力したい気持ちをもっている。日本の投資や技術、市場を必要としている。しかし、いらだちの種が何度も表面化すればそうした動きは鈍化するだろう」「日本の指導者が、本当に反省や過去の清算をしていないと中韓が感じるかぎり、問題が表面化して不要ないいらだちや摩擦を生む」と述べました。小泉首相の靖国参拝に対する率直な批判です。見られるように東アジアには日本経済への期待がないわけではありません。しかし、投資・技術・市場といった期待どおりの働きをするには、前提として歴史問題の解決が必要になってきます。侵略の反省を消し去り、自衛軍の海外派兵をすすめる改憲は、ここにさらに大きな障害を生むものとなるでしょう。

戦後日本の財界は、アメリカ市場への過度の依存によって急成長を果たした歴史を持ちます。しかし、アメリカへの過度の依存はドルによる日本

経済への恫喝をアメリカ政府に可能とさせ、実際円高回避のために日銀は巨額のドルを保有しつづけ、しかもそのドルをアメリカ政府の財政赤字を埋めるための国債購入に使うという格別のアメリカ奉仕を余儀なくされています。本来であれば、新しい巨大な輸出市場としての東アジアの登場は、過度のアメリカ依存とこのドルの輻からの解放への一步となりうるものですが、改憲への動きはせっかくのこの道にも自ら障害を据えるものとなっています。

VI 憲法どおりの国づくり

最後に、憲法を守る取り組みは、改憲の動きに身をかたくして耐えるだけの受け身の取り組みなどではありません。「憲法どおりの国づくり」をすすめようという、社会の新たな改革に向けた合意を広げる取り組みです。すでに全国には6,000を超えるの「9条の会」がつくられ、多くの学習、署名、宣伝活動が行われています。決してその取り組みは孤立を深めているわけではありません。それが孤立しているかに見えるのは、大手マスコミがこれを「黙殺」しているからです。この意図的な意氣消沈策に乗せられないことが大切です。

国会の中の護憲派の力は弱いですが、政治は国会の議席の数だけでは決まりません。改憲をすすめようとする政府に、たくさんの国民が立ちはだかっています。その国民の取り組みが、国会内部の護憲派の動きと結びつけば大きな力を発揮します。実際、2006年春の国会では、政府が最重視した医療改革、教育基本法、共謀罪、改憲手続き法の4つのうち、成立したのは医療だけです。為政者もまた国民の運動の様子を見ながら状況をコントロールせずにいません。改憲手続き法の中には国民投票法がありますが、これは秋の国会で成立しても施行は2年後の2008年末となるものです。憲法擁護を願う国民との力比べのなかで、改憲派のスケジュールも思うとおりには動いていないのです。日本経済の健全な発展のためにも「憲法どおりの日本」をめざす声を大いに広げていただきたいと思います。

VII 補足・2007年1月の時点での状況

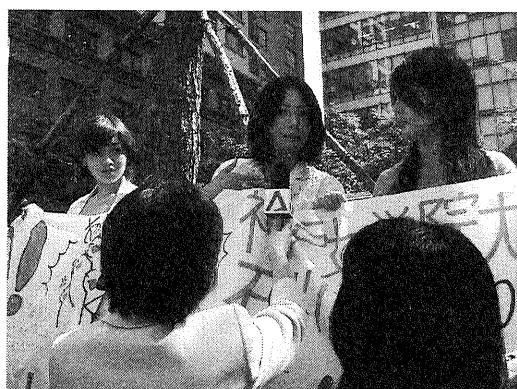
以上は、2006年9月の講演を基本的にはそのまま原稿にしたもので、以下、いくつかの情報を付け加えておきます。

①安倍首相は、財界・アメリカを含む内外の批判を前に、靖国史観派としての信念を前面に打ち出すことができなくなりました。10月の中国訪問に際してはこう述べておれなくなっています。「日本は歴史上、アジアの人々に大きな損害と苦痛を与えた。歴史を深く反省するという基礎に立ち、平和的発展の道を堅持するというのは日本の既定政策であり、変わることはない。日本側とわたし自身は、両国関係に影響を与える政治的困難を克服し、両国関係の正常で安定した発展を促進するという両国の共通認識にしたがい、歴史問題を適切に処理する」(人民日報日本語版、2006年10月9日)。2007年1月6日に明治神宮参拝を行い「保守主義者」ぶりをアピールしていますが、靖国史観の時代遅れと孤立はますます深まっているといえるでしょう。

②12月15日には、憲法が保障する内心の自由に反した違憲教育基本法が成立しました。同じ日に、自衛隊の本来任務に海外派兵を加える防衛省法も成立しています。しかし、社会全体の状況は、一路改憲をめざすものではありません。安倍内閣の支持率は「読売新聞」で2006年10月の70.0%から07年1月の48.4%へと急落しました。20代の若者では不支持が多数派となっています。1月4日から10日までの「ヤフー」の投票では改憲反対53%、賛成45%と反対派が多数を占めました。

③1月4日の年頭会見で安倍首相は、改憲を7月の参議院選挙の争点にすると述べました。参議院選挙の結果は4月の一斉地方選挙に大きく左右

されることになるでしょう。自民党以外にも公明党が「加憲」、民主党が「創憲」の立場をとり、若干の条件の違いはあっても海外派兵に賛成の態度をとっています。実際、年末の防衛省法には、出席した民主党の全議員が賛成票を投じました。他方、社民党は「護憲」を主張しながら、参議院選挙で民主党との選挙協力を実行しています。改憲が争点となる選挙で何を一致点に「創憲」の党と協力ができるのか、厳しい目をもって注目したいところです。



ソウルの「水曜集会」で韓国メディアの取材に答える学生（2006年9月）

参考文献

- [1] 拙稿「安倍改憲内閣と『もう一つの日本』」
（『月刊・全労連』2007年1月号）。
- [2] 拙稿「憲法九条こそ日本経済再生への道」（『経済』2005年1月号）
- [3] 拙稿「自立と平等の『東アジア共同体』に向けた日本の役割」（『前衛』2005年9月号）。
- [4] 拙稿「前進する東アジアの共同とアメリカによるアジア政策の転換」（『前衛』2006年9月号）。
（いしかわ やすひろ 神戸女学院大学）

「憲法9条は今が旬」, その6つの理由

しゅん

アフガンの「9つの軍閥が戦争をやっている中で、そこに割って入り、……約6万人の兵士から武器を回収してきました。……（憲法9条をもつ）日本が相手だからこそ、彼らは、警戒心を解いて武装解除を受け入れたのです。……武力を使わないで和平に導くという点で、憲法9条をもつ日本の存在は本当に大切です。」

（元アフガン武装解除日本政府特別代表 伊勢崎賢治）¹⁾

「人生の終末に際して残っているのは、私たちが集めてきたものではなく、私たちが与えてきたものなのです」

（ジェラルド・シャンドリー）²⁾

FUJIOKA Atsushi

藤岡 恒

2005年10月に自民党は新憲法草案を決定し、06年末には教育基本法が改悪された。さらに憲法改正手続きを具体化する国民投票法案が国会に上程され、本年5月3日の憲法記念日までに成立させたいと安倍晋三首相は述べている。わたしたち基礎研は「憲法を暮らしに生かす経済的基盤」を解明する研究を志してきたのであるが、その存立基盤さえ揺らぎだす時代に入ったわけだ。

基礎研の2006年度の研究大会は、昨年9月23-24日に立命館大学衣笠キャンパスで開かれ、一日目の全体会では「憲法改定は日本経済をどこに導くか」というテーマでシンポジウムを行った。中村浩爾（自由大学院）校長の司会のもと、石川康宏（神戸女学院大学）、金 英丸（高知の平和資料館「草の家」事務局長）の両氏とともに、私も報告にたった。本稿は、そのときの報告内容を、その後の変化をふまえて改稿したものである。

さて、日本国憲法の9条の第1項は、「……国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」であり、第2項は、「前項の

目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」というものだ。憲法前文で謳うように、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」ので、「戦争の放棄」と「戦力の不保持」を決定したというわけである。

そのゆえ憲法9条というのは、平和のための日本の率先的な行動に誘われて、周辺諸国も「平和を愛し」「公正と信義」にもとづいて行動するようになると想定して制定されたものといえる。この想定に反して、石油資源を獲得するために産油国を先制攻撃したり、世界支配のために海外はもちろん宇宙にまで軍事基地を設けようとする大国が現れたり、対抗上、核兵器を開発したり一般市民を拉致したりする国が現れると、憲法9条は「あまりに理想主義的で、現実にあわない」という批判が生まれるし、「軍隊を持てるよう改憲したほうが安心できる」といった意見が台頭することになる。

自民党が決定した新憲法草案では、第1項は残すが、第2項は全文削除したうえで「我が国の平

和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮権者とする自衛軍を保持する。……自衛軍は、……国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動……を行うことができる」という文章に変えられることになっている。

なぜこの段階で、改憲の動きが表面化してきたのだろうか。ミサイル防衛への参加や集団的自衛権の容認を日本に迫る米国の動きと改憲とは結びついているのか。9条改憲が行われると、日本と東アジア諸国民にどのような影響が及んでくるのか。当初想定されていたように、憲法9条と類似した戦争放棄や戦力不保持の条項を世界各国の憲法、とりわけ東アジア諸国の憲法に広げていくことは可能か。どうすれば可能となるのか。このような一連の問題が浮かび上がってくる。

他方、安倍政権の進めている現下の改憲運動にたいしては、3つのタイプの反対ないし慎重論を唱えるグループが存在している。その第一は、東京裁判を否認し、日本の行った15年戦争（1931—45年）が侵略戦争であったとは認めない「日本会議」（会長・三好達 最高裁判所長官）などの右翼民族派の動向に警戒するグループだ。改憲が「靖国史観」を正当化したり、従軍慰安婦問題の犯罪性を否定するような方向に道を開いていくならば、このようなタイプの改憲には賛成できないと、このグループは考えている。この姿勢は、米国のブッシュ政権や東アジア諸国を含めて、かつて日本帝国と戦った旧連合国との間で共通したものであり、中国との経済協力を強めたいと考えている日本の国際派財界人の支持もうけるだろう。

第二は、日本を「外国で戦争する国にする」から9条改憲に反対するというタイプだ。自衛隊が「専守防衛」に徹するばあい、当面はこれを容認する立場だといってもよい。

第三は、日本を「戦争する国にする」から改憲に反対だという立場（いわゆる「戦力自体の放棄派」）である。この立場は、政治的最左翼の支持を得ているだけのマイナーなグループではなく、広範な宗教者の賛同を集めているのが特徴である。

これら三つのグループの間に共闘が成立するならば、9条改憲は不可能となるだろう。それゆえ靖国史観派を中心とする改憲派陣営は、これら三グループを分断しようとして死力を尽くしてくるだろう。この分断を阻止し、ゆるやかなかたちで

あれ、三グループの間の相互理解を深め、共闘関係を形作っていくには、どうしたらよいのだろうか。

これらの問題にアプローチしていく準備作業として、なにゆえに「憲法9条は今が旬」であり、「21世紀の世界を拓くモデル」としての輝きを増しているといわれるのか。その論拠を、以下6点にまとめて説明していこうと思う。

I 靖国史観にもとづく改憲だから — 世界中から懸念を招き、日本の経済 力・道義力を損なってしまう

「政府が発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示す記述は見当たらなかった」。したがって従軍慰安婦の徵募にあたって、狭義の意味での強制があったとはいいがたい。

（衆議院の質問にたいする政府答弁書から。

2007年3月17日）³⁾

憲法9条というのは、天皇制軍国主義の「牙をぬく」ことで、天皇制存続の無害さを連合国側民衆に納得してもらうための「証文」だという側面をもっている。過去の15年戦争（1931—1945年）の侵略性・犯罪性を認めない軍国主義者にたいして再び軍事力を与え、再武装を許したならば、彼らは「復讐の戦争」を準備し、再び「侵略の牙」をむく恐れがある。天皇制を残そうとするばあい、「武装させないから安心して欲しい」旨、連合国側、とりわけ東アジア民衆に公約しないかぎり、東アジア諸国は納得しなかったのであり、その国際公約の「証文」として作成されたのが憲法9条であった。

天皇一家を思想的に武装解除するために、連合国側は、そのほかにも多様な努力をおこなった。皇太子の家庭教師にバイニング夫人という絶対平和主義のクウェーカーを配したり、東条英機らを戦犯として起訴した日を天皇誕生日に、処刑した日を皇太子誕生日にセットしたのもその一環であった。天皇父子の誕生パーティは、さだめし血の凍るような雰囲気でおこなわれたことであろう。

この米国の政策、とくにA級戦犯を裁いた東京裁判を肯定するか否定するかをめぐって、保守政界は二つの潮流に分裂してきた。肯定する潮流は、

吉田 茂を源流とし、絶対的な親米であり、軽武装であり、国際派であった。もう一つは、鳩山一郎・岸信介を源流としたアジア指向で自主防衛を重視するナショナリストの集団である。

岸信介の孫の安倍晋三は、後者の潮流の若手リーダーとして育てられてきた人物であり、戦後50周年の1995年6月に両院で議決した「戦争謝罪決議」に反対する議員集団のリーダーでもあった⁴⁾。安倍内閣の18名の大蔵のうち11人が、靖国史観を信奉する「日本会議国會議員懇談会」（平沼赳氏会長）のメンバーで占められている。麻生太郎外相は、北九州の炭鉱王と呼ばれた麻生鉱業の御曹司であるが、この会社こそ戦争中に大量の朝鮮人を動員し、奴隸のように使役した張本人であった。このような経緯があるだけに、「日本会議」など民族主義的右翼派の主導下で9条改憲に向れば、国際公約に反するとして世界中（米国支配層を含む）から懸念を招き、日本の道義力（ソフトパワー）を損なっていくだろう。それだけでなく日本製品のボイコット運動の標的となり、日本企業が経済的損失をこうむるのも避けられないだろう。米国支配層の意向に敏感な読売新聞の渡辺恒雄社主や「日本経済新聞」の社説も靖国史観派主導の動きに警戒する論陣を張りだした。

II 人類が戦争を絶滅するか、 戦争が人類を絶滅するか、 以外の道が消えつつある 「核の時代」に生きているから

「核の時代の到来は、あらゆるものを変えてしまった——人間の思考様式を除いて。ここに危機の根源がある」
(A・AINSHUTAIN)

原爆投下の1945年8月6日をもって「核の時代」が始まった。国連憲章と日本国憲法とは、第一次世界大戦の惨事体験のなかから生み出された「戦争を違法化する運動」の産物である点では共通している。憲法9条の第1項が、国連憲章の規定をほぼ踏襲しているのはそのためだ。

ただし他方、憲法9条は、国連憲章にはない第2項（戦力保持の禁止）を含んでいる点で、さらにラディカルな地点に達している。この両者の違いを生み出した理由は何か。「核の時代」を体験

したかどうかが大きく作用したように思われる。国連憲章は「核の時代」が始まる前の1945年6月26日にサンフランシスコで調印されていた。これにたいして日本国憲法のほうは、「核の時代」に入った後に、いわば被爆者の鮮血でもって書かれたのであった。

憲法9条の作成過程でもっとも重要な役割を果たしたのはマッカーサー将軍と幣原喜重郎首相であった。幣原首相は外交官出身で、1921年のワシントン軍縮会議・28年の不戦条約の制定に携わった当事者であり、戦争違法化の国際的運動を熟知していた人物であった。他方、マッカーサー将軍は、自伝のなかで、不戦条約批准をめざす1928年の米国史上最大のデモを目指した記憶を語っており、また51年5月5日の米国上院での証言でこう述べている。「（戦争の禁止は）中途半端ではだめです。皆さんは核戦争の専門家としてそれを知るべきです」と。

この点は、1946年8月24日の衆議院憲法改正委員会で芦田均委員長のおこなった演説によっても裏書することができる。「近代科学が原子爆弾を生んだ結果、……将来万一にも大国の間に戦争が開かれた場合には、人類の受ける惨禍は、測り知るべからざるものがある……我らが進んで戦争の否認を提唱するのは、一人過去の戦渦によって戦争の怨むべきことを痛感したという理由ばかりではなく、世界を文明の破壊から救わんとする理想に発することは言うまでもありません」と芦田委員長は述べている。

米国は1952年11月に第二世代の核兵器たる水爆の開発に成功し、ソ連の側も53年8月に水爆の開発に成功した。水爆の場合、核融合材料（トリチウムガス）の充填量を増やすことで、無限に爆発力を増大させることができる。このニュースに衝撃をうけたバートランド・ラッセルがAINSHUTAINとともに、「戦争が人類を滅ぼすか、人類が戦争を滅ぼすか以外の中間的な選択肢が消えつつある」という有名な声明を出したのはそのためである。

今日、拉致問題をめぐって日本人のあいだに北朝鮮への反発が強まっているが、戦争という手段で矛盾を解決することは、東北アジアでは絶対の禁じ手にすべきだ。なぜなら東アジアには、世界の原子炉総数（運転中のもの）の5分の1にあたる89基もの原子炉が集中しているからだ。内訳を

みると、日本では54基の原子炉が運転中であり、韓国では20基、中国では9基、台湾では6基となっている⁵⁾。 Chernobyl 級を上回る大型の原発が多いのが特徴だ。このような大型原発の密集地帯では、戦争は、紛争の解決に役立たないばかりか、核の破局を招くだけだというリアルな認識を日本人はもつべきだ。「核の時代」以前の常識に惑わされてはならない。

III 先制攻撃・侵略容認へと米軍の戦略が転換したが、この戦略では平和を創れないことが明確になった

「暴力によって憎しみを抱えた者を殺すことはできても、憎しみをころすことはできない。反対に、暴力は憎しみを増大させるだけだ。そして、その連鎖には終わりはない。」 (M. L. キング)

原爆誕生から12年後の1957年にソ連が世界最初の人工衛星を打ち上げ、「宇宙時代」が始まった。「宇宙時代」に対応して、核兵器は第3世代の核弾頭に進化した。核弾頭とは、ミサイルの先端に装着できるように小型化・軽量化・低出力化された核爆弾のことである。

これまで米国政府は1兆ドル以上の公金を投入して宇宙産業を立ち上げてきた。打ち上げた衛星の3分の2は軍事・諜報衛星だったといわれる。

制海権、制空権以上に大切なのは、宇宙空間を独占的に支配できるという意味での「制宇宙権」だ。「制宇宙権」というのは、核の覇権、サイバースペースの覇権と並んで米国が冷戦勝利の戦利品として手に入れた特別の遺産なのである。

宇宙の軍事利用（軍事化）には、その範囲と深まりに応じて、いくつかの段階がある。偵察衛星・ミサイル発射探知衛星・軍事通信衛星などを宇宙空間に配置して情勢収集の手段にしたり、大気圏外の低層をミサイルの飛行ルートとするといったレベルの宇宙利用が宇宙の軍事化の第一段階であった。

第二段階とは、現ブッシュ政権のラムズフェルド国防長官などが主導した「軍事革命」に伴って現ってきた。冷戦の遺産たる宇宙空間とサイバースペースへの圧倒的な支配力を背景に、兵器システムの「神経系統」を宇宙に移し、宇宙をベースにし

て各種兵器を統合的に運用しようとする段階だ。この段階の戦争を米軍は、「ネットワーク中心型戦争（Network Centric Warfare NCW）と呼んでいる。

2003年3月に米英軍始めたイラクにたいする侵略戦争は、宇宙ベースのNCWの威力をさまざまと見せつけた。米軍は、中東上空に大量の偵察衛星・通信衛星・早期警戒衛星を移動させ、戦略情報を握ったうえで、先制攻撃を開始した。すべての戦闘は、宇宙から統合的に指揮・調整され、戦果が評価された。爆弾とミサイルの60%がGPS（測地）衛星によって精密誘導され、フセイン政権打倒に貢献した。

しかし、イラクにたいして米軍がしかけた宇宙ベースのNCW型の戦争は、結局はゲリラ戦・市街戦を招き、泥沼化してしまった。NCWはイラクの事物の破壊にはどんなに秀でても、平和（健康な社会関係）の建設には無力であることが、しだいに明らかとなっていく。おまけにNCW型戦争は、大変な金食い虫であることも立証された。MDを推進し、宇宙の軍事化をすすめることが崩れぬ平和を構築していく道だという証拠を宇宙軍拡の推進者たちは示せなくなってきたのだ⁶⁾。

北朝鮮による核開発の危機のなかで、米軍が北朝鮮の核施設を爆撃・破壊する作戦を実行するのではないかという観測が広がったことがある。北朝鮮の独裁政権は腐敗と崩壊の断末魔のもとにあり、北朝鮮に侵攻したら、米軍を「解放軍」とみる北朝鮮国民の歓呼をうけて、破竹の進撃ができるはずだと語る向きもあるが、その根拠は希薄だ。むしろイラクの二の舞となる可能性が高いだろう。05年5月に韓国社会世論研究所が700人を対象にした世論調査によると、「米国が韓国の同意なしに北朝鮮を爆撃したばあい、韓国民の47.6%は北朝鮮側に立つと答え、米国側に立つとした31.2%を上回った⁷⁾。」この同胞意識の高まりは若者になるほど顕著となる。同年8月の朝鮮日報による16~25歳の若年層を対象にした世論調査によると、米国と北朝鮮とが戦争した場合、北朝鮮に味方すると回答が65.9%に達し、米国側につくとした28.1%を大きく上回った⁸⁾。

自爆テロといった形による攻撃には、ミサイル防衛といった方式では対処できないし、飢餓や貧困、エイズのような疾病、地球温暖化、環境劣化

と水不足に起因するテロ事件や内乱など、従来型の軍事力では解決できない質の紛争が、今後増えてくるだろう。このような問題の克服こそが、平和の国際秩序を作るうえでの核心的課題となってきた。侵略戦争や先制攻撃を厳禁する国連システムを再建し、安全保障の重点を軍事的安全保障から人間的安全保障、さらには民衆による民衆の安全保障に移していくうえで、憲法9条は先駆的な役割を果たすことができるに相違ない。

IV 脱冷戦・軽武装が東アジア経済の発展の源泉だったから

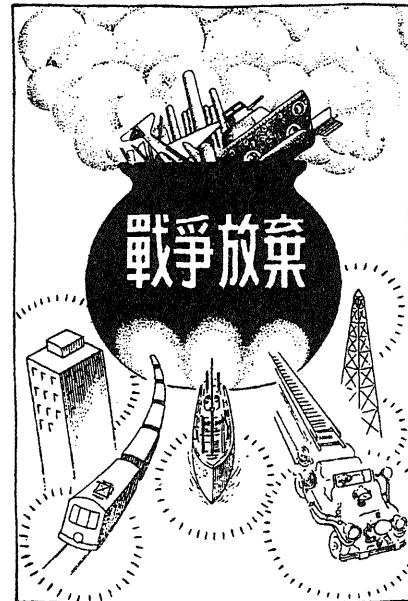
「同種の製品を作っている二つの企業があるとする。A社は、治安のよい地域で操業しているため、生産のために100人の労働者を雇うほかに、丸腰のガードマンを1人雇うだけよい。これにたいして治安の悪い地域で操業しているB社のはあい、100人の労働者のほかに、50人の武装ガードマンを雇わなければならないとする。ガードマンの雇用というのは、軍事支出と同様に非生産的な支出なので、他の条件が同じならば、B社はコストアップに苦しみ、A社に敗北していくであろう」

(藤岡 悠「軍縮の経済学」から)

戦争に勝てば、領土を拡張できたり、賠償金の取り立てができる「帝国主義」の時代は終わった。戦後の国連システムの時代になると、「帝国主義的な行動」が禁止された結果、軍備拡張に資金を投入しても生産コストが上昇するだけで、経済競争力を弱める結果となっていた。私は、比良山の麓で家庭菜園を開いているが、山が荒れた結果、猿や猪が来襲てくる。野菜畑の周囲に電気の流れる柵を作つて自衛すると、莫大な資金がかかり、生産コストは高くなる。そのような自衛手段を講じる必要のない平地の畑との市場競争にさらされると、山麓の畑が負けていくのは当然のことだ。

憲法9条による軽武装、農地改革・民主化などの措置のおかげで、戦後の日本は、脱軍事という鮮明な特徴をもつ珍しいタイプの資本主義国となった。冷戦のなかで経済が疲弊・荒廃していった米ソ両国を尻目に、経済活動に精力を注ぐことができた日本が大きく成長していくのは当然であった。それに加えて憲法9条の存在は、日本企業を自國

に受け入れても日本軍の侵攻を呼び込むことにならないという安心感を周辺諸国に広げ、日本企業のアジア展開を容易にするうえでの資産となってきた。憲法制定直後に文部省は『あたらしい憲法のはなし』という解説本を作成したが、そのなかに掲載された次の図が、日本経済の発展のしくみを予示していた。



(出所) 文部省編『あたらしい憲法のはなし』から

1970年代に生じた米中和解、80年代以降に進んだ東アジアの冷戦構造の解体、中国経済の開放体制への移行は、東アジアと中国経済の経済的躍進の転機となった。躍進の鍵となったのは、日本の場合と同様に、軍事経済の民生経済へ転換、教育水準の高い低賃金労働者の大量の存在、彼らと米国産の高度な技術力との巧みな結合だった。

本年の元旦、『希望の国、日本』という政策提言を日本経済団体連合会が公にした。そのなかで「希望の国」に接近するには「新しい成長エンジンに点火する」ことが必要であり「イノベーション」の推進が大切となり、「産官学の連携を推進し、宇宙開発分野など戦略分野へ資源を集中していく」べきだと論じている。経団連会長の御手洗富士夫氏自身も、自著『強いニッポン』(朝日新書)のなかでこう書いている。「日本とアメリカでは一つ、決定的な違いがある。国家的な大プロジェクトの有無である。……『宇宙』と『軍事』

という二大プロジェクトの基礎から生まれたハイテクだ。……そういう意味で、私は、アメリカがうらやましくてならない」と。

1980年代の宇宙軍拡時代に米ソの経済に何がおこったのかを正確に認識すべきだ。当時、軍事用の宇宙機器には、核戦争のもとでも機能する特別な仕様（放射線の照射や核爆発への耐性を強めたり、敵の攻撃から逃げる移動能力など）が求められ、軍民分離の壁が宇宙産業を貫くようになった。その結果、軍事部門は貴重な資源を吸収するが、何も与えない「ブラックホール」のような状態となり、米ソの経済を荒廃させていった。

20年を経た今日、同じ轍を踏んではならない。むしろ商業目的に徹することで、軍事重視の米国の中導体・コンピュータ産業を追い抜いてきた日本の半導体・パソコン業界躍進の教訓にこそ学ぶべきであろう。宇宙の軍事化が進むと、科学探査衛星や商業衛星にも戦争仕様（さらには核戦争仕様）が求められ、コストアップの要因となるし、軍事機密の名のもとで研究成果の流通が制約され、科学の発展が妨げられることもおこるだろう。宇宙が戦場化すると大量の破片（デブリ）が発生し、宇宙が放射能で汚染されると、宇宙の科学的探査も観光旅行も不可能になってしまう。平和という環境があってこそ、宇宙開発の科学部門も商業部門も、共に発展していくことができるのだ⁹⁾。

V 北朝鮮をベトナム型の道に誘導し、南北和解を達成することは可能だから

「賢者は歴史に学ぶが、愚者は経験にしか学ばない」
（孔子）

「知識よりも大切なものがある。それはイマジネーションの力だ」
（A・インシュタイン）

昨年11月にアジア太平洋首脳会議がベトナムのハノイで開催された。ベトナム戦争終了後30年余を経てホーチミンの巨大な銅像の前で、米国のブッシュ大統領が演説している情景は印象的であった。北朝鮮の最高指導者の金正日自身が、自國の改革の着地点が中国の開放経済であり、ベトナムであることを隠していない。北朝鮮をベトナム型の道に誘導するならば、北朝鮮の飢餓問題も緩和されるし、朝鮮戦争の再発を避けられるし、朝鮮民族

の南北和解の実現も難しくないであろう。

このような方向に北朝鮮が歩むことを望まず、妨害してきたのが米国であった。朝鮮戦争が一時休戦の状態に入って55年も経つが、この間米国は、朝鮮戦争の終戦を宣言するのを一貫して拒否してきた。そのため米国と北朝鮮とは、法的には半世紀以上も戦争状態を継続したままなのである。

戦争状態の下では、国家というのは、敵国を打ち負かすために平時では考えられぬ戦術を取るものだ。たとえばアジア太平洋戦争の間、日本軍は占領下の中国や朝鮮半島から多数の労働力を拉致したし、中国大陸ではアヘンや麻薬の取引に手を染め、軍資金を調達した。経済かく乱と資金調達のために、重慶政府の紙幣を偽造し、重慶政権の支配地域にばらまく工作に手を染めたこともあった。

これと同様の行動を北朝鮮は、戦争状態にあるアメリカやその同盟国の日本にたいしてとってきたように思われる。このような戦時下のごとき行動を停止させるもっとも自然なやり方は、国際法上「戦時下である」状態に終止符をうつこと、北朝鮮の長年の要求を容れて米国が戦争状態の終結を宣言することだろう。戦争状態を終結させた後には、北朝鮮に核兵器やミサイルを放棄させていくことは難しくないであろう。このような着地点というか、落とし所を正確に見通したうえで、外交交渉を行なうべきだ。

VI 漸進的方法を用いて日米安保体制の変質をはかるることは可能だから

「幾百万の人々が囚われ、虐待をうけているといふ話を聞くと、私は打ちひしがれ、絶望感に襲われてしまう。しかしそんな時でも美しい星空を見上げるならば、いつの日かきっと、正義が回復され、惨事は終わりを告げ、平和と安らぎのときが戻ってくると信じができるのです。」

（アンネ・フランク、1943年）

ブッシュの世界支配戦略に追随する道を歩んでいくと、日本商品の経済ボイコット運動が展開される可能性がある。石油をユーロで購入する運動や米国債の購入ボイコットの運動もおこるだろうし、日本社会には深刻な不安が生まれるだろう。

「もちろん人々は戦争を欲しない。しかし結局は国の指導者が政策を決定する。人々をその政策に引きずりこむのは、実に簡単のことだ。……。国が攻撃されたと彼らに告げればいい。それでも戦争回避を主張する者たちには、愛国心がないと批判すれば良い。そして国を更なる危険にさらすこと、これだけで充分だ」というのは、ナチスの宣伝相のヘルマン・ゲーリングの言葉であるが、日本でも同様の心理作戦が実行され、「笑顔のファッジズム」の時代を迎えることになりかねない¹⁰⁾。

どうすれば、このような道を歩むのを拒絶できるのか。まず第一に靖国史觀とは手を切り、アジア太平洋戦争（15年戦争）が日本の側の侵略戦争であったことを明確にし、従軍慰安婦問題をめぐる真実を明らかにし、犠牲者には直接の個人補償に踏み出すことだ。

第二に、戦後一人の戦死者も生み出さなかったという日本の誇りを明確にし、今後も絶対に「海外に決して派兵をしない、海外で戦争をしない国」でありつづけるという姿勢を明確にする。

第三に、この二つの姿勢を明確にした後に、全ての東アジア諸国にたいして「憲法9条第1項（国際紛争を解決する手段としての戦争を放棄する、他国の領土まで侵しかねないような攻撃的な戦力は保持しない）と同様の軍事ドクトリンを貴国でも導入し、可能ならば、この条文を憲法に書き加えてほしい」という提案を行うことが望まれる。核戦力、および中距離以上のミサイルは、純粹に防衛的という範囲を超えるので、すでに保有している国はこれを削減する方向を公約し、その見返りとして未保有の国は、今後も保有しないという誓約を行うのが望ましい。

そのうえで第4に、憲法9条の世界化の状況をもにらみながら、安全保障のなかの軍事的性格を薄め、「人間の安全保障」（より正確にいうと「民衆による民衆の安全保障」）の比重を段階的に高めていくべきだろう。

護憲を標榜するユニークなカタログ雑誌『通販生活』発行人の斎藤 駿さんは、この点にかかわって興味深い提案を行っている。すなわち自衛隊の実態にあわせて憲法9条を変えるのではなく、逆に憲法を変えないで自衛隊のほうを漸進的に変えていく、つまり自衛隊の軍事性をレベルダウンさせていく戦略をもつべきだという提案である。まず第一段階は、自衛隊を海外には出さない、紛争

解決の手段として自衛隊を使わない専守防衛の国であることを鮮明にする。その一つの指標は、領海の外に出る20キロ以上の射程の兵器は保有しないことだ。それだけで周辺諸国は一安心するだろうし、自衛隊員とその家族自身も安心するであろう。「自衛隊が海外に出て行ったら、銃後の妻子を守れるのか。むしろ銃後の日本の中で、スペイン・ロンドンでおこったようなテロの危険が高くなる」という宣伝は、効果的であろう。

そのうえで、憲法9条第2項（戦力自体の不保持）という最終目標に接近する計画をわが日本は、明確にする必要がある。周辺国、米国の動向、国連を強化する改革の行方を注視しつつ、「戦争をしない国」——紛争解決のための非軍事的手段の比重を高め、自衛隊は、国境警備隊のようなものにレベルダウンしていく戦略である¹¹⁾。憲法9条の完全実施をめざす戦略だといってよい。

世界第4位の軍事支出を行うまでに軍事支出が膨張した日本にあって、9条の完全実施をめざそうとすると、それなりに長期の移行プランが必要であろう。とはいえた最終目標は、憲法9条第2項の完全実現におくべきだと考える。この目標こそが、「核の時代」のもとで人類が生き残っていくための「導きの星」だからだ。ちょうどアンネ・フランクが隠れ部屋から星空を見上げることで、生きる力を回復させたように。

在日米軍に基地を提供することを定めた日米安全保障条約を即時破棄すべきだという意見は、日本の世論調査が示すように今日では少数派の意見になってしまった。日米安保条約体制を維持したままでも行える軍縮行動にとりくみつつ、9条2項の完全実現に向かうプランの策定にも着手するべきであろう。

「朝鮮・韓国・日本」を含む地域を非核兵器（さらに可能ならば非ミサイル・専守防衛・非戦）地帯とする政策を追求する必要がある。周知のように現行の日米安保条約の条文では、核兵器にはまったく触れられていない。日本が米国の「核の傘」に入るという規定もない。ただ日本政府が、政策的立場から「抑止力として米国の核兵器に依存する」という政策をとっていることから生まれている事態であり、日本政府が政策転換しさえすれば、現行の安保条約を維持したまでも「核の傘」から離脱することは可能だ。「核の傘をもたない安保体制」、「専守防衛に徹する安保体制」と

いうアイデアは、脱冷戦の時代には、実現可能性が十分にある。

E U (欧洲連合) が N A T O という枠組みを残したまま、米国から自立した軍事政策をとれるように徐々に変化していった先例がある。アセアンが米国との軍事同盟の枠からしだいに離れ、自主性を高めていった経緯も注目に値するし、韓国もまた、一国単位で同様の道をたどろうとしている。日本でも、このような漸進的方法を用いて日米安保体制の変質をはかることは可能ではないだろうか。

このような動きと符節をあわせて、平和創出のための代替奉仕として、自衛隊の一部を災害救助隊に転換するとともに、自衛隊予算をくみかえて、数万人規模の青年国際災害救助隊・人道支援隊を創設し、海外に派遣することで、まずは東アジア地域に「本当の友人」を作っていく努力をおこなうべきだ。非暴力直接抵抗で侵略軍に戦う「市民的防衛」の力量を形成していく方途も検討したい。その意味でも非暴力平和隊という NGO の仕事は貴重だ¹²⁾。「武力紛争の予防のための地球的パートナーシップ」(GPPAC) の北東アジア版を形成すべく、北東アジア地域の市民団体間の交流も進み、市民外交が成果を生み出す時代も始まっている¹³⁾。

来年08年の5月に「9条世界会議」という大規模な国際イベントを日本で開催する計画が進行していると聞く。戦争を放棄し、「武力によらずに

平和をつくる」創意的運動の展開を呼びかけた憲法9条の考え方を世界全体に広げていくことが目的だという。人類の未来に明るい灯火をともす試みとして、注目していきたい。

注

- 1) 『赤旗』2007年3月5日付。
- 2) 渡辺和子『愛をこめて生きる』1989年, P H P文庫。
- 3) 『中国新聞』07年3月17日付け。
- 4) 『朝日新聞』06年10月26日付。
- 5) 『朝日新聞』05年6月18日付。
- 6) 藤岡 悅「MDと宇宙軍拡」『世界』2007年4月号。
- 7) 『日本経済新聞』05年5月13日付。
- 8) 『朝日新聞』05年8月16日付。
- 9) 藤岡 悅「MDと宇宙軍拡」『世界』2007年4月号, 181頁。
- 10) 森田ゆり著『子どもが出会う犯罪と暴力』NHK出版, 34頁。
- 11) 斎藤 駿「そろそろ、信念から戦略へ——説得力のつくり方」『軍縮問題資料』301号, 06年5月。
- 12) 君島東彦「NGOの平和構築が憲法の平和主義を具体化する」『論座』朝日新聞社, 2004年12月号, 236頁以下。
- 13) 川崎 哲「GPPAC世界会議——9条平和主義の挑戦」『軍縮問題資料』2005年11月号, 70-73頁。
(ふじおか あつし 所員 立命館大学)

法哲学的視野の中の憲法改定

憲法および憲法改正の意味、その前提となる人間像、平和主義と生命権、司法改革との関連などについて、論じる。この問題を憲法学まかせにせず、法哲学の特性を生かして、総合的視野を提供するための一つの試みである。

NAKAMURA Koji
中村 浩爾

はじめに — 憲法とは何か —

(1) 憲法と憲法体制

「憲法」は、言うまでもなく“constitution”（“Verfassung”）の訳語である。“constitution”には、「憲法」の他に、「構造」、「構成」、「体質」、「成り立ち」、「政体」、「既成の制度あるいは慣行」など多様な意味がある。それにもかかわらず、「憲法」と言えば、その含意が狭められ、法規・法典としての性格が強調される結果となる。大事なのは、「基本体制」という意味である。保守派の言葉で言えば「くにのかたち」である。革新派の言葉で言えば「暮らし」である。つまり、“constitution”は、正確には「基本体制」または「憲法体制」と言うべきであり、「憲法」と言う場合でも、それを「憲法典」という狭い意味で理解してはならず、構造や制度を含む広い意味で理解しなければならない¹⁾。

(2) 憲法と暮らし

かつて「憲法を暮らしの中に」というスローガンが京都に掲げられ、各地に広がっていった時代があった。私は、今でもこのスローガンおよびその精神は有効だと思っている。しかし、同時に、

当初からこのスローガンには限界があると考えていた。というのは、「憲法=暮らし」という観点からすれば、「憲法を暮らしの中に」というスローガンは、その当時に必要とされたものであり、核心を衝いたものであったとしても、一面的なものである。つまり、このスローガンは、同時に「暮らしを憲法の中に」という、いわば反対方向のスローガンによって裏打ちされているか、あるいは適切な時期にそれに転化しなければならなかつたはずなのである。しかし、残念ながら、今はそれが可能な時代ではない。なぜなら、現在は、暮らし、あるいは世論そのものが、保守化し、あるいは操作されているために、健全な形でそのような「憲法→暮らし→憲法→暮らし」という循環が行われる可能性が極めて低いからである。「暮らしを憲法の中に」と言えるためには、また憲法と暮らしとの間の循環が正常に行われるためには、選挙制度や各種の悪法が改正され、空洞化した国民主権が実質を取り戻す必要がある。

I 憲法を変えるということ

(1) constitutional change と紛争多発社会

今、問題になっているのは、表面的には「憲法」

という法律の「改定」、すなわち単なる「憲法典」の条文の変更であるかのように見える。しかし、「憲法＝暮らし」という観点からすれば、憲法を変えるということは、単に法律を変えるということではなく、暮らしを変えること、あるいは、暮らしを法律に転化または反映させること、である。森英樹（憲法学）の言葉を借りて、より正確に言えば、「国家・社会の基本構造の転換（constitutional change）」であり、「その規範的総括作業に至る総体の過程」である。また、たとえ括弧つきであるとしても、「改悪」もありうる以上、「改正」という表記でも問題がある。私が、ここで森にならって「改定（modification）」という語を用いる所以である²⁾。

日本の現実においては、憲法を改定しなくとも、その目的はすでにかなり実現されている。いわゆる、解釈改憲である。また、違憲の疑いのある各種法律によってもなされている。憲法改定はそのような現実や法律とのギャップを埋めるにすぎないとも言える。しかし、そうは言えない。なぜなら、憲法改定、とくに9条の改定は、国民多数の意志だと宣伝されているが、世論調査の仕方や、世論そのものの形成に問題があり、真正の国民の意志と言えるかどうか疑問だからである。もし、9条改定を強行すれば、ますます矛盾が拡大し、自衛隊の海外での活動や国内の基地問題などをめぐって、紛争や訴訟が多発することになるであろう。

司法改革審答申の中で、「法化社会」の到来が予測され、それに対処するための諸方策が必要だとして、法曹人口を増やすことやADR（裁判外紛争処理）の活用が強調され、一見、国民と国民の間での紛争増加のみが想定されているように見えるが、紛争は、国民対国家間においても増加するには必至である。つまり「法化社会」は「紛争多発社会」なのである。しかし、紛争の多発する社会は正常な社会と言えるであろうか。「法化（legalization）」の必要な領域は、確かにあるが、改革審答申の目指す「法化」はそれとは別のものである³⁾。目指すべきは、必要な「法化」領域を限定し、全体として、法・道徳・宗教・習俗など多元的な社会規範によって紛争の発生を予防し、対処する社会であろう。

(2) 「非法化的国民」と自治意識の衰退

そもそも、憲法をたびたび変えてもいいのか、あるいは、変えてもいいとしても、今が憲法改定を論議するのに適した時期かどうか、という問題がある。硬性憲法にとって、60年というのは決して長すぎる時間ではない。また、時期の点では、今はその時ではない。対的には「暮らし」にかかるわって他にやるべきことが山積しているし、対外的には、アメリカが戦争を拡大しており、しかも日本に憲法改定を要求しているという極めて特殊な時だからである。また、国民投票法——その内実からして「改憲手続法」と言うべきであろう——の制定によって、憲法改定をしやすくし、憲法改定のハードルも低くしようと企図されているが、政治的に見ても憲法論的に見てもあまりにも問題が多く、また、それは必ずしも日本の法文化にふさわしいことではない。日本人の契約嫌い、裁判嫌いという見方は、もはや通説とは言えないかもしれないが、それでもやはり、そのような傾向が存在することは否定できない。すなわち、「非法化（de-legalization）」傾向⁴⁾である。「非法化」傾向は、それが自治意識に裏付けられている場合は、「自治型法」を生み出すほどの積極面を持つが、そうでない場合には、マイナス面を露呈する。後述のように、地域では自治意識の顕著な衰退が見られる。もし、憲法改定のハードルが低くなれば、一部の少数集団（あるいは一部の階層）に、多くの国民の知らぬ間に、また、国会での審議も十分行われないまま、次々に改定を重ねることを許すことになるであろう。

国民の知る権利を保障すべきマスコミが体制化している上に、歯止めとなるべき専門家も以前に比べて弱体化している。なぜなら、このように憲法改定が焦眉の急となっている時、すでに、学者も弁護士もその多くが、一方では、大学改革、他方では司法改革（その接点はロースクールである）と次々に繰り出される改革の嵐に追われて、身動きがとれない状態に陥っているだけではなく、このような傾向に賛成している人も少なくないからである。しかも、足止めを食っている、あるいは、そこそこが自分の主戦場と思っている大学は、すでに一種の「植民地化」の様相を呈しているにもかかわらず、である。小田中聰樹（刑事訴訟法学）は、2001年の時点で、「イールズ闘争」⁵⁾との比較

で、「いま大学には法人化をはじめ〈改革〉という名の〈大学の自治〉破壊の嵐が襲っている。この嵐は大学自治の原理と組織を破壊しつつあるが、それだけではなく、大学人の自主・自由・独立の意識そのものに根腐れ的状況をひき起こしつつある」⁶⁾と警鐘を鳴らしているが、その数年後に都立大学が取り潰された過程の中で、それが杞憂でなかったことが証明されている。このように、自治意識の衰退は、学者や弁護士にまで及んでいるのである。

「戦争とは知の動員」であると言う内橋克人の言葉にもあらためて耳を傾ける必要がある⁷⁾。動員されやすいものであるが故に、知識人には組織が必要であり、それは大学人の場合には「大学の自治」である。したがって、その自治が失われることは、社会の木鐸としての力の弱体化のみならず、権力からの動員圧力に対する抵抗力の喪失をも意味するのである。

II 憲法の前提する人間像 —個人と参加—

(1) 「個人の尊厳」

ドイツ憲法には、ボン基本法の時代から「人間の尊厳」が書かれているが、日本国憲法に書かれているのは、「個人の尊重」、「個人の尊厳」(13条、24条)であって、「人間の尊厳」ではない。両者を同じと見る説が多いが、私は違いを軽視できないと考えてきた。なぜなら、「人間の尊厳」という場合、その「人間」は一方では「人格」というカント的な意味での抽象性、資格性を持ち、他方、共同体の中の一員という意味を持つのに対して、「個人の尊厳」という場合、その「個人」は勿論「人間」であるが、「人格」の保有者や共同体の一員という限定を受けず、文字通り「ありのままの」個人⁸⁾を意味するからである。日本国憲法の制定過程において、「人間の尊厳」という語が使われ、法典の中に入る可能性もあったが、結果として「個人の尊厳」になったのは、まさにそのような違いがあればこそ、その違いを意識して「個人の尊厳」を選び取ったと思われる所以である。つまり、前近代的なイエ制度からの個人の解放が重視されたと思われる所以である⁹⁾。

ただ、「人間の尊厳」概念自体が戦後ただちに確定させていたわけではなく、その後の歴史的展開の中で、確立されていったことを考えると、広中俊雄(民法学)や松本克美(同)が言うように、「個人の尊厳」を「人間としての個人の尊厳」というように「人間の尊厳」に近いもの、あるいは同じものと捉えることが可能かもしれない¹⁰⁾。「個人の尊厳」の画期的性格、すなわち「個人の尊厳」と言う場合の、その「個人」は「現実的・具体的な人間」であることを強調し、「人格」を前提とする「人間の尊厳」とは違うという立場に立っていたとされている恒藤恭(法哲学)の場合も¹¹⁾、ドイツにおける「人間の尊厳」と、日本における「個人の尊厳」を、同一の平面上でとらえていたと思われる所以である。しかし、「人間の尊厳」と「個人の尊厳」を同一視できたとしても、問題は解決しない。なぜなら、「人間の尊厳」を憲法に書き込んでいる当のドイツにおいても、「人間の尊厳」が自明のものでないどころか、その相対性が強調されているからである¹²⁾。とくに生命倫理の領域でそれが顕著である。相対性が生じるのは、「人間の尊厳」という場合、尊厳が守られるべきものが、特定の「人間像」に入るか入らないかという問題がつきまとわざるをえないからである。その点では、「個人の尊厳」という場合の、その「個人」は「ありのままの」、「現実的な」個人のはずであるから、特定の人間像に入るか入らないかという問題は生じない。もちろん、それでも「人間とは何か」という問題は残るし、また、「ありのまま」ということが利己主義や個人の極端な絶対性に至る危険性はある。

しかし、この文脈においては、私は、樋口陽一(憲法学)の、あえて一度は共同体の中からバラバラの個人を取り出す必要がある¹³⁾、ということだわりにひとまず共感を示しておきたい。たとえ、本質論的に見て、そのようなアトム的個人はありえず、人間は常に共同体に存在であるとしても、その意図——人間のアトム化を目的としているわけではなく、それをいわば一つの過程と見なす——は理解できるからである。アトム的個人を強調することが、必ずしもアトム的個人を生み出すとは限らず、逆に、共同体に存在を強調することが、必ずしも共同体の人間を生み出すとは限らない。理念と現実、希望と結果とは別である。自民党の改憲草案を見れば、家族や家庭という共同体

を強調してきたにもかかわらず、それらを前提にできなくなり、その再建を言わなければならなくなつたことがわかるが、それはまさに、その一つの例である¹⁴⁾。

ところで、樋口のこだわりに賛意を表するに際して、「ひとまず」という限定をつけたのは、アトム的個人はやはり仮説なのであって、仮に、実在したとしても、不安定なもの・一時的なものであり、共同的個人へ向けての一過程だと考えなければならないからである。問題は、その共同体がどのようなものであり、そして、共同体と個人との関係がどのようなものでなければならないか、である。つまり、共同体といつても、古いタイプではなく、アソシエーション的なもの、あるいは、アソシエーションと相互補完関係にあるようなものでなければならない。主体の側から見れば、そこでの行動原理は、「共同的」であるのみならず、「協同的」や「協働的」ということになる。

したがって、仮に「人格の尊厳=人間の尊厳」から「個人の尊厳」へ、という発展図式の中で「個人の尊厳」を理解するとすれば、さらにその先に「個人の尊厳」から「共同的個人の尊厳（より高次の人間の尊厳）」へ、という発展図式が展望されなければならないことになる。

(2) 参加型人間

一般に、「参加」が民主主義あるいは国民主権の指標であるかのごとく推奨され、司法改革審答申でも「統治主体」としての国民ということが強調されているが、「参加」が必然的に、民主主義の実現、すなわち主体性の發揮、権力の抑制をもたらすであろうか。一定の条件が満たされていない限り、必ずしもそうとは言えない。強権的政治状況においては、むしろ、「参加」を拒否しうるかどうかこそが民主主義の指標となるという局面がある。「市民的不服従」は、ギリギリの局面における、非常手段である。君が代強制に対して、良心に基づいて服従しないという場合は、まさにこれに該当する。そのような行為の理論的正当化として、たとえば、J・ロールズの市民的不服従論がよく知られているが¹⁵⁾、笹倉秀夫（法哲学）のように現代的に再構成された抵抗権の一形態としてとらえる立場¹⁶⁾の方が、法的議論としては強力である。教育基本法改定により、不服従の法的根拠が弱められた現状においては、このような現

代的抵抗権論の有用性はますます高まっていると思われる。

極限状態に限らず、平時にも同じ問題がある。たとえば、2009年5月から施行される裁判員制度においては、裁判員に指名された時に辞退できないことになっているが、これでは「参加」というより「強制参加」、あるいは「動員」である。裁判員法は、「意に反する苦役」を禁止した憲法18条に抵触する疑いがある。徴兵制と同じだという見方さえ示されている¹⁷⁾。その観点からは、武力攻撃事態法と全く同一平面に並ぶ「国民総動員法」だということになる¹⁸⁾。

同様に、自発的参加にも問題がある。まず、「準自発的参加」とも言うべき、町内会や自治会への参加を見た場合、昔のような地縁が崩れ、組織の維持に苦労しているところが増えている。加入が義務づけられているコミュニティ（共同体）が、自発的な組織たる各種アソシエーション（結社）によって支えられるケースが稀ではない。他方、不安を煽られる中で、組織強化が計られ、防犯・防災の名目之下、コミュニティを通じて、個人も組織も監視社会化に巻き込まれている。このように逆の側面と両側面のからまり合いがあるが、私は、コミュニティの崩壊と、その結果バラバラになった個人が、動員されるという側面を重視したい。

さらに、「純自発的参加」、すなわち、いわゆる「ボランティア」について言えば、日本では、この語が安易に、そしてしばしば歪んだ意味で使われ、「ボランティアという名の搾取」¹⁹⁾が存在する程である。日経連の元会長の根本氏がかつて「自由と平等の架け橋としての博愛」と言い、ボランティアを奨励したが²⁰⁾、まさに、美辞麗句の下に、利用・搾取の対象となるおそれがある。

このように、「参加」はそれが、純自発的参加や準自発的参加の場合でさえ問題を孕んでおり、非自発的参加や強制的参加の場合の問題性については言うまでもない。

ファシズムが成立したと言えるためには、体制、思想、運動の3側面が揃わなければならないとされているが、私は必ずしもこの3側面すべてが揃う必要はないと考える。そもそもファシズムの本質は、文化やスポーツからはじまる点、あるいはそれらを利用する点にあり²¹⁾、その意味では最初はソフトに、隠れて進行するのが常である。それ

を考慮すれば、私には、すでに各方面で、「参加」という名目の下、実は「動員」が、すなわちファシズムがかなり進行しているように見える。

III 平和主義と生命権

(1) 戦争と死刑制度

死刑制度の是非をめぐって、日本では議論が続いている。死刑廃止の国際的流れ（1989年、国連での死刑廃止条約の採択）の中で、一時は、執行停止から制度の廃止へと進むかと思わせる局面もあったが、今では、廃止どころか墨守に転じ、厳罰主義の象徴へと逆戻りしている。

死刑制度が合憲か違憲かについては、はやくから議論がある。それは、憲法が、一方では「残虐な刑罰」を禁止し（第36条）、他方では、適正手続を踏めば生命さえ奪うことができると明記している（第31条）からである。合憲論、違憲論、そして矛盾論、いずれにも一理があるが、私が注目し支持したいのは、前文で規定する平和主義の原則と整合的に解釈した場合、死刑が残虐な刑罰にあたり、憲法はそれを禁止しているとする木村亀二（刑法学）の解釈である。つまり、日本国憲法は、対外的には戦争を、対内的には死刑を、放棄したという解釈である。この解釈は、「戦争国家」アメリカが「死刑廃止条約」を批准せず、それに従属して軍備の増強を続けている日本も、同様に同条約を批准しない理由をよく説明できる。それ故、平和主義について論じる際、死刑制度との関連で、また生命権（第31条）一憲法学で十分論じられてこなかったという刑法学者からの批判がある一について論じることが必要である。

(2) カントの平和論

糺余曲折を経ながらも、自然の力によって、究極的には平和に至るというカントの説明は、唯物論的でさえあり、説得力がある。関心と支持がますます広がっている²³⁾。しかし、カントが社会契約を根拠にして、死刑を認める点はどう見るべきであろうか。逆に、ヘーゲルは、戦争を必然と見、国家は命をかけるに値するものと言ったとされている（最近では、ヘーゲルが命をかける対象だと考えたのは国家ではなく「実践」だという新しい

見方もある）²⁴⁾が、死刑には反対していたという解釈もある。私には、ヘーゲルの自由主義者としての側面の再評価と同時に、カント平和論にもなお批判的に検討すべき点があるように思われる。

ところで、最近の平和学の進展はめざましいものがあるが、それによれば、ただ戦争が存在しないだけの状態は真に平和な状態とは言えない。藤岡惇は「ディープ・ピースな社会（くずれぬ平和）の社会」を築かなければならぬと言う。これは、2004年のあるシンポジウムで共有された「平和の深化」²⁵⁾と共に考え方（平和を段階的・構造的にとらえる考え方）であり、ここには「平和」理解における共通の潮流が明確に読みとれる。

おわりに

最後に、二つ付け加えたい。一つは、城丸章夫の言う「軍事的教養」の問題である²⁶⁾。その欠如が、無用な不安を生み、軍備の増強を許している面がある。また、自衛隊を「軍」にせよという主張の中には、自衛隊の役割を専守防衛、災害援助、復興援助などに限って、というものも多いが、これも軍事的教養の欠如に起因する楽観論に過ぎないことは言うまでもない。欠如と言えば、歴史感覚と国際感覚の欠如にも触れたいが、割愛する。

また一つは、日米安保の問題である。憲法問題を考える際、密接な関係にあるはずの日米安保を棚上げにしがちであるが、安保条約それ自体とそれがもたらした現実の中に改憲の動力があることをあらためて認識し、それとの関連で考える必要がある。

注

- 1) “Verfassung”は「憲法状態」という訳もある（『思想』984号、90頁）が、ヘーゲルの法哲学の場合、「憲法体制」と訳すのが普通である。
- 2) 森英樹 卷頭言「取扱注意のキーワード」（民主主義科学者協会法律部会機関誌〔年報〕『法の科学』34号、日本評論社、2004年、参照）。
- 3) 中村浩爾「国民を眞の主人公に」、『法の科学』36号、2006年6月、参照。
- 4) 田中成明（法哲学）によれば、現在の日本には「法化」を中心として、「反法化（anti-legalization）」と「非法化」の両極への分化傾向が存在している。

- 田中成明『法学入門——法と現代社会——』放送大学教育振興会, 2000年, 226-230頁, 参照。
- 5) 1950年5月2日, GHQ顧問のW・C・イールズが東北大大学で, レッド・ページ推進のための講演をしようとしたのを阻止した学生達の闘いである。
- 6) 小田中聰樹 書評「イールズ闘争の群像が訴えるもの」『法と民主主義』357号, 2001年4月。
- 7) 神戸空襲を記録する会編『神戸大空襲 戦後60年から明日へ』(のじぎく文庫) 神戸新聞総合出版センター, 2005年11月。
- 8) 「ありのまま」という場合, 利己主義の極限を意味させる人もいる(たとえば憲法学の阪本昌成)が, ここでは, 「理性的存在」などの条件を付けないと意味である。
- 9) 中村浩爾『民主主義の深化と市民社会——現代日本社会の民主主義的考察——』文理閣, 2005年, 第3章, 参照。このようなとらえ方は, リベラリズムに偏りすぎているという批判もある。
- 10) 広中敏雄「個人の尊厳と人間の尊厳に関するおぼえがき」, 『民法研究』4号, 信山社, 2004年, 59-84頁。松本克美は, 「個人の尊厳」は個人だから尊重されるという意味だけではなく, 「人間として尊重されるという意味もある」とし, ボン基本法との共通性を言う。そして, 民法1条の2を「人間としての個人の尊厳」と解釈することが, 戦後補償などにおいて機能不全に陥っている民法・不法行為法の救いになると言う。『法の科学』34号, 2004年, 152-157頁。
- 11) 恒藤恭は, 法哲学の枠を越えて, 平和問題, 9条問題に対して明確な姿勢を示している。9条を「不動の民族的 ideal」とすべしという非武装永世中立論である。『世界』1949年5月, 6月号。恒藤が「国民」ではなく「民族」という語を用いているのは, 勿論偏狭さのあらわれではなく, 盛衰を繰り返しながら発展して行くという歴史的観点を重視したからであると思われる。広川禎秀『恒藤恭の思想史的研究』大月書店, 2004年, 参照。
- 12) ウルフリット・ノイマン(フランクフルト大学教授/刑法・法哲学)「人間の尊厳という原理」2005年9月, 南山大学での講演。
- 13) 樋口陽一『自由と国家』岩波書店, 1989年。
- 14) 澤野義一他編『総批判改憲論』法律文化社, 2005

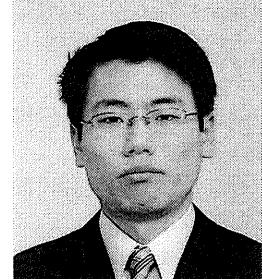
年, 7頁。

- 15) 石崎学(憲法学)は, ロールズの市民的不服従論は, 権利として構成されていない点に限界があると指摘し, アーレントの「結社の自由」としての市民的不服従という構成の方が優れている, と評価する。石崎学『憲法状況の現在を観る——9条実現のための立憲的不服従——』社会批評社, 2005年10月。
- 16) 笹倉秀夫『法哲学講義』東京大学出版会, 2002年, 第17章, 参照。
- 17) 高山俊吉『裁判員制度はいらない』講談社, 2006年, 小田中聰樹『裁判員制度でえん罪はなくなるのでしょうか』[討議資料] 日本国民救援会宮城本部, 2002年。
- 18) 有事立法と司法改革とは「国民総動員」というところで深くつながっていると思います。有事立法とはいわば戦争に向けた国民総動員です。司法改革とは, 人権抑圧に向けての国民総動員体制の確立のことです。」小田中聰樹「国民総動員と司法改革」, 『希望としての憲法』花伝社, 2004年, 所収。
- 19) 笹沼朋子「新しい公共圈における抑圧構造——ボランティアという名の搾取——」, 『法の科学』37号, 2006年。
- 20) 前掲拙著, 151-152頁, 参照。
- 21) ヴィクトリア・デ・グラツィア著/豊下啓彦・高橋進・後房雄・森川貞夫訳『柔らかいファシズム』有斐閣, 1989年, グレゴリー・カザ著/岡田良之助訳『大衆動員社会』柏書房, 1999年。
- 22) たとえば, 水島朝穂『武力なき平和——日本国憲法の構想力——』岩波書店, 2003年, 『思想』984号(特集: カント永遠平和論と現代), 2006年4月号など。
- 23) R・ウイリアムズ編/中村浩爾・牧野廣義・形野清貴・田中幸世訳『リベラリズムとコミュニタリアニズムを超えて——ヘーゲル法哲学の研究——』文理閣, 2006年, 第3章, 参照。
- 24) シンポジウム「世界市民と国際秩序の再検討——カント没後200年にあたって」2004年12月, 於京都ドイツ文化センター。後に『思想』に掲載。注22参照。
- 25) 城丸章夫『戦争・安保・道徳——平和教育研究ノート——』あゆみ出版, 1993年。
(なかむら こうじ 所員 元大阪経済法科大学)

所得税と支出税

— 最適課税論の観点からの分析 —

所得税、消費税、資産税が課される状況下で、納税協力費、税額控除、税率、これらの最適条件の解釈を試みた。資産税のその税率解釈で Trade-off が見られない場合があった。IT 化の影響を加味した場合にも考察を広げた。



OHATA Satoshi

大畠 智史

I 序 文

所得税－支出税論議は長く続いている¹⁾。行政面での効率性、投資等の経済面での効率性等の利点を持つ支出税構想の活かし方の考察は、効率的な税制の構築上なされてよい。それを所得とする税が所得税であり、それを消費とする税が支出税である。所得税の課税ベースは、「所得(Y) = 消費(C) + 資産純増(ΔW)」であり、支出税の課税ベースは、年間の消費支出額の合算額である。その論点が、最適課税論の立場からの支出税の詳細な分析を基に論じられたことは殆どない²⁾。本稿では、これまでなされていないと考えられる、1期間モデルの最適線形支出税の税率や税額控除の最適条件の解釈を行い、最適線形所得税の場合のそれらと対比する。1期間モデルを使用したのは、最適線形所得税の一般的展開の内容と、本稿でのその独自の分析内容とを対比するためである³⁾。更に、課税の際に、犠牲を引き起こす要因として税額だけでなく、納税協力費をも加味し、その論争点を論じることも目的とする⁴⁾。本稿では、その費用を、納税の際の会計的計算、税額の算定に要する金銭上のコストに限定する。このような試みも、これまでなされていない。最適課税論は、「ある所与の大きさの税金を徴収する際に、経済

的に最も合理的な方法は何かを検討」⁵⁾する理論であり、「資源配分の効率性と所得分配の公平性」という2つの基準に基づいて、経済合理性を考慮した課税体系を分析する⁶⁾理論である。「最適所得税論と並んで、最適課税論の重要な分野は、いくつかの異なった財やサービスに間接税をかける場合に、どのように課税するのが経済合理的であるかを分析するものである。」⁷⁾当然、最適課税論で考慮される、所得分配の公平性、資源配分の効率性、これらが、租税分析の上で重要である。最適課税論では、効用は測定可能であり、効用の個人間比較も可能であると想定されているが、本稿でもそのように想定しておく。

II 最適課税論からの分析

(1) 所 得 稅

最適所得税論の主要な分野として、最適線形所得税論と最適非線形所得税論がある。本稿では、簡潔化、字数の制約、等のために、最適線形所得税論だけを扱うこととする。最適線形所得税とは、「税額控除水準が設定され、その水準以上では比例的に所得税負担が上昇する税体系である。」⁸⁾このような最適線形所得税論は、Mirrlees (1971) 「Sheshinski (1972), Romer (1976), Dixit and

Sandmo (1977), Helpman and Sadka (1978a), Tuomala (1985)』⁹⁾, 「Atkinson and Stiglitz (1980), Sandmo (1983), Helling (1986), 逸見 (1992)』¹⁰⁾ 等が説いた。

最適線形所得税論では、一定の税率、税額控除が設定された上で、政府が一定の税収を確保するが、その際、社会的厚生を最大化することを目標とする。納税者個人の、消費と余暇とからなる効用の最大化行動は、その税制に影響を受ける。延納等は考慮されない。

一般には、その場合の最適な所得税率は「所得再分配への志向が強ければ強いほど所得税率は高くなる。」¹¹⁾ また、「所得税率は消費者の労働供給に対する誘因効果に依存しており、労働供給に対する負の誘因効果が強ければ強いほど最適所得税率は低下する」¹²⁾ のである。これらのことから、最適線形所得税では、公平性と効率性とのトレードオフ関係が見られることが分かる。「最適線形所得税の理論では、徴税の所得再分配効果と、負の労働誘因効果のバランスの最もよい税体系が選択されるといつてもかまわないと思われる。このため、最適所得税率は、労働供給が賃金率に影響されず、非弾力的なケースをのぞけば100%未満となるのが普通である。つまり、何らかの所得再分配が望ましいとしても、完全な所得の平等化は例外的にしか望ましくない。」¹³⁾

税額控除の最適条件は、通常の意味での所得の社会的限界効用に、税収の変化を社会的厚生に変換したもの足し合わせたもの、つまり、ネットの所得の社会的限界効用、これの納税者間での平均が、一単位の税収の変化で変化する社会的厚生に等しい、と捉えられている。税収が外生的に与えられている場合、「政府規模は社会的最適水準ではなく、任意に与えられた水準にある。その任意の値に対して、税額控除を最適水準に調整する」¹⁴⁾ ことが、その条件の意味するところである¹⁵⁾。また最適線形所得税の研究は多くある¹⁶⁾。

(2) 支出税

支出税の限界税率を e ($e > 0$) とする。また、税額控除は k である。本稿では、年間の消費支出額が高くなるにつれて、比例的に、支出税額が上昇する最適線形支出税を考える。それが累進的に上昇する最適非線形支出税は、字数等の都合上、本稿では考えない。消費支出額を c 、余暇を L 、

労働時間を l 、賃金率を w とする。すると、個人 h における課税前所得 z^h 、消費支出額 c^h 、支出税額 T_E^h 、貯蓄額 M^h 、これらは、次のように表される。消費はニューメレール財であり、価格は 1 である。更に、延納等ではなく、課税ベースに対しては期首に決まっている税率が適用されるとする。税率は、消費支出額に対する限界税率を考えている。

$$z^h = w^h l^h \quad (1)$$

$$c^h = c_h^* w^h l^h \quad (2)$$

(c_h^* : 個人 h の平均消費性向)

$$T_E^h = e c_h^* w^h l^h - k \quad (3)$$

$$\begin{aligned} M^h &= w^h l^h - e c_h^* w^h l^h - c_h^* w^h l^h + k \\ &= (1 - e c_h^* - c_h^*) w^h l^h + k \end{aligned} \quad (4)$$

そうすると、個人 h の効用関数は (5) のようになる。

$$u^h = u^h(c^h, L^h) = u^h(c^h, 1 - l^h) \quad (5)$$

この関数について、

$$\partial u^h / \partial c^h > 0,$$

$$\partial u^h / \partial L^h (-\partial u^h / \partial L^h = \partial u^h / \partial l^h) > 0$$

が成立するものとする。課税がなされる国家の納税者各個人は、予算制約式 M^h の下で、(5) で示される効用を最大化するように、消費と余暇が決定される。ここでは、「効用関数は、厳密に準凹であり、連続かつ 2 回以上微分可能であると仮定する。」¹⁷⁾ また、単位時間は 1 であり、 $L = 1 - l$ である。

以上のような場合の効用最大化の 1 階の条件は、次のようになる。

$$\left. \begin{aligned} \partial u^h / \partial c^h &> \lambda^h \\ -\partial u^h / \partial L^h &= \partial u^h / \partial l^h = -c_h^* w^h \lambda^h \end{aligned} \right\} \quad (6)$$

λ はラグランジュ乗数であり、これは、手取りの所得の限界効用を意味している。 c_h^* は、税率、税額控除、貯蓄額、賃金率、労働時間に影響を受ける。このことから、個人 h の間接効用関数 v は、次のように書けることになる。

$$v^h = v^h(c_h^* w^h, k) \quad (7)$$

この間接効用関数の限界条件は、以下のようになる。

$$\left. \begin{array}{l} \partial v^h / \partial e = -c_h^* w^h l^h \lambda^h \\ \partial v^h / \partial k = \lambda^h \end{array} \right\} \quad (8)$$

このモデルでは個人間の相違は、効用関数、平均消費性向、賃金率、これらで表わされる。効用関数同一の仮定ではなく、また、生産においては規模に関する収穫不变を仮定し、生産水準が変わっても、消費性向、賃金率、これらは一定であるとする。当然、個人間ではそれらは異なる。

政府の支出税による歳入額 R は、外的に与えられ、以下の関係が成立する。

$$R = \sum_h (ec_h^* w^h l^h - k) \quad h = 1, \dots, H \quad (9)$$

ここでは、 H は納税者数である。これは、政府の予算制約式である。支出税の場合の社会的厚生関数を、以下のように定式化する。

$$\begin{aligned} W &= \phi(u^1, \dots, u^H) \\ \partial^2 \phi / \partial^h \partial u^j &= 0 \quad h \neq j \end{aligned} \quad (10)$$

政府は、(9) 式で示される予算制約式の下で、(10) 式で示される社会的厚生関数を最大化するように、税制パラメータである税率 e 、税額控除 k を決定するのである。そこで、ラグランジュ式を考察する。 μ はラグランジュ乗数である。

$$L = \phi(v^1, \dots, v^H) + \mu(\sum_h (ec_h^* w^h l^h - k) - R) \quad (11)$$

そこで、 e 、 k についての最適条件を導出すると、以下のようなになる。

$$\begin{aligned} \partial L / \partial k &= \sum_h (\phi'_h \lambda^h + \mu e c_h^* w^h (\partial l^h / \partial k) \\ &\quad + \mu e (\partial c_h^* / \partial k) w^h l^h) - H\mu = 0 \end{aligned} \quad (12)$$

$$\begin{aligned} \partial L / \partial e &= \sum_h (\phi'_h (-c_h^* w^h l^h \lambda^h) + \mu c_h^* w^h l^h \\ &\quad + \mu e c_h^* w^h (\partial l^h / \partial e) \\ &\quad + \mu e (\partial c_h^* / \partial e) w^h l^h) = 0 \end{aligned} \quad (13)$$

(12) 式を解釈するために、次のような h 氏のネットの所得の社会的限界効用を考える。

$$\begin{aligned} \gamma^h &= \phi'_h \lambda^h + \mu e c_h^* w^h (\partial l^h / \partial k) \\ &\quad + \mu e (\partial c_h^* / \partial k) w^h l^h \end{aligned} \quad (14)$$

この式を使用すると、(12) 式は、以下のようになる。

$$\sum_h \gamma^h / H = \gamma = \mu = \partial W / \partial R \quad (15)$$

これらの式で使用されている下線は、平均値を

意味する。(15) 式は、ネットの所得の社会的限界効用の、納税者間の平均が、一単位の税収の変化による社会的厚生の変化分に等しいことを意味している。税収が外的に与えられている場合、「政府規模は社会的最適水準ではなく、任意に与えられた水準にある。その任意の値に対して、税額控除を最適水準に調整する」¹⁸⁾ ことが、その条件の意味するところである。

次に、支出税の場合でも、計算の簡略化のため、最適線形所得税論でしばしば用いられる、以下のスルツキー方程式を考える。

$$\partial l^h / \partial e = w^h S^h + w^h l^h (\partial l^h / \partial k) \quad (16)$$

(13) 式に、(14) ~ (16) 式を代入すると、以下のようになる。

$$\begin{aligned} e &= \\ &\frac{\sum_h c_h^* z^h \psi_h \lambda^h - \gamma \sum_h c^h}{-N^h \{(\sum_h \gamma c_h^* S^h (w^h)^2) / N^h - (H \text{cov}(z, \gamma) - \sum_h (z^h \gamma^h - \bar{z} \bar{\gamma})\}} \end{aligned}$$

$$N^h = (\partial l^h / \partial k) c_h^* w^h - (\partial c_h^* / \partial e) \quad (17)$$

まず、最適線形支出税の公平性については、(17) 式から何が言えるのであろうか。

「 γ は、所得の限界効用の遞減を仮定すると、通常の場合には賃金率について単調に減少すると考えられる。また、労働の供給の賃金率に対するバックワード・ベンディングを無視すると、 z は賃金率について単調に増加する」¹⁹⁾。すると、 $\text{cov}(z, \gamma)$ は当然、負である。「その社会において賃金率の分散が大きく所得分配の格差が大きくなる z の分散が大きくなり、また所得分配の平等化への社会的要請が大きいほど γ の分散が大きくなる」²⁰⁾ のである。すると、その要請が大きい程、その共分散は絶対値で大きくなる。

以上のこと考慮すると、所得分配の平等化への社会的要請が大きい程、最適税率はどのようになるのか、この点を検討する。

(17) 式の分子と分母との符号が一致する必要があることは明白であろう。(17) 式の分子は、 $\sum_h \{c^h (\phi'_h \lambda^h - \gamma)\}$ である。 N^h についてであるが、第1項目は、税額控除一単位増加による、消費額の減少額を表しており、これは負である。第2項目は、限界税率一単位の増加による、消費性向の減少の度合いを表しており、これも負である。通常は、その前者の絶対値が1以上になり、その後者の絶対値は1より小さくなる。このことを考

えると、通常は、 N^h は負になる。 N^h は、(α) で記す変数の大小、賃金率が高所得者程高い、等の内容を加味すると、定数であると仮定しても差し支えないと考えられる。(17) 式の分母は、(13) 式を e について解いた式の分母、 N^h 、これらを考えると、正にも負にもなり得る。

(α) (17) 式において、 $\phi_h \lambda^h \geq \gamma > 0$ 、分母も正

この場合、所得再分配の社会的要請が大きい程、(17) 式の分母は大きくなる。そのため、その場合、最適支出税率が下がる、ということが分かる。

また、(α) の場合において、(17) 式を用いて、最適線形支出税の場合の効率性について分析を加える。分母と分子とで符号が同じになる、等のことを考えると、税率変化に応じて労働から余暇への代替効果が強く働くほど、最適支出税率が高くなる。 S^h の代替項の符号は、この場合には正である。

以上の場合は、低所得者に当てはまる場合である。所得再分配の社会的要請が大きい程、低所得者には低い税額を要求する。その代替効果が強いほど、効率性の観点からは、低所得者には高税率をかけた方が望ましいことは言うまでもない。低所得者の場合、 $\partial l^h / \partial e$ は正で、高所得者の場合より大きく、 $\partial c_h^* / \partial e$ は負で、高所得者の場合より絶対値で小さく、 $\phi_h \lambda^h$ は正で、高所得者の場合より大きく、 $\partial l^h / \partial k$ は負で、高所得者の場合より絶対値で小さく、 $\partial c_h^* / \partial k$ は正で、高所得者の場合より大きく、 c_h^* は通常は正で 1 より小さく、高所得者の場合より大きい。これらの想定や、(13) 式を e について解いた式や、(14) 式を参照すると、そのように言えるのではないか、と考えられる。

(β) (17) 式において、 $0 < \phi_h \lambda^h \leq \gamma$ 、分母も負

この場合、所得再分配の社会的要請が大きい程、(17) 式の分母は大きくなる。そのため、その場合、最適支出税率が高くなる、ということが分かる。

また、(β) の場合において、(17) 式を用いて、最適線形支出税の場合の効率性について分析を加える。分母と分子とで符号が同じになる、等のことを考えると、税率変化に応じて労働から余暇への代替効果が強く働くほど、最適支出税率が低くなる。 S^h の代替項の符号は、この場合にも正で

ある。以上のこととは、高所得者の場合に当てはまると言える

最適線形支出税の場合も、効率性と公平性とのトレードオフ関係が生じる、ということが分かる²¹⁾。

(3) 考 察

所得税と支出税とは、税率が線形構造をとる場合に限定した最適課税論の観点からすると、どちらが望ましい税であるのか。どちらの場合も、税率決定の過程が複雑で、つまり、公平性と効率性とのトレードオフ関係を考えた上で決定しなければならず、その決定が困難なのである。最適な税額控除の条件については、両者の場合において、同じ内容の条件になった。このことだけからその点を考えると、最適課税論の観点からは、両税に對し優劣をつけられない。

通常、所得税率と支出税率との相違に関し、所得税率は支出税率よりも低くなる、ということが言われる。もし、公平性と効率性とのトレードオフ関係が所得税と支出税との場合で同一である、所得税あるいは支出税で同一額を徴収する、両税の税額控除額は同一である、大きな政府になるにつれてその額は増大する、支出税が施行可能である、税選択の基準を税率に求める、という仮定もあれば、次のことが言える。両税による同一額徴収、両税の税額控除額同一、これらの仮定があると、所得税率は常に支出税率より低い。このことは、効率性を重視するなら、支出税を探るべきであり、公平性を重視するなら、所得税を探るべきである、ということを示唆している。また、公平性と効率性とのバランスのある経済合理的な税を選ぶのであれば、その均衡点に近い税率が出ている税を採用すればよい。

III 最適課税論からの分析 —— 納税協力費を考慮 ——

(1) 最適条件の導出

最適線形所得税のモデルは、注) 3 の小西文献の79頁～83頁で示されるモデルに基づいており、最適線形支出税のモデルはⅡ章で示されるモデル

に基づく。それらのモデルに盛り込まれる納税協力費 Cm も、税収に影響は与えないが、税額控除とは逆の作用を持つ変数として盛り込める税制パラメーターである。本稿では、納税協力費は、納税前に支払われるものとする。その分析は明快なもので、その結果を、所得税の場合、支出税の場合という順で示すと、以下のようになる。

$$\begin{aligned}\partial L / \partial Cm &= \sum_h (\psi_h' (-\lambda^h) \\ &+ \mu t w^h (\partial l^h / \partial Cm)) = 0\end{aligned}\quad (18)$$

$$\begin{aligned}\partial L / \partial Cm &= \sum_h (\psi_h' (-\lambda^h) \\ &+ \mu e c_h^* w^h (\partial l / \partial Cm) \\ &+ \mu e (\partial c_h^* / \partial Cm) w^h l^h) = 0\end{aligned}\quad (19)$$

両式では、共に、納税協力費が加味された、納税者各人におけるネットの所得の社会的限界不効用を全て足し合わせたものが 0 になることが示される。税率や税額控除についての最適条件は、II で述べた条件と同じ条件である。

(2) 考 察

納税協力費の最適条件は、決して満たされることのない条件である。所得を失うことに対し、何も不効用を感じない人がいない、等の事柄を当然と考えるのなら、そのように考えられる。つまり、課税に伴う納税協力費の額が、できる限りその条件に近いような状態になることが、望ましい。最適線形所得税と最適線形支出税との、税率、税額控除、納税協力費の最適条件の内容に違いがないことから、両税に対し優劣をつけられない。また、納税協力費を加味しても、通常、所得税率と支出税率との相違に関し、所得税率は支出税率よりも低くなる、ということが言われることに関連して、II 章 3. で示唆したこと、この考察部分で主張できる。

IV 結 語

本稿では、最適線形所得税と最適線形支出税の場合の、税率、税額控除、納税協力費の最適条件について考察した。最適課税論の視点からも、効率性の面で支出税が所得税よりも優れる場合があることが分かった。注 1 で示した租税論議では、支出税の活用法が検討されるが、本稿の視点から

しても、効率的な税制の構築のため、その検討はより深くなされるべきである²²⁾。また、本稿で取上げた納税協力費も、租税論議でもっと活発に検討されるべきである。納税協力費が税制による所得再分配効果に当然のように影響を与える、等の点を考慮すればそのことは明白である。本稿で行なったような最適支出税に関して、最適非線形支出税の分析や、最適支出税の動学的な分析、最適支出税に租税負担感や脱税行為を盛り込んだ分析、等の分析が今後の課題として挙げられる。また、納税協力費についての実証分析をすることや、効用測定等についてその非現実性が主張されるが、最適課税論の現実性を高めるための工夫をすることも、今後の課題であろう。

謝 辞

本論文を作成するにあたり、馬渡尚憲 東北大名譽教授 宮城大学学長、吉田浩 東北大学大学院経済学研究科助教授から、コメントを頂けた。そのコメントをできる限り活かすようにした。

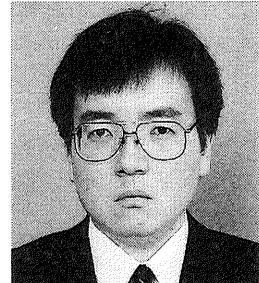
注

- 1) 「所得税－支出税」議論についての、多少詳細な概要は、〔宮本憲一、鶴田廣巳編著『所得税の理論と思想』税務経理協会2001年、256-279頁。拙稿「所得税と支出税——諸側面からの考察——」東北経済学会編『東北経済学会誌 2005年度』東北経済学会、2006年3月、101-105頁。〕等で示される。
- 2) 2期間のライフサイクルモデルの場合は、〔横山彰著『財政の公共選択分析』東洋経済新報社、1995年、103-115頁。〕等で、説明される。
- 3) 最適線形所得税分析の展開過程は、〔小西砂千夫著『日本の税制改革——最適課税論によるアプローチ——』有斐閣、1997年。本間正明監修、神谷和也、山田雅俊編著『公共経済学』東洋経済新報社、2005年〕等で示される。ミクロ経済学については、〔武隈慎一著『ミクロ経済学』新世社、1999年〕他参照。
- 4) 〔貝塚啓明著『財政学』東京大学出版会、2003年、218頁。〕参照。
- 5) 井堀利宏著『課税の経済理論』岩波書店、2003年、23頁。
- 6) 井堀(2003年)、同書、23頁。
- 7) 井堀(2003年)、同書、23頁。
- 8) 斎藤慎、山田雅俊「日本の所得税と最適課税」『経済セミナー No. 348, 1』日本評論社、1984年、

- 46頁。
- 9) Matti Tuomala, *Optimal Income Tax and Redistribution*, Clarendon Press 1990, p. 69.
 - 10) 小西砂千夫著『日本の税制改革——最適課税論によるアプローチ——』有斐閣, 1997年, 79–80頁。
 - 11) 木下和夫, 金子宏監修『租税構造の理論と課題 第1巻』税務経理協会, 1996年, 66頁。
 - 12) 木下, 金子(1996年), 同書, 66頁。
 - 13) 木下, 金子(1996年), 同書, 66–67頁。
 - 14) 小西(1997年), 前掲書, 82頁。
 - 15) [Matti Tuomala, *Optimal Income Tax and Redistribution*, Clarendon Press, 1990] では, 労働の弾力性と最適所得税論との関連性について分析されている。また, [宮島洋著『租税論の展開と日本の税制』日本評論社, 1986年] では, 租税の経済効果, 所得分配, 行政費と関連させた税率の差別化について論じられる。
 - 16) [Bas Jacob, "Optimal Income Taxation with Endogenous Human Capital" *Journal of Public Economic Theory* Vol. 7, 2005, E. Helpman, E. Sadka, "The Optimal Income Tax – Some comparative Statics results –" *Journal of Public Economics* 9, 1978, Eytan Sheshinski, "Note on The Shape of The Optimum Income Tax Schedule" *Journal of Public Economics* 40, 1989,
- John D. Wilson, "Optimal Linear Income Taxation in The Presence of Emigration" *Journal of Public Economics* 18, 1982, Mark J. Mazur, "Optimal Linear Taxation with Stochastic Incomes" *Public Finance* 1, 1989, Tomer Blumkin, Efraim Sadka, "Income Taxation with intergenerational mobility: Can higher inequality lead to less progression?", *European Economic Review*, Vol. 49, 7, 2005, 横山彰著『財政の公共選択分析』東洋経済新報社, 1995年] 等で示される。
- 17) 小西(1997年), 前掲書, 80頁。
 - 18) 小西(1997年), 同書, 82頁。
 - 19) 小西(1997年), 同書, 83頁。
 - 20) 小西(1997年), 同書, 83頁。
 - 21) 公平性と効率性とのトレードオフについては, 様々な研究がある。[Georg Tillmann, "The equity-efficiency trade-off reconsidered" *Social Choice and Welfare* 24, 2005, pp. 63–81., Peter J. Lambert, "The Equity-Efficiency Trade-off: Breyt Reconsidered" *Oxford Economic Papers* Vol. 42, 1990, pp. 91–104.] 等の論稿を挙げられる。
 - 22) 2005・2006年度の日本の政府税調の議論で, 簡素な税制や, 経済成長が重要な論点になっている。
〔政府税制調査会ホームページ他参照。〕
- (おおはた さとし 総合研究大学院大学)

日本の高度経済成長期における自動車産業発展の背景

1955年頃から日本の自動車産業は急成長を遂げ、1970年頃には、日本はヨーロッパ諸国を超えてアメリカに次ぐ世界第2位の自動車生産国になった。本稿では、日本の高度経済成長期の自動車産業保護育成策が効果的に機能した理由を考察する。



OHNISHI Kazuhiko

大西 一弘

I はじめに

自動車の歴史を見てみると意外に古く、1769年にフランスのニコラス・ジョセフ・キュニョー陸軍大尉によって発明されたことに始まる。実に、日本は、まだ、江戸時代の中頃のことである。その後、百年以上経た1886年に、ダイムラーとベンツがそれぞれ別々にガソリン車を発明している。その後の自動車の発展は目覚ましいものがある。1889年には、フランスに世界最初の自動車会社が設立される。その後、欧米では次々に自動車会社が設立され、1892年にはディーゼルエンジン車が完成、そして1901年にはイタリアのトリノで第1回の自動車ショーが開催されまでになる¹⁾。さらに、欧米諸国では、自動車貿易がさかんになり、自動車関税などの貿易政策が盛んに採用されるようになる。

しかしながら、第二次大戦前の日本の自動車産業は非常に未熟なものであった。戦後も日本には、自動車産業と呼べるほど立派な産業は存在しなかった。1950年4月12日、当時の日本銀行総裁は、「輸出を伸ばすといつても国際分業の建前に立ってそうするべきであり、日本で自動車工業を育成しようと努力することは意味をなさぬ」というようなことを発言して反響をよぶ²⁾。また、輸入業

者の立場に立つ運輸省は、「欧米諸国の競争力は日本より遙かに優れており、日本が欧米諸国に追いつくことなど不可能である」という趣旨のことを主張した。これらは、比較生産費原理ということになる。他方、通商産業省は、「自動車工業の高度的発展は機械工業ひいては産業全般の高度化に通じている。それゆえ、今後、極力生産性の向上に努力を傾注し、国際競争力を培養し、わが国自動車工業が先進国に伍して、国民経済の高度的発達に貢献するべきである」という見解に立っていた³⁾。これは、幼稚産業保護論ということになる。どちらの見解も、当時の日本の自動車産業は欧米先進国に比べて著しく劣っているという点では一致していた。結果的に、日本は、通産省が打ち出した幼稚産業保護育成政策を採用することになる。

本稿の目的は、日本の高度経済成長期の自動車産業における保護育成政策が効果的に機能した理由について考察することにある。

II 日本の自動車生産額の推移

図1には、日本と自動車産業先進国のアメリカ、西ドイツ、フランス、イギリスのそれぞれの1955年から1973年までの自動車（乗用車、トラック、バス）生産額の移り変わりが描かれている。この

図から明らかなように、1950年代の日本の自動車産業は、欧米諸国に比べ非常に遅れていた。1955年の生産台数は、アメリカ920万4,049台、イギリス123万7,068台、西ドイツ90万8,742台、フランス72万5,061台、そして日本は6万8,932台であった⁴⁾。この時の日本の自動車生産台数は、アメリカの130分の1、イギリスの18分の1、西ドイツの13分の1、そしてフランスの10分の1でしかなかったのである。

図1の自動車生産額の移り変わりを見ると、西ドイツとフランスの生産額はやや右肩上がりではあるけれども、アメリカとイギリスの生産額は横這い状態といつてもいいえなくはない。他方、日本の自動車生産台数の増加は目覚ましいものがあり、1964年にはフランス、1966年にはイギリス、1967年には西ドイツのそれぞれの生産台数を超えている。

1973年の生産台数は、アメリカ1,268万1,513台、西ドイツ394万9,065台、フランス359万6,179台、イギリス216万3,944台、そして日本は708万2,757台である⁵⁾。1973年の日本の自動車生産台数は、1955年の100倍以上にも達し、ヨーロッパ各国の自動車生産台数を超えるまでになっている。

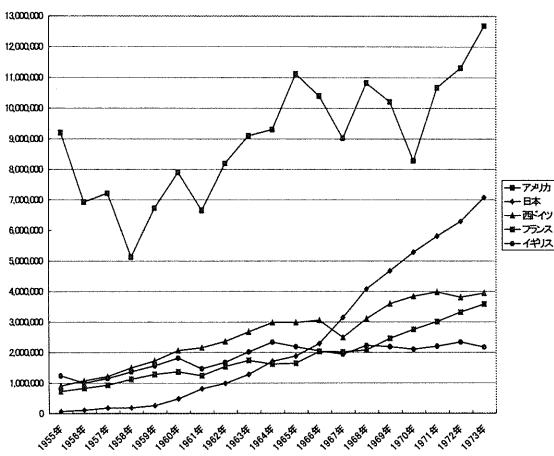


図1 主要国の自動車生産台数の推移
(乗用車、トラック、バスの合計)

出所) 日刊自動車新聞社・日本自動車会議編『自動車年鑑』および通商産業省重工業局自動車課編『日本の自動車工業』より作成

III 日本の自動車産業保護育成政策

この節では、日本の高度経済成長期の自動車産業における保護育成策を概略する⁶⁾。日本政府は、自動車産業を大変重要な産業と考えていた。しかしながら、前節で見たように、1955年頃の日本の自動車産業は、欧米諸国に比べ非常に遅れていた。そこで、日本政府は、欧米先進諸国に追い付くために様々な政策を採用することになる。この時の自動車産業保護育成政策には、多くの手段が併用された⁷⁾。保護育成策の方針は、外国メーカーの国内投資および輸入車からの保護、欧米メーカーの先端技術を国内メーカーに有利な条件で導入、そして政府による資金援助というものであった。これらは、通産省と自動車メーカーとの話し合いによって決められた。これらに基づいて、政策が進められることになる。日本の高度経済成長期の自動車産業に対する政策を見ていく。保護政策と育成政策とに分けることができる。まず、保護政策を見ていく。

(1) 保護政策

保護政策は、外国車の流入を抑えることを目的として採用された。

(a) 保護政策

この当時、外国車の流入を押さえるために関税率は全体的に高く設定された。そして、国産車は小型車が多かったので、特に小型車が入ってこないような税率が設定された。ちなみに、1960年代前半頃の乗用車の関税率は、ホイールベースが270cmを越えるものは35%であり、他方、ホイールベース270cm以下のものは40%であった。

(b) 国産車にとって有利な物品税

物品税は、消費者が車を購入する時に支払う税である。この物品税においても、国産車は小型車が多かったので、小型車に有利なようになっていた。ちなみに、1959年4月21日の乗用車の物品税率は、ホイールベース254cm以下かつ排気量1,500cc以下の条件を満たす小型乗用車は15%，ホイールベース254cmを超え305cm以下かつ排気量1,500ccを超え4,000cc以下の条件を満たす普通乗用普

通車は30%，ホイールベース305cmまたは排気量4,000ccを超える普通乗用高級車50%だった。

(c) 外貨割り当てによる輸入制限

1954年からは需要者の限定（観光、報道、展示、メーカーサンプル）、転売禁止条件（3年間）などの輸入車には厳しい制限が加えられた。外貨割り当てによる輸入制限は、1953年には1,374万ドル、輸入台数5,900台であったのが、1954年には61万ドル、輸入台数370台、そして1955年には92万ドル、輸入台数545台に削減された。

完成乗用車の輸入は、観光用（外国人観光客の輸送）、報道機関用（新聞社や放送局）および一般用として割り当てられた。ちなみに、1959年度は、観光用735台、報道用161台、展示用44台、メーカーサンプル用7台の合計949台のみしか輸入されていない。この数値は、1959年度の日本の乗用車生産台数は7万8,598台なので、輸入台数は国内生産台数の約1.2%でしかないものである。

(d) 外国資本の規制

政府は、外国企業との技術提携は大いに容認するけれども、外国資本の導入および資本提携については原則的に認めないとという方針を示した。これは、1964年に日本がOECDに加盟した時に初めて話題になったほどで、1950年代から1960年代に掛けては厳しい規制が行われた。結局、欧米諸国からの資本自由化への強い要請にともない、日本はOECDの「資本移動自由化規約」の趣旨にそって資本自由化を義務付けられることとなり、1967年7月に第1次資本自由化が、そして1973年4月に完全に資本自由化が達成された。

以上が保護政策である。次に、育成政策を見ていく。

(2) 育成政策

育成政策は、国際競争力を強化することを目的として採用された。

(a) 政府系金融機関の低利融資

合理的な生産体制の確立、設備近代化、輸出振興、技術振興、原材料対策などを目的に日本開発銀行および中小企業金融公庫などの政府系金融機関から低利で融資が行われた。日本開発銀行および中

小企業金融公庫からの融資が中心で、自動車部品関係だけで、1959年から70年までで、企業数529社、融資額約348億円にも上った。

(b) 補助金交付

補助金は、外国製軽四輪車の総合性能研究、部品の生産品種単純化補助、高速性能の研究、バス車体軽量化の研究、外国自動車部品の性能解析、自動車用組立や整備機械器具の性能向上研究、自動車部品の規格作成などに配分された。実際に、補助金としては、1960年度に自動車関係として3,450万円が補助されている。

(c) 租税特別措置法による減価償却の特例

特別償却制度においては、租税特別措置法の規定する合理化機械等について初年度に2分の1、重要機械等については3年間5割増の特別償却を認めた。

(d) 必要機器の輸入関税免除

必要機器の輸入関税免除は、関税法の特例あるいは関税暫定措置法により、国内生産が困難でかつ作業をする上で不可欠な機械の輸入に適応された。これには、自動車製造用機械の多くが含まれていた。

(e) 所要技術導入の認可

技術導入の認可については、1950年代前半における品質および価格面での劣性を補うために、当時の厳しい外資規制のもとでのノックダウン輸入を一時的に認めたものである。1955年～59年までの自動車工業における外国企業からの技術援助認可件数は、自動車工業4件、部品工業15件、そして関連工業および関連技術17件である。

IV 日本の政策が機能した背景

本稿では、日本の高度経済成長期の自動車産業における政策が機能したとする見解に立っている。しかしながら、日本の高度経済成長期の自動車産業における政策が機能したかどうかという点では意見が分かれるところではある。日本の政策が上手くいかなかったとする見解は、「国民車構想」や「グループ化構想」の失敗例がその支えとなっ

ている。国民車構想とは、1955年に通産省による自動車メーカー1社のみに集中して小型で低価格の大衆車を生産させようとの目論見である。グループ化構想は、1961年に国内自動車メーカーを、量産グループ、特殊乗用車（高級車・スポーツ車）グループ、軽乗用車グループなどに集約しようとする案である。どちらの政策も国内メーカー等からの反対により実現されることはなかった。これらの政策提案は、自動車メーカーの足を引っ張るかたちになったということがいえるかもしれない⁸⁾。

しかしながら、前節で述べた政策は機能したと考えられるのではないだろうか。国民車構想やグループ化構想のように不具合な政策は、国内メーカー等からの反対により実現されることはなかった。実現化されそして外国からの圧力で取り止めた政策というのは、外国メーカーには不利益でも、国内メーカーには利益になっていたと考えることができる。そして、図1で見たように、日本の自動車生産台数は目覚ましい伸びを示した。そこで、本稿では、前節で述べた政策は日本においては機能したと考える⁹⁾。

また、政策を認派の方々は、前節で述べた政策を行えば、嫌が上にも国内の自動車産業は育つに決まっていると思われるかもしれない。高い関税、外貨割り当てによる輸入制限などによる保護政策により、欧米車が国内に入って来ないようになっている。これだけでは、日本国内はいつまでも自動車の無い不便な後進国ということになる。そこで、合理的な生産体制の確立、設備近代化、輸出振興、技術振興、原材料対策を目的に政府系金融機関の低利融資や補助金、合理化・重要機械についての減価償却の特例、国内生産が困難でかつ作業をする上で不可欠な機器の輸入関税免除、所要技術導入の認可などが採用された。

けれども、日本のように自動車に対する厳しい保護政策を行っている国々も多くあるにもかかわらず、そのような国々の多くが自国の自動車産業の育成に成功していない。以下では、日本の政策がうまくいった背景を見していく。

(1) 一時的な保護政策

日本の産業保護政策は、近い将来必ず貿易が自由化されるという条件の下での保護政策であった。すなわち、1961年にバス・トラックの輸入自由化、

1965年に乗用車の輸入自由化、1967年に資本の第一次自由化、1973年に資本が完全自由化された。しかしながら、この前提条件付きの保護政策は、日本政府が意図的に行ったものではなく、外国からの圧力によるものであった。

このような一時的な保護政策は、国内メーカーを外国メーカーとの潜在的競争圧力にさらすことになる。日本の自動車メーカーは、保護されていたとはいえ、近い将来におこる自由化後の海外メーカーとの競争は大きな脅威となっていた。日本の自動車メーカーは、将来の欧米の自動車メーカーとの競争に備え、投資を積極的に行い、極端な低価格競争は避けるという戦略を採った。すなわち、日産やトヨタなどの日本の先発自動車メーカーは、参入阻止価格のような低い価格を設定することによって、後発メーカーの参入を阻止するより、近い将来に必ずおとずれる欧米自動車メーカーとの競争の脅威の方が大きかったことにより、欧米自動車メーカーとの競争に備えて投資をするようになった。そして、日本の各自動車メーカーは、短期間の間に技術開発や製品開発や設備拡張を行い競争力を付け欧米先進メーカーと渡り合えるまでになったのである。

(2) 他国に比べて多い日本の自動車メーカー

日本の先発自動車メーカーは、後発メーカーの参入を阻止するより、近い将来におとずれる欧米自動車メーカーとの競争に備えて投資を重視した。その結果、1971年、日本で四輪車を生産販売している企業は、トヨタ、日産、東洋工業、三菱、本田技研、鈴木、いすゞ、富士重工、ダイハツ、日野、日産デーゼルの11社であり、この内、日野と日産デーゼルは独自で乗用車を生産販売していないので、独自ブランドで乗用車を生産しているのは9社である。欧米の乗用車先進諸国でもそれぞれ5社前後が存在するだけなので、日本の乗用車メーカー数は多いということになる。

これは、規模の経済性が働く自動車産業からすると矛盾しているようではあるけれども、日本の自動車メーカーの場合には、1つの工場内での一貫生産に依存した規模の経済性ではなく、産業内に多くの部品メーカーが共存していて、分業システムの中で産業全体としての規模の経済性を生かすというものである。すなわち、日本の自動車産

業では部品や原料をアセンブラー以外の企業が生産していることが多い、アメリカの自動車メーカーに比べ、日本の自動車メーカーは内生率が低いのである。ちなみに、主要企業の1970年度の内生率は、日産29%，トヨタ35%，GM49%，フォード39%，そしてクライスラー36%である¹⁰⁾。内生率が低い日本では、アセンブラーである自動車メーカーを頂点として有力コンポーネントを供給する一次部品メーカー、その下で一次部品メーカーに部品を供給する二次部品メーカー、そして二次部品メーカーに部品を供給する三次部品メーカーというようにピラミッド状の垂直構造になっている。自動車メーカーは一つの部品を一つの特定の部品メーカーだけに発注するわけではなく、複数の部品メーカーに発注し相互に競争させていている。また、部品メーカーも一社の自動車メーカーだけに納品しているとは限らない。この構造的特徴によって、自動車メーカーは費用面と品質面で優れた部品の供給を受けやすくなつたのである¹¹⁾。

さらに、外国の先進メーカーからは守られていたけれども、国内メーカー間の激しい競争が存在した。日本の自動車メーカー間では、価格競争より、性能、新製品開発、モデルチェンジ、広告宣伝、販売活動などの非価格製品差別化競争が熾烈に行われた。製品自体の差別化をとってみても、1972年の時点で、乗用車だけでも約590種類も存在するに至っている¹²⁾。

企業数が多いということが国内の競争を激化させ、少量多品種生産を可能にした。そして、それが日本の自動車産業成長の特徴の1つになっているのである。国内の多種多様な自動車メーカーの存在が、国内企業の体質を強くし海外市場での競争力をつけたということがいえるのである。

(3) 巨大な国内市場

保護政策を採用しているにもかかわらず自国の自動車産業が育たない国々と日本との大きな違いの1つは、国内市場の大きさことがある。日本の人口は、1955年には約9千万人、そして1973年には約1億1千万人にもなった。この当時、日本の人口規模は、民主主義国家の中で、アメリカに次ぐ第2位であり、ヨーロッパ諸国と比較しても西ドイツやフランスやイギリスの倍の水準にあった。自動車の需要は国民の所得にも依存するけれども、これだけの人口規模を抱える日本市場

は魅力的であるといえる。つまり、日本国内だけでも大きな潜在的需要を見込むことができるからである。

日本のように国内の市場規模が大きいならば、一定の期間、国内市場を閉鎖することによって自国のメーカーに国内向けの生産を独占させ、そして大量生産により生産コストを下げていくことが可能になる。国内市場を閉鎖している間に、国内のメーカーは生産を繰り返し、規模の経済性に基づいて生産コストを下げていくことが可能であるならば、その後、市場が開放されたとしても、国内メーカーは外国メーカーと十分な競争をしていくことが可能となるのである。

(4) 自動車需要の高まり

20世紀に入り交通構造は、モータリゼーションの時代になっていった。このモータリゼーションは、1910年代に始まり、そして僅か半世紀後の1960年代には全世界で保有されている自動車台数は1億2千万台にもなり、自動車は人々の日常の足として、経済活動や文化活動に必要不可欠な存在となった。1960年頃、世界中で最もモータリゼーションの進んでいるアメリカにおいては、交通の90%が自動車という状況にまでなった¹³⁾。

また、自動車を増やすためには道路が必要ということになる。1953年に道路整備費の財源に関する臨時措置法が制定され、1954年には道路整備五カ年計画の実施に至り道路網の国家事業としての整備が始まる。道路整備投資額は、1954年～58年2600億円、1961年～65年2兆1000億円、そして1967年～71年6兆6000億円と、10数年の間に25倍以上増加している¹⁴⁾。

国民所得の方はどうかというと、日本の高度経済成長の波に乗り1960年には池田勇人内閣のもと「国民所得倍増計画」が打ち出されたことにより急激な増加を示すようになり、1950年代には1人当たり国民所得の何倍もしていた自動車の価格も、1970年頃には所得以内の自動車も登場するようになった。

さらに、1960年代に入ってから銀行による低利の融資が行われるようになったり、この期間を通じてガソリン価格が相対的に低下傾向にあったことも追い風となったのである。

V 結 論

前節では、日本の自動車産業における保護育成政策がうまくいった背景について論じた。日本の高度経済成長期の頃は、世界的な自動車需要の増加および第一次石油危機までのガソリン価格の相対的な低下傾向といった外的な条件にも恵まれていた。前節の理由以外にも、日本人の島国根性や日本のストレス社会などもあるであろう。また、企業内部に踏み込めば、さらに色々な理由が発見されるかもしれない。それらは、今後の研究課題として残すこととする。

高度経済成長期後の日本の自動車産業の生産台数はオイル・ショックにより一時的に減少するけれども、直ぐに増加に転じ1980年以降、日本は世界一の自動車生産国になった。現在、自動車産業は、日本の代表的な産業の1つになっている。トヨタ自動車は、純利益1兆円を超える、日本の最優良企業の1つになっている。日本がこの様な自動車生産大国になるまでには、日本の自動車が世界各国の市場を席巻していく中で、アメリカをはじめとする多くの国々との貿易摩擦があった。

今後、私は、日本の高度経済成長期の自動車以外の産業における政策および様々な産業における高度経済成長期後の政策を研究していく予定である。特に、日本の輸出政策を分析していくことを考えている。

注

- 1) 日刊自動車新聞社・日本自動車会議所編『自動車年鑑』日刊自動車新聞社、1998年、646頁。
- 2) 上野裕也・武藤博道「自動車」熊谷尚夫編『日本の産業組織I』中央公論社、1973年、125頁。
- 3) 鶴田俊正『戦後日本の産業政策』日本経済新聞社、1982年、40頁およびトヨタ自動車工業編『トヨタのあゆみ』トヨタ自動車工業、1978年、194-195頁。
- 4) 日刊自動車新聞社・日本自動車会議所編、前掲書、610頁。
- 5) 日刊自動車新聞社・日本自動車会議所編、前掲書、610頁。

6) 通商産業省重工業局自動車課編『日本の自動車工業』通商産業研究社、1961年、上野裕也・武藤博道、前掲論文、119-181頁、武藤博道「自動車産業」小宮隆太郎・奥野正寛・鈴村興太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会、1984年、277-296頁および伊藤元重「温室の中での成長競争：産業政策がもたらしたもの」伊丹敬之・加護野忠男・小林孝雄・榎原清則・伊藤元重編『競争と革新—自動車産業の企業成長』東洋経済新報社、1988年、173-196頁を参考にしている。また、山崎修嗣『戦後日本の自動車産業政策』法律文化社、2003年、3-89頁には、産業政策が分かり易く記述されているので参考にされたい。

7) この節で説明する政策は、日本で始まったものではなく、産業化においてイギリスに先を越されたフランスやドイツなどのヨーロッパ諸国で19世紀以降積極的に行われたものに基づいている。

8) 武藤博道、前掲論文、290-292頁は、個々の政策がどのような効果をもたらすかが比較された上で実施された形跡がない、さらに厚い保護の中で急速な需要増大があれば参入がおこり国民車構想やグループ化構想が進まないのは当然であると指摘している。

9) 鶴田俊正、前掲書、2頁には、「……政府・官僚と大企業の首脳部とが共通の基本目標をもつことはむしろ必要なことであった。否、基本目標を共有していたからこそ、日本経済は極めて短期間に産業化を促進することさえできたとさえいえるであろう。産業化のための保護・育成政策の枠組みは極めて有效地に働いたと考えられる」と記されている。

- 10) M. Cusumano, *The Japanese Automobile Industry: Technology and Management at Nissan and Toyota*, Harvard University Press, 1985, p 190.
- 11) 下川浩一「自動車」米山伸一・下川浩一・山崎広明編『戦後日本経営史』東洋経済新報社、1990年、67-142頁。
- 12) 上野裕也・武藤博道、前掲論文、143-145頁。
- 13) 通商産業省重工業局自動車課編、前掲書、238-239頁。
- 14) 日産自動車編『自動車産業ハンドブック』紀伊国屋書店、1988年、478頁。

(おおにしがすひろ 所員)

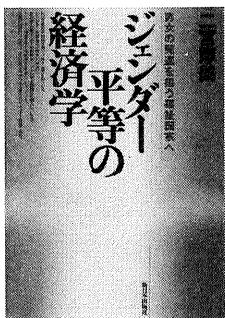
読書ノート

資本は性に中立（ニュートラル）か

—二宮厚美著『ジェンダー平等の経済学』（新日本出版社）を読んで—

現代日本資本主義のもとで進行する性差別を含む格差社会化と切り結ぶべき「ジェンダー平等の経済学」において、何ゆえに「資本は性（性差別）に中立だ」という命題がくり返されるのか。この疑問を軸に著書を解説する。

NAKAGAWA Sumi
中川 スミ



はじめに

近年、経済学の領域で男性研究者の手によるジェンダー論（性差別論・フェミニズム論）が続々登場している¹⁾。ジェンダー論の重要性が男性研究者の間にも定着しつつあることを示しており、喜ばしい。本稿では、二宮厚美氏の近著『ジェンダー平等の経済学—男女の発達を担う福祉国家へ』（新日本出版社、2006年）を取りあげる²⁾。

「ジェンダー平等」（または「ジェンダー・エ

クイティ」）とは男女平等のこと（18-20頁）であり、本書は、資本主義のもとでの性差別の根源とその克服の道について、フェミニストらを中心とする先行諸説を総括的に検討した力作である。二宮氏は、新自由主義に主導される現代資本主義のもとで性差別を含む格差社会化が進行している現実と、「近代家父長制」を主敵とする支配的なジェンダー論とのズレを解消して、眞の男女平等を展望するために、これまでジェンダー論で使われてきた「家父長制」、「近代家族」、「家事労働」、「家族賃金」、「性・生殖関係」などの概念を再検討している。「眞の男女平等」については、氏は「イコール・フッティング」すなわち下方平準化を排して、水準自体の引き上げを提起しており、この観点は重要である。

ところで二宮氏のこの本には、資本（資本の論理・資本主義）は〈性（性差・性差別）に中立（ニュートラル）〉である、という命題がくり返し登場する。たとえば、①「男女間の性（sex）にもとづく差異は属性的差異の一つだから、資本主

義はかかる性的差別（sexual discrimination）を属性にしたものではなく、性にたいしては中立的（neutral）である」（92頁、下線は引用者、以下同じ）、②「資本主義は属性的なセックスにもとづく差別には中立的であるが、非属性的なジェンダーにもとづく差別には能動的である」（99頁）、③「『資本の論理』は性差や人種差等に無関心であり、中立的である」（154頁）、などなど。

他方、氏自身が強調する（34-36頁）ように、新自由主義が領導する現代日本の資本主義のもとで、雇用や賃金におけるジェンダー・ギャップ（性別格差）は著しい。たとえば、雇用者総数（役員を除く）に占める非正規雇用者の割合は、男性16.3%に対して女性は51.6%（2004年の数字）。2005年、2006年については図を参照）であり、男性賃金を100とした場合の女性一般労働者の賃金は68.8、女性パートタイム労働者の賃金は同じく45.2にすぎない（2004年の数字）。

こうしたジェンダー・ギャップは、さきの、資本は性に中立だという命題から、どのように整合的に説明されるのであろうか。そもそも資本は性に中立だという命題は、著者においていって何のためにくり返し強調されねばならないのであろうか。この本を読んで、また遡って著者のこれまでの議論³⁾を読んでいて、たえず胸に去来するの

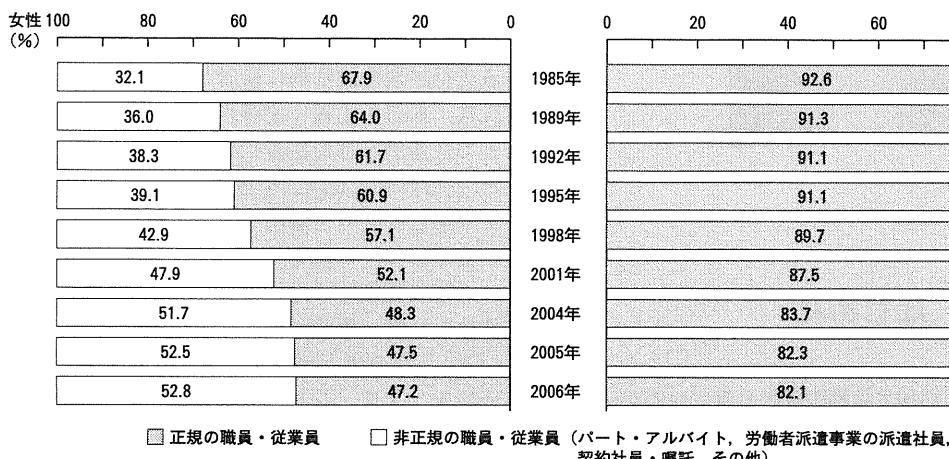
はこうした疑問であった。この疑問を軸にしながら、以下、この著書を読んでいきたいと思う。

I 著者による諸説の分類と著者の主張の基本的な枠組み

(1) 著者による諸説の分類

二宮氏は、「資本主義社会におけるジェンダー・バイアス（社会的性差別）をどのように捉えるか」という観点から、諸説を「三つの流派」に分類して総括的に批判している（152～203頁）。

- 1) 「折衷論的資本主義觀」：「資本主義は性差にたいしては基本的にニュートラル（性中立的）であるが、同時に家父長制的性差別にたいしても寛容である、といったとらえ方にたつ議論」（153頁）〔伊藤誠〕。
- 2) 「資本論理アプローチ」：「資本の論理にそくし、その必然的帰結として、資本による男女間の属性的差別を導き出」（159頁）す見解〔森田成也〕。
- 3) 「家父長制アプローチ」：「資本主義社会のもとでの性差別の根源・要因を『近代家父長制』に求める見解」（163頁）。これはさらに、①



（図）雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移

（備考）1985年から2001年は総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）、2004年以降は「労働力調査（詳細結果）」により、筆者作成。

（資料出所）総務省統計局ホームページ（<http://www.stat.go.jp/>）。

「近代家父長制の継承・再編説」〔第一類型：中川スミ／第二類型：竹中恵美子他〕、②「性分業起因家父長制説」〔水田珠枝他〕、および③「女性の生殖権剥奪体制」論あるいは「世帯主制」論〔青柳和身〕の3つに分類されている。この分類法にたいしては、とくに「家父長制アプローチ」に関してすぐに二つの疑問が生じる。第一に、性別によって差別するのはいったい誰かという問い合わせに着目すれば、「家父長制アプローチ」に分類されている諸説も、「家父長」ではなく、資本（主義）が差別すると捉えているものが多い。第二に、「家父長制アプローチ」に分類されている諸説には、「家父長制」というよりも社会体制としての性別分業を性差別の根拠として論ずるもののが少なからず含まれている。二宮氏は、後述するように、性別分業を資本主義社会、すなわち『資本論』冒頭に言う「資本主義的生産様式が支配している諸社会」の問題、つまり社会体制の問題としてではなく、個々の賃労働者家族の「性別役割分担」問題として家族論次元に矮小化し、「家父長制」もこの家族内部での男女関係の問題として捉えており、上の分類の背景にはこうした事情があると思われる。

(2) 著者の主張の基本的な枠組み

上述の諸説にたいして、著者自身は自らの主張を『『資本主義と家父長制の矛盾』から問題に接近する視点』（331頁）に立つ、と位置づけている。著者の主張の基本的な枠組みを決めているのは、資本は性に中立であるという命題と、賃労働者家族を片働き家族と共働き家族の2類型に分ける議論の2点である。

まず、資本はほんらい性、年齢、人種などといった労働者の属性には無関心であること、したがって資本は性に中立的であり、男女をともに労働市場に動員することが強調される。資本は、とくに「資本のもとへの労働の実質的包摂」段階をあらわす機械制大工業のもとで、それまで家父長制の支配のもとにあった女性を工場に引きだすことによって資本主義と家父長制の矛盾を生みだすこと、とはいえる資本はこの矛盾を生みだすだけであって、この矛盾を解決して「ジェンダー・エクイティ達成の長い道程」（150頁）をリードするのは労働者階級の社会的運動によるとして、工場法をはじめとする社会的立法や諸制度の役割を重視している。

ただ、二宮氏によれば、この「家父長制廃止の道は単純ストレートには進まない」（297頁）のであって、資本主義の歴史の一時期には成人男性が唯一の稼ぎ手となる片働き家族が賃労働者家族の標準モデルとなる段階があり、そこでは男性が家族を扶養しうる賃金、いわゆる「家族賃金」を取得し、「男は仕事、女は家事」という性別役割分担が行なわれ、女性が家事労働を担当することになると言う。氏によれば、ジェンダー論者の言う「近代家父長制」が成立しうるのは、この歴史的・過渡的・一段階にすぎない。資本主義の発展について女性労働が増大して、共働き家族が一般化すれば、家族賃金は崩壊し、性別役割分担も崩れ、男性が女性を支配するという意味での「家父長制」は解体する、と氏は言う。

かくて資本は性に中立て、性差別を不可欠な要素として含むわけではないことを強調する一方で、二宮氏は、こうした「資本の論理」または「ほんらいの資本主義」とは区別される現実の具体的な資本主義社会では、資本による賃労働支配が必然的に性差別を随伴するとして、とりわけ新自由主義がはびこる今日の日本資本主義のもとでは「能力主義的差別・格差構造」がつくりだされ、そこに性差別が包摂されると論じている。この「資本の論理」と「現実の資本主義」との対比論は、著者が批判する宇野派の、「純粹資本主義」と「現状分析」とを対置する手法と相似的であるが、ここでは指摘するだけにとどめよう。

II いくつかの疑問点

二宮氏の主張に対する疑問点は少なからずあるが、ここでは4点だけ取りあげる。

(1) 「資本の論理」と「(現実の) 資本主義」

二宮氏は「折衷論的資本主義観」の代表として伊藤誠氏の見解を取りあげ、伊藤氏が「本来、ジェンダー関係に無関心な資本は、その発展をつうじ、家父長制を崩してゆく傾向も示しているが、深いところで家父長的であり続けるので、資本主義の時代のうちにその消滅を期待することはできないであろう⁴⁾」と述べているのをとらえて、「資本の論理」と「資本主義」とを区別せず、『資本の論

理=資本主義』が家父長制に親和的・調和的でありつつ同時に敵対的・破壊的であるなどといったのでは、論理的破綻のそりを免れ得ない」(154頁)，と批判している。

二宮氏がこれに対置する議論は、「資本（の論理）」と「現実の具体的な資本主義（社会）」とを区別し、「資本（の論理）」は性にニュートラルであるが、現実の資本主義、とりわけ今日の新自由主義は性差別を包摂する（46、89-105頁）というものである。一方では資本（の論理）は性に中立であり、男女労働者を等しく雇用することによって共働き家族を増大させ、したがって「家父長制」を解体し、性差別をほり崩す傾向をもつと言いつつ、他方では現実の資本主義は労働者支配の強化のために性差別を包摂し、格差社会を構築すると言う。性に中立だという「資本の論理」と、性をはじめとするさまざまな差別を組織する「現実の資本主義」との関係は、整合的に説明されているとは言いたい。現実の具体的な資本主義社会、とりわけ今日の日本資本主義における性や雇用形態や企業規模などの諸要因による重層的な格差構造とその克服の課題をこそ社会学者は解明すべきであるときに、「資本は性に中立だ」という氏の根本的な命題はいかにも空虚に聞こえるが、どうであろうか。

(2) 資本は性に中立だという命題は何のためにあるのか

二宮氏が、資本はほんらい性に中立であり、性差別を不可分な要素として含むわけではないと主張する際、その根拠としては、資本が、労働力商品の買い手としては性や年齢や人種を選ばず、したがって男女とともに雇用し、搾取することを強調している。とはいえ、ここには資本が男女を平等な条件で雇用することは含まれておらず、氏が他方で強調しているように、資本主義はその賃労働支配の強化のために性差別を含むさまざまな差別をもたらす。私見によれば、資本は女性の再生産費が安い（女の賃金は低い）、または女性は男性に比べて手先が器用で従順であるなどの理由で、女性を選別採用するという側面ももっている。つまり、資本は性に無関心どころか、性に重大な関心をもつといわねばならない。にもかかわらず、氏が資本は性に中立だという命題にこだわるのはなぜだろうか。

それは、資本主義は「近代家父長制」と、したがって性差別と密接不可分に成立するという「ジェンダー論主流」の議論を批判するためである。氏は、竹中恵美子氏が「労働力商品化体制」という範疇を用いて資本制と家父長制の統合を説くのについして、「労働力の商品化とともに生まれる資本の運動は、その内的必然的産物として『近代家父長制』の成立をよびおこすわけではない」(299頁)ことを強調する。氏はまた、資本主義的支配のもとにおかれた労働者を分断・差別化・競争させることは、資本主義的支配から導き出される「鉄則のようなもの」であり、そこに「資本主義に特有の『性差別』が進行する可能性がある」(341頁)と言いつつ、しかし「資本そのものは、……属性（sex）にはニュートラルである」（同上）から、「『性差別』は絶対的・必然的なものとはいえない」（同上）と述べる。かくて、資本主義のもとでの性差別が絶対的・必然的なものではないこと、性差別からの脱却は「未完の『近代化のための課題』」（同上）をなすということが結論づけられる。

二宮氏の「資本=性に中立」論は、この性差別からの脱却の道あるいは「ジェンダー・エクイティ達成の長い道程」の出発点に置かれている。すなわち、資本が男女とともに賃労働者として雇用することは、女性労働の拡大をもたらし、これが賃労働者家族の共働き化を進めて片働き家族の成立基盤であった男性の家族賃金を解体し、家庭内の性別役割分担をつき崩すなどの経過をへて、ジェンダー・エクイティへの道が拓かれるというわけである。

(3) 性別分業および「家族賃金」規定の狭隘な理解

こうして、ジェンダー・エクイティをめざす闘いが資本主義打倒の闘いではなく、資本主義の枠内で可能な、民主主義的（あるいは近代化）の闘いであることについては、しかし、多くのジェンダー論者に異論がある問題だとは思われない。むしろここでは、二宮氏が性別分業を、男性を社会的労働に配置し、女性を家事労働=労働力の再生産労働に配置するという社会体制の問題としてではなく、個々の賃労働者家族内部の性別役割分担（「男=夫は仕事、女=妻は家事」）の問題として狭く捉え、ここから、共働き家族の増大につれて

成人男性労働者の家族賃金が「没落」(317頁他)して性別役割分担が解消され、これにともなって「近代家父長制」の物質的基礎が消滅するという推論を導き出していることの問題点を指摘しなければならない。

私見によれば、性別分業 (sexual division of labor) はけっして成人男性が就労しその妻が専業主婦であるいわゆる片働き家族にのみ適用されるものではない。女性のパート就労の増大によって生まれた「新・性別役割分担」家族（「男は仕事、女は家事と仕事」）のもとでは、成人男性の賃金が家族生計費の主要部分を取得し、妻のパート収入は「家計補助賃金」にすぎないという形で「家族賃金」規定は存続する。また性別役割分担家族とは一見関係がない単身労働者をとってみても、労働者の再生産（生活）条件が、男性による妻子の扶養を社会的標準とするかぎり（今日では新自由主義下の非正規雇用の増大や成果主義賃金のもとで、この標準は崩れつつある）、この単身労働者もし男性労働者であれば、まがりなりにも「家族賃金」規定を受けるが、女性労働者であれば「家計補助賃金」または「単身者賃金」規定を受けて独立した生計を稼ぐにも事欠くという事態（最近は非正規雇用の増大によって若年男性労働者の間にも生活できない低賃金が広がっている）が一般的に見いだされる。「家族賃金」規定は、こうして片働き家族だけでなく、共働き家族（とくに妻がパートなどの場合）にも、ひいては単身労働者にも貫徹するといわねばならない。つまり、労働者の再生産（生活）が家族単位で行なわれ（「家計」単位での労働者の生活責任原則）、女性が家事労働＝労働力の再生産労働に配属させられる⁵⁾という社会的平均的条件が変わらないかぎり、「家族賃金」規定は生き続けるのである。

この性別分業は、たんに女性に「家族的責任」を押しつけるだけでなく、「企業社会」における男性労働者の長時間・過密労働をももたらしている。その結果、男女賃金格差が生じると、今度はこの賃金格差が、男性の育児休暇権を制約するなどしてふたたび性別分業を強化するというように、性別分業と男女賃金格差とは一つの円環構造をなしている。したがって、家事労働という労働力の再生産にかかわる労働を個々の家庭の責任から解放して社会化し、すべての成人男女労働者がともに対等に就労して、世代的再生産を可能とするよ

うなレベルでの、自立した生活ができる賃金とこれを支える社会保障の諸制度を整備することこそ、社会政策の課題でなければならない。二宮氏がジェンダー・エクイティ達成に向けて新自由主義に対置する「新福祉国家」戦略もまた、こうした課題を提起するものと思われるが、そうであれば、資本は「性に中立」だから女性労働を増大させ、共働き家族を増大させることによって、やがて「家父長制」を解体していくという命題を強調するのは、きわめて安易な推論ではないだろうか。

ここで、資本主義（的生産様式）とジェンダーとの関係について私自身の積極的見解を一言すれば、資本主義が労働力の再生産にかかる労働を個別家族内における女性の無償の家事労働に委ねる「性別分業」を前提として成り立つ限り、資本は性に中立だとは言えない、と私は考える。このことは、今日の日本に即して言えば、独占的大企業が領導する資本主義を民主的に規制するための政治的・経済的・社会的運動の展開の先に、女性の社会的労働への参加、男女の労働時間の規制、家事労働の社会化、社会保障制度の整備などを通じて性別分業が真に止揚され、男女がともに対等・平等な自立した労働者として生きていく状況が実現されるならば、そのとき資本主義はもはや「資本主義」以外の、何らかの別の生産様式として規定される、ということを意味する。

その他、いくつかの検討すべき論点があるが、これについては最後に言及し、ここでは著者の他者批判のあり方について取りあげておきたい。

(4) 先行研究に対する批判、とくに表現のあり方をめぐって

先行研究者に対する二宮氏の批判には品位を欠く表現が少なからず見られ、一般に先行研究に対する批判のあり方について再考すべき余地があることを思われる。たとえば、氏が「折衷論的資本主義觀」と見なす伊藤誠氏の所説にたいして、氏はこれを「後知恵にすぎない」(152頁)と断じている。資本主義について、あるいは「家父長制」について、先駆者たちの理論的苦闘から学ぶ立場にあるわれわれ研究者はすべて、いわば「後知恵」として理論を築きあげるのが一般的であり、著者自身もまた、マルクス主義者やフェミニストの先行研究から学んで本著をまとめたのではないだろうか。

また、竹中恵美子氏の所説、とりわけ竹中氏の二宮説批判にたいする氏の反批判の口調は口汚いといつていいほど品位を欠いている。たとえば、「私（＝二宮氏）にたいする竹中氏の反論は、そのとっぱなにおいて、天に唾する無益なものに過ぎなかった」（332頁）とか、「だれであろうと、自らの見解に賛同する人を批判するのは、おぼれる犬を打つような嗜虐趣味の持ち主でないかぎり、無益なことと思うだろう。私もかかる嗜虐趣味をもたない」（同上）などといった表現があるが、はたして妥当であろうか。新自由主義は「生理的嫌悪感をもよおすイデオロギー」（394頁）だが、ジェンダー論の数々にたいしては「親近感を抱き続けてきた」（同上）と述べ、格差社会の克服のために「男女間の友愛・連帯」（393頁）の必要性を強調する著者にしては、まことに言行不一致と言ふべきではないだろうか。私は竹中説に全面的に同意するわけではない⁶⁾が、竹中氏が、戦後早くから労働市場における女性の地位や性別賃金格差の現状と理論について誠実に研究を重ねってきた実績があることを踏まえれば、資本主義のもとでのジェンダー・ギャップ問題を研究してきた先駆者へのより敬意をもった論評が必要だと思われる。

（5） その他の論点

以上、資本は性に中立だとする二宮氏の基本命題を中心に著書への疑問点を述べてきた。この他にもいくつかの論点が残っているが、紙数の余地が少ないので、要点だけ列挙しておこう。

- 1) 氏の家族単位主義について：氏は資本主義下のジェンダー問題を論ずる際、片働き家族と共に働き家族の2類型論を軸に、家族単位で議論を展開し、賃労働者家族の内部にもある男女の対立・矛盾の問題には踏みこんでいない。
- 2) 賃労働者家族の典型をめぐって：氏は共働き家族を賃労働者家族の典型とし、そこには性支配という意味での「近代家父長制」の物質的基盤は存在しないとするが、家事労働＝労働力の再生産労働を個々の労働者家族の妻に負担させる性別分業体制が存続するかぎり、男女対等の共働き家族が典型になるとは言いがたい。
- 3) 家族（消費）生活領域（労働力再生産過程）の「相対的自立性」論（150, 187-192, 256-8頁）について：氏は「家事労働の無償性」論を

批判し、その「家族構成員間の発達保障労働」としての側面を強調するが、家事労働が「コミュニケーション的労働」としての側面をもつこととそれが社会的労働として評価されないこととは対立概念ではない。また氏は家族生活が家父長制的関係になるか働く者の発達に向けた場になるかは、ひとえに自由に処分できる時間・空間を与えられた労働者の「自由な選択」（190頁）に委ねられているとするが、この議論からは、低賃金による生活の貧困、消費トラブル、家庭内不和、家庭内暴力、児童・高齢者虐待など、今日の日本資本主義下で家族生活がもたされている諸困難は見えにくい。

- 4) 賃金の「絶対的水準」と「相対的水準」、および「賃金基金説」批判をめぐって（38-9, 318-20, 373-382頁）：氏は労働者間の賃金比較を「賃金の相対的水準」としてその「絶対的水準」から区別し、男性賃金が女性賃金よりも相対的に高くても、その絶対的水準が低い場合があることに注意を促して、賃金原資を一定として男女労働者間で配分を争う議論を一種の賃金基金説として批判している。ここには「絶対的賃金」と「相対的賃金」（利潤と比べた賃金）の概念との関係が不明であるという難点があるが、総じて「賃金基金説」の批判は妥当である⁷⁾。
- 5) 労働力の価値規定の軽視：氏は賃金基金説批判の文脈で「賃金は労資間の力関係できる可変的なものである」（39-40頁）とするが、ここは賃金は「労働力の価値を基準として」労資の力関係で決まる、とすべきである。賃金水準や格差の議論においては、労働力の価値を規定する労働力の再生産（労働者の生活）の社会的・平均的条件がまず問題とされねばならない。
- 6) ジェンダー・エクイティ実現に果たすべき労働運動の役割について：氏は資本主義と家父長制の矛盾の打開は「労働運動を主力にした社会運動のイニシアティブに委ねられる」（151頁）とするが、米田佐代子氏も指摘する⁸⁾ように、戦後日本の労働組合が妻を扶養家族とする男性正規労働者中心の闘いを組み、女性や青年の問題を軽視してきたことの反省を踏まえるべきではないか、など。

おわりに

以上、二宮氏の新著にたいする疑問点と私の提言について述べてきた。ともあれ、本著が資本主義のもとでの性差別の原因と克服の道について論点を提起した意義は小さくない。本著は全体として論争の書となっており、これを機に資本主義とジェンダーをめぐる一層活発な議論が沸きおこることを期待したい。

なお、「あとがき」で著者が編集者の微細にわたる「訂正・修正・補筆の助言」に謝辞を呈しているにもかかわらず、実際にはいくつかの単純なミスが散見される⁹⁾のは、惜しまれる。（評者の論評の基礎にある見解については、①中川スミ「家事労働と資本主義的生産様式」『高田短期大学紀要』第5号、1987年、②同「賃金格差と賃金水準」『賃金と社会保障』No. 1176、1996年4月下旬号、③同「経済学とジェンダー」同誌、No. 1188、1996年10月下旬号、④同「学界展望 経済学とジェンダー」経済理論学会年報第36集『現代経済と金融危機』青木書店、1999年、⑤同「ジェンダー視点から見た賃金論の現在」社会政策学会誌第4号『社会構造の変動と労働問題』ミネルヴァ書房、2000年などを参照されたい。）

注

- 1) 伊田広行『性差別と資本制』（啓文社、1994年）、森田成也『資本主義と性差別』（青木書店、1997年）、青柳和身『フェミニズムと経済学』（御茶の水書房、2004年）、石川康宏『現代を探求する経済学』（新日本出版社、2004年）、および本稿で取りあげる二宮厚美『ジェンダー平等の経済学』（新日本出版社、2006年）など。
- 2) 本稿は、「しんぶん赤旗」紙上での本著の書評（2007年1月14日付けに掲載）をもとに、これを拡大・敷衍したものである。
- 3) 二宮厚美「ジェンダー視点の社会政策と資本主義の解剖」『ジェンダーで社会政策をひらく』ミネル

ヴァ書房、1999年、本書第5章に加筆して収録、同「男女平等をめぐる理論的到達点と課題」『経済』2002年1月号、同「新自由主義のもとでの民主主義・人権抑圧を考える」『部落問題研究』2003年4月号。

- 4) 伊藤誠「資本主義市場経済はジェンダー・ニュートラルか」『アソシエ』5号、2001年1月、154頁。
- 5) 二宮氏はジェンダー論者の家族論が「家族解体」論に流れる危険性を危惧している。だが、フェミニストの家族論の多くは、家族生活費を主に男性=夫の収入によって家計単位でまかない、育児・介護の「家族的責任」を個別家族の主に女性の負担とする現行家族のあり方を問題とするものであって、生活共同体としての家族の解体を主張するものではないと思われる。
- 6) 資本主義的生産様式のもとでの「家父長制（性差別）」の「物質的基礎」として竹中氏が提示する「労働力商品化体制」という範疇は、その内実が充分解明されているとは言いたい。だが、竹中氏その他のフェミニストが「家父長制（性差別）」と資本主義とを密接不可分なものとして論理構成せざるをえなかったほど、現実の日本資本主義が性差別を不可分な構成要素として発展してきたという現実を踏まえれば、もう少し道理を尽くした論評がありうると思われる。
- 7) 下山房雄氏も「年功賃金を職務給に改革し、年功カーブの立った男性本雇い賃金=家族賃金をカーブの寝た女性賃金=個人賃金に引き下げようとする主張」を「賃金基金説」として痛烈に批判している（下山「社会政策学と賃金問題」社会政策学会誌第12号『社会政策学と賃金問題』法律文化社、2004年）。
- 8) 米田佐代子・笠井貴美代・小原美佐子・二宮厚美「座談会 男女平等社会をめざして」（『経済』前掲誌）における米田氏の発言。
- 9) 第1図（34頁）の説明文で「正規の職員・従業員」と「その他……」が逆になっている、また第6章の注記について、本文では注23が2箇所に付され、その結果、その後の注が最後の注39まで一つずつズレており、参考しにくい、など。

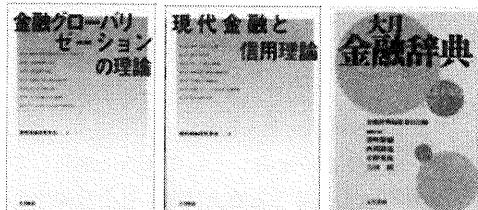
（なかがわ すみ 所員）

読書ノート

『現代金融と信用理論』 『金融グローバリゼーションの理論』

信用理論研究学会編（大月書店、2006年）

MASUDA Kazuo
増田 和夫



はじめに

取り上げられる二著は、信用理論研究学会の50周年記念出版物である。1981年に同研究会が編集した『信用論研究入門』（有斐閣）が、信用理論・金融論研究に多大な貢献をしてきたが、それに替わる現代的な出版物が出された意義について論じてみたい。このような共同研究が可能な背景に、大月『金融辞典』2002年などの共同研究の成果があることも重要であろう。

信用理論研究会は1954年に発足し、1956年には『講座・信用理論体系』全4冊を日本評論新社から出版している。この二著は、研究会の三つ目の大きな共同研究の成果であり、これまでの学会における研究成果を集成し、なおかつ学会の既存の成果に安住することなく「新たな概念枠組みへの探求を志すもの」となっている。

このように研究会での議論を積み上げ、合作して共同作業を繰り返し成し遂げができる学会は多いとはいえないのが現状である。学会メンバーの興味・関心が多様化し、なおかつ激しい論争課題を整理・解決していくなかで、学会としての研究成果の集約機能を維持し、なおかつ「本学会の中堅的研究者たちの謙虚な、しかし自信にみちた労苦のあとを示すものとなっている」と自己評価されるように、研究者の再生産を50年にわたる学会活動の展開の中で地道に追求してきた姿をうかがうことができる。金融や信用が、一箇所に資金を集めさせて、それを配分・分配するという機能を連想させるような活躍ぶりなのである。

2冊で、56篇の論文と、50人を超える執筆者、700ページにおよぶ大著となっている。本研究が、81年の前著の成果の上にあることをまず確認するためであり、また81年段階で問題とされた議論が、その後20数年たってどのような論争や研究の積み上げによって深められ、また問題として消滅していったのかという点を簡単に整理するためである。本書は、とりわけ80年代以降の新しい「現代金融」と「金融グローバリゼーション」の進展に焦点をあてて編集されており、それ以前の金融史・論争史問題は、基本的に81年段階の議論を踏襲していると認識される。このあたりをさらに深めることによって斬新な見解を提示した論考も存在するが、とりあえずはそれらの成果を脇において、直近の金融問題にかかわる点に絞り込んで成果を確認したい。

巻末には、事項・人名索引のほか戦後金融年表（日本と世界）や日米の国際収支データが掲載されており、研究者・学生の便宜をはかるものとなっている。

I 信用論研究入門

前著は、総勢58名の執筆者でまとめられたものであったが、その執筆者中、今回の2冊で残っているのは、先に事務局を担当された飯田裕康をはじめ3名のみである。「サロンのごとき研究会」と自嘲されながら、学会の通弊ともいえる「老害現象」を物の見事に打ち砕いている点は天晴れというしかない。

前著で示し合わされた編集方針とは、

- 1) 学会の「公的」な意見表明ではなく、研究者の便をはかる集まり
 - 2) それぞれの分野において、「どのようなことが問題とされ、どのように論じられ、かつどのような意見のちがい、論争があったか、等などについて要約的に記し、もってこれから研究しようとする人たちに研究の便を供しようとするものである」
 - 3) 事実を資料にもとづいて挙げ、客観的な叙述とする。
 - 4) 知つておくことが望ましい文献を網羅する。
- であった。これらは、今回においても、おおむね踏襲されている。飯田裕康「金融の現状と信用論

— 信用理論研究学会創立50年記念の論集によせて」『経済』2006-6、において二著の編集委員代表者があとがきに代わる論点整理をおこなっている。バブル経済の生成・発展・崩壊の過程で主流派経済学が「何の有効な分析および対応策も提示でき」ず、「金融の崩壊のみならず、主流派の金融経済学もまた崩壊したのである」と喝破された。

当学会の問題関心は、

- 1 バブル経済の根本問題を70年代以降のステップレーションの進化が「公信用の規模拡大をともないつつ過剰資本処理の機構そのものを変化させ、景気循環のパターンを変換させるような蓄積機構をなしくずし的にビルトインさせたのではないか」
- 2 そこから生じる過剰資本の運動が「派生的金融市场を形成・拡張し、いわゆるディス・インターーメディエイション（金融非仲介）に、金融システムそれ自体が依存するように至った」結果として投機的メカニズムが内生化されたのではないか。
- 3 上記の過程の国際的展開は「外為取引の投機的性格をいっそう強め」国際金融市场の変貌と国民通貨の不安定性を加速させることになった。
- 4 上記の事態の進行が貨幣・信用論に与えた「深刻な疑義」をどのように説明していくのか。に集約されていったとまとめられている。これらの問題に対して学会での議論の不十分さが次のように指摘されている。

「従来の恐慌・景気循環の理論が実現問題の背後に進行する過剰貨幣資本の形成と、その総体的蓄積過程への作用を十二分には解明していかない」

「過剰貨幣資本の形成要因に関する信用論的分析が……理論的にも実証的にも不徹底であった」

「中央銀行を頂点とする一国金融システムへの作用に関しては、なお、多くの課題を残しているといわねばならない」

「経済学の一般的認識は課題全体の推移から取り残されかねないところにまで至っている」

今回編集された二著において、課題として残された重大問題を編集代表者自らが総括しているという点できわめて興味深いものといえる。81年に編集された前著との比較でいえば、

第一に、「信用と恐慌」のかかわりを明確に論じた部分が欠落したこと。

第二に、大項目としてあったインフレーションの考察が存在しないこと。

第三に、「金融資本」という用語と分析方法が事実上放棄されていること。

第四に、中国をはじめとする社会主義国の金融制度分析がなされていないこと。

などが挙げられると思われる。

インフレーションの「根底には、富の強制的配分ともいえる過程が進行する。通貨価値の減少はまさしく搾取の一形態として機能する」と総括するように、貨幣資本蓄積と独自にからみあう現実資本蓄積の存在形態分析が、残された大きな課題ということなのであろう。

II 最新二著作の精神

最新二著作は、「刊行の辞」で編集代表者が以下に総括するように、前著を継承し、それを積極的に乗り越えることを目標にしたものであったに違いない。

「この二巻は、単に信用理論の今日展開におわるものではない。いな、むしろそのための新たな概念枠組みへの探求を志すものもある。現今のような現実のめまぐるしい動きを、使い慣れた概念的武器で説明してよしとするのは、社会科学者として取るべき方向性ではない。いわばそうした方法に反省的に対処することによって、現実に錯綜の度合いをいよいよ深める貨幣的・金融的事象の『なに』を分析の対象にするかを明確に提示してゆく必要性が、いっそう増大していると認識する。その意味で本論集には、貨幣論にせよ信用論にせよ理論のレベルでことたりとする論稿はひとつもない。伝統は墨守されるべきではない。伝統は、その時その時の当事者たちが自らの関心と責任において引き受けるべきものである。」

「当学会のよき伝統である厳しい議論の積み重ねから発酵させた問題関心の、なにより現代的で現実的な表明である（『経済』p. 113）」「先輩たちによって構築された理論や分析的枠組みの無批判的な継承となつては、学会は自ら使命を放棄するに等しい」「一つとして『資本論』解釈でことたりとするものはなく、理論の現実による厳しい点検、みずからをさらしている（同上）」と、本二著の基本的スタンスが表明されている。

III 二著作の関係性

最初に両巻の一般的な関係を論じる。第一巻は、各国の金融システムの激変過程を扱うことからはじめており、各金融システムの違いよりも、それらの同一化・統合化という傾向が顕著に指摘されており、事実認識をまず整理してから、貨幣・信用論的な理論問題は最終章にまわすという叙述のスタイルをとっている。その意味では、第二巻の金融グローバリゼーションの表象も同時にみておくことが、より現実的ないみで理解を促すことになるだろう。

『第1巻』は、国内金融を基礎にして、これまでとりあげられなかった新しい論点も踏まえて構成されている。また「相当な理論的な成果を得ている諸問題についても現実の推移・事実の堆積を前面に、点検作業に取り組んでいる（『経済』）。『第二巻』は「金融のグローバリゼーションという大きな総合的な枠組みを設定し、議論の細分化よりも統合を表示しようとしている。（同上）」「いったい、今日金をいかに扱うのか。この信用理論研究学会の歴史を貫く中心的な論点を、将来への議論への継承を意識したほどよい総括で切り切っている（同上）」と総括された。その意味では、『第1巻』の総括部分に位置する、小西一雄の論稿「現代の貨幣信用制度と金」が、『第2巻』の総括論文とあわせて参照されるべきであろう。

（以下、前著を『第1巻』、後著を『第2巻』と呼ぶことにし、各論者の敬称は略させていただく）

IV 『第1巻』の特徴

本書の特徴の一つは、近年における新自由主義的な金融制度および手法の、日本経済への直接的・無媒介的な適用がさまざまな矛盾を生み出しているという点についての問題意識を共有しているという点である。

また、高田多久吉のCRA研究や山口義行の「金融アセスメント法」論の流れをうけついで、由里宗之の「コミュニティー・バンク論」や中小企業金融・消費者信用などに関わるリテール金融

論など、それから、鳥畠与一が自己資本比率規制に関して「自己資本比率規制の中小金融機関に対する適用根拠が薄弱であること」と述べて、中小企業金融の独自性を問題としていることなど、最新の金融動向に目配せした内容となっている点が大きな特徴といえる。

V 信用と金融

本書にも、「信用」と「金融」という用語が多発するが、本学会の長きにわたる議論ともかかわって、この両者の関係を最初に問題にしておきたい。『大月 金融辞典』(2002)によれば、「信用」とは、「将来のある時点での買い手の支払い能力に対する信頼」を意味し、「金融」とは「預金の借入と貸出」を意味すると整理されている。いわゆる近代派の「金融論」との大きな相違という点では、「信用理論」という、金融市場などが機能するための基礎的な理論を提供する考え方がある、長期にわたって議論を積み上げられてきたということであろう。「信用貨幣」「貨幣制度」「信用制度」「金融システム」「擬似貨幣」などなどと、貨幣・信用・金融と異次元のキーワードを、いかに階層的に理解しうるかということが、本著作を理解し活用するための大きな鍵となっている。

VI 「貨幣学派」 VS 「信用学派」

「貨幣学派」VS「信用学派」という構図(『第1巻』岡本「金融システム論」p.48)について、前者は、『資本論』の方法にこだわり、後者は『資本論』から自由であるとの整理がある。設立後50年たった「信用理論研究学会」はこの二つの流れが主要なものとなっていると総括される。岡本は金融システムの中核に「銀行」があるとして、銀行の「信用創造(通貨の供給)」と「金融仲介(資金の配分)」の関連を明確化することによって現代的課題に迫ることが可能となるという(p.49)。

ここで疑問となるのは、金融システムと呼ばれているものの中核というのは、本当に銀行なのかどうかという問題である。「金融システム」というものを、まずどのように定義するかという問題

もあるが、少なくとも信用制度・金融システムの中核は貨幣(金融)市場ではないのだろうか。『第1巻』の第1章は「変貌する現代の金融システム」となっており、最初の4つの節はアメリカ・英国・ドイツ・日本の金融システムを問題としている。本書は「金融システム」を銀行制度および金融機関に限定していわれていることがわかるのである¹⁾。

「信用創造機能をもたない仲介機能「専業」の金融仲介機関の比重が傾向的に増大している。」(p.49)とされる場合、金融仲介機関たる証券会社が起債した、ある企業の証券を担保にして、銀行が融資を行うという場合や、買収先企業の株式を担保にして企業買収が行われるケースに銀行が融資を行うという場合は、先にみた、銀行機能の「信用創造」と「金融仲介機能」のあれかこれかという関係ではとらえられない問題が生じるのではないのだろうか。

「貯蓄の導入とともに、決済機能を果たす当座預金は「決済性預金」、資金配分の源泉となる定期預金は「貯蓄性預金」と、厳密に概念区分することが重要である。それとともに、資本主義市場経済の未来志向的ダイナミズムを媒介する仲介機能と、過去完了的決済機能にかかる信用創造機能とは概念的に峻別しなければならない。信用創造と金融仲介、決済性預金と貯蓄性預金の区分と関連こそが金融システム論の要点である。」

上記のように「金融システム論」が総括され、「現代金融システムのもとにおける信用関係の成熟は、『マルクス学派』の信用論研究者に次々と新たな理論的試金石を提示している。」「クレジットカードの支払いは、給与による決済までの『信用創造』機能によって立て替えられている」(p.55)「日常生活の信用化、信用関係の円滑化による『キャッシュレス社会』の到来」などを見据えるとき「法貨廃止論」および「金廃貨論」がより現実的なものとなっていることが強調される。

「いずれの論点においても、「貨幣学派」は信用関係に、国家に力点をおいた「外生的」な解釈を提示し、他方、「信用学派」は経済に力点をおいた「内生的」な解釈を示すだろう」として、国家の枠組みをこえて進展する金融システムの新たな動きを取り入れて、現代的な信用理論の具体化がはかられるべきことが主張されている。

VII 兼営銀行

第二章「現代の銀行業」においては、本来の商業銀行と「兼営銀行」との種差を強調しているが、たとえば証券業務にたずさわる金融機関をむりやり銀行とよぶ必要もないということであろう。金融業でよいのではないかと思う。「兼営銀行の信用供与の構造、したがってその信用創造による金融仲介の重層性に注目することが必要である。兼営銀行の流動性の基盤も重層的構造として理解すべきであろう。」(p. 78)

兼営銀行からユニバーサルバンクへの進化が強調され、「金融サービス業」化が現代的な動きとして取り上げられる。「現代の銀行業はグローバル化とIT化のもとでの激しい競争の中で、ホールセールからリテール分野までの広範囲にわたる金融サービスの提供をめぐり、銀行、証券、保険、信託、消費者金融にまで及ぶあらゆる領域を包摂する金融コングロマリットの形成に駆り立てられている」(p. 78)と述べて、業務の再分化と事業の統合化が同時に生じているとされるが、これは本当なのであろうか。金融サービス業化が金融コングロマリット化と結びつくには、もう一段の媒介が必要なようにも思われる。

VIII 市場型「間接金融」

金融機関としての不安定性の増大と効率性の低下がみられるなかで、サービスの商品化から擬制的商品(p. 83)という流れが顕著になってきたことが指摘される。銀行を「流通業」とみるか、「製造業」とみるかという議論が再燃してきた。「銀行貸出が中小企業金融・個人金融中心になってきた」(p. 93)現実を受けて、新手法による「間接金融」の弱点克服が課題とされた。

「シンジケートローンを組織したうえで貸出債権を証券化して販売することにより、リスク分散と流動性の確保を図る『市場型間接金融』の導入」「リスク分散を目的に、信用リスクを売買するクレジットデリバティブという手法も取り入れられるようになっている」(p. 93)。ここでいう、リスク分散とは、消費者およびサービス利用者にも

リスクを配分するという意味であろうか。木村は、この機能によって、銀行の信用創造機能は意義を失っていないとのべている。

IX リテール金融ビジネス

銀行業が「スコアリングシステムによる与信管理、情報システムを利用したデータ処理などを中心に装置産業化している」(p. 127)現段階において、「なぜ個人が金融システムとして重要なのであろうか」(p. 129)とする重大問題が提起されている。米の住宅ローン証券化の発展が、米景気の動向を左右するようになり、「家計の資金を企業に移転するのではなく、家計のなかで還流させる動きにつながってくる」(p. 130)なかで、銀行ではなく、消費者金融会社、クレジットカード会社、住宅ローン専門会社でも可能な金融ビジネスが花開いていくことになった。

しかし、多重債務者の増加、投資家保護や消費者教育などの問題は、最後に付け足し程度に論じられており、課題としては先送りされている問題となっている。学会では「金融の二重構造」について議論されてきたとあるが、「問題は規制的金融制度の「歪み」としての扱いにとどまり」これから課題として残されることになっている。

斎藤正は第3章第4節「リテール金融論」のなかで、リテール金融が学会内で、サブシステムとしての扱いにとどまってきたという問題について「本学会の創設目的が、『資本論』第3巻第5編において展開されているマルクス信用論体系の理解に重点がおかれて、『資本論』の論理次元と現代資本主義の論理次元とを十分に接合するまでに至らなかった」(p. 133)ことをあげている。

バブル下で生じた「金融排除」問題についても、「マクロ的に『資金余剰経済』において『金融の階層性』はむしろ高まり、バブル崩壊後、中小企業向け貸出残高の減少、伸び悩みが顕著となってきた。」(p. 136)ことが強調される。この問題は「過剰な貨幣資本」と「返済能力の不足」が並存した、と整理されている。

『貸し渋り』は、借入期間の短縮、追加担保・保証人の徴求、審査期間の長期化、にとどまらず、既往貸出の強制的回収(いわゆる「貸し剥がし」)へと広がり、その結果、中小・零細企業のなかに

は、高金利であることを十分承知しつつも資金繰りを消費者金融会社や商工ローン会社に依存する、多重債務問題がひろがってきた。」(P. 136)「消費者金融の場合、信用創造が行われることはない」(P. 139)と整理されているが、消費者信用分野への大手銀行業の進出をどのように評価するかが残された課題といえよう。

「金融排除」問題やデジタルデバイド問題が残された大きな問題である。「外部業者の銀行業務への参入も、小売店を中心に無店舗形式で進行」(p. 27)してきており、消費者保護問題など新たな課題が山積みといえる領域である。

リテール金融の問題は、第三世界における開発金融とも共通する問題枠組みにあるともいえよう。その意味で、神沢の開発金融論とのかかわりが議論されるべきであろう。

X 金融恐慌

第4章「金融資産の累積と擬制資本」に入ってはじめて「金融市场」が正面から対象とされる。20世紀後半に生じてきた、「擬制資本証券の形態における金融資産蓄積」の新段階について「通貨当局による裁量的な貨幣供給、巨大な公信用の支持、さらには情報技術革新やグローバル化の進展によって、貨幣資本蓄積と現実資本蓄積の対立をともなう金融の肥大化が、企業、国民経済、国際経済の各次元で展開していく」過程での、新しい現実や理論展開を分析対象としたとされている。

アメリカで発展した企業金融の展開は、高度な資本蓄積とともに「企業合同」を促進させ、利子や配当のみでなく企業の予想収益が資本還元されて現れるという、擬制資本の機構の展開・拡大が引き起こされた。この結果、将来収益の利子率割引という資本の「現在価値法」による計算の精緻化もともなって、本来は架空の資本であるはずの「擬制資本」が真実の企業価値とみなされる「転倒」した事態が、理論的・実践的に生じてくることになった。

一方では、企業の「自己金融体制」は、投資家からも大株主からも解放された「経営者支配」を打ち立てたと主張されたが、他方で、内部留保の再投資は、株式市場での価格上昇を梃子として実行された結果、小口株主のさらなる増大と株主大

衆化を生み出す結果ともなり、国民大衆と社会からの支持を前提する企業金融のあり方が必然化した。

この流れから、第4章第2節「金融資本市場の多層化と擬制資本の多面的展開」や第3節「金融資産の累積と擬制資本の国際的展開」が引き起こされることになる。

XI 金融の証券化

「金融の証券化」という事態が、国内市場においてもユーロ市場などの世界市場においても、デリバティブ取引を中心とした新型の金融手法を活用して促進されていくことになった。「実物資産の蓄積と対応するようにして蓄積された金融資産（企業が発行する株式・社債等の第一次証券）があり、さらに、年金基金、投資信託、保険会社などの機関投資家に代表される多様な金融仲介機関の成長にともなって累積される金融資産（保険、年金、投資信託などの受益証券と呼ばれる第二次証券）が存在」(P. 168-9)することになったのである。「証券代位」と呼ばれる、証券をもとに証券が発行される構造を通して「貨幣資本の蓄積」が「現実資本の蓄積」と大きく乖離していく形で金融資産の累積現象が展開してゆくことが指摘されている。(三谷, P. 170)

このような貨幣（資本）の商品化の重層的・多層的な仕組みが、ドルによる国際的な信用供与を背景として成立している様を、三谷は「システムとしての擬制資本」と呼ぶ。この意味で、三谷が「このような金融取引を根底から支えてきたのは、資本主義システムのもつ不安定性」(P. 172)であると喝破している点がきわめて重要となってこよう。「金融商品が連輪的な鎖で結び付けられていく」ことによって、金融市场の深化と拡大が引き起こされ、これに伴う証券価格の持続的な上昇基調が、資本主義発展の「持続性」を担保する「システム」に発展していく過程で、ボラティリティの収縮と膨張という現代資本主義の変動メカニズムそのものを蓄積の源泉とする、究極の架空資本が擬制資本のあらたな展開形態として登場しているということなのである。この架空資本の運動は、資本価値維持と拡大の条件として、世界のあらゆる資源・組織・知識を手段化することによっ

て、市場ワーキングの代価としての外部不経済をますます拡大しているのだ。

たとえ、いかなる国家および連合国家の中央銀行であろうとも、このようなシステム化された擬制資本の国際的展開下においては、手段（メント）としての地位に甘んじるほかないのであり、第5章「中央銀行の金融政策」の第2節「『バブル』と中央銀行」において、清水正昭が日本における、80年代後半のバブル形成と崩壊の主要な責任を日銀にありとする通説をきびしく批判しているのもうなずける見解といえる。

XII 金融システムの不安定性

第6章「金融システムの不安定性と金融規制」において、「資本主義的信用制度に内在する『不安定性』と信用秩序維持政策の現代的相克」(P. 237) が問題とされることになる。

第7章「現代金融と貨幣」において貨幣論の現代的意義が、「市場化・情報化・国際化」という観点から考察されることになる。『第1巻』における現代金融の理論的・実証的分析を『第2巻』の金融グローバリゼーション論につなぐ、媒介環の位置になる章といえよう。ここで「ドル体制」なるものを考察する基本的な理論枠組みが提示されることになる。この章では、まず小西一雄と楊枝嗣朗が、信用貨幣はシステムとして完結しうるかいなか、という当学会の長期的な対立点として総括的に議論されている問題が、再度「ドル体制」なるものの評価をめぐる決定的なポイントとして登場することになる。この点の評価が、『第2巻』においても中心的問題点となるのである。小西は、信用貨幣はシステムとして完結しない（金というものの重大さ）を指摘し、楊枝は貨幣の発生と生成過程を丹念に追うを通じて、信用貨幣の「潜在的にはいわば無限の創造こそ、資本主義経済の強靭さをささえてきたもの」と述べて、信用制度が果たす資本主義経済の持続的安定化作用の意義を前面に押し出すことになっている。

いかにも、真っ向から対立して、その中心論点の評価において、水と油のようにいかなる一致点も見出しえないかにみえる両者の秀逸な論考が、隣り合わせに仲良く、学会の50周年記念論集に収録されている、というところが実はこの両者の関

係を紐解く重大なキーがあるのではないかと考えたい。一方では、貨幣資本の蓄積が、再生産論的視点からして、現実資本蓄積の制約から逃れ得ないという厳正な事実を指摘し、他方では、貨幣資本の蓄積が、現実資本の蓄積を保守・サポートすることによってはじめて、現代資本主義の成長メカニズムが駆動されていることを謳い上げる。

実は、これら両面とも資本蓄積の現代的な特徴と法則を形成するものであり、これら両面を同時に満たす運動形態が、恐慌を媒介とする資本主義発展のメカニズムと呼べるものなのである。

この提出された課題と論点を、第二巻「金融グローバリゼーションの理論」の中で検証してみたいと思う。

XIII これからの金融システム と信用理論研究

米国では、銀行数は減少したものの、支店数が増大している点が、日本と異なる。アメリカは「銀行合併を進めながら同時に支店の拡大をおこなった。」(p. 20) 「規制緩和等の金融自由化が進展した一方で、大手銀行を含めて銀行に地域経済への一定の貢献を求める CRA のような法的規制が存在している」。ウォール街の論理と「地域社会の健全な発展を重視する観点から銀行の活動に法的規定を課す」(p. 21) と論じられ、地域金融の位置付けが明確な点が日本との相違となっている。

米国では信用組合の保有資産が、1980年には680億ドルであったのに対して2004年には6,550億ドルまで拡大し、金融機関合計の比率も、1.6%から2.0%へとその比重をわずかながら増大させていることが重要であろう。市場取引型の間接金融（株式・債券）の増大（イギリス）が生じており、金融機関の信託資産の増大や Debit Card, Credit Card, Telephone Banking, Internet Banking, などの新たな金融業務が進展している。

こういう中で、「米国ではむしろ、「資本の論理」とは対極にある「コミュニティー」の論理にもとづくコミュニティー銀行が確固とした経営基盤を確保していること、その基礎に大手行とは異なるリレーションシップ・バンキング手法が定着して

いる」(p. 99)

家族経営などのスモールビジネスに対する融資は、「標準化ないし定量化されていないデータが審査および与信後管理にとって重要」「曖昧・定性的あるいは属性が強い情報（ソフト情報）こそが貸出先の返済能力を判断する上で決定的な鍵になる」(p. 111)「いったんリレーションシップが築かれた借り手企業群は、コミュニティー・バンクの安定した収益源になる」(p. 112)「中小企業・個人向け金融の現場における「信頼」「継続的コミュニケーション」「互酬性（reciprocity）（契約的拘束や支配・従属的関係によらない「お互い様」の気持ちからの互恵的行為）」(p. 112)といった整理から、コミュニティー・バンクの新たな可能性が見えてくることになる。パトナムのいう「相互利益のための調整と協力を容易にする、ネットワーク、規範、社会的信頼のような社会的組織の特徴を表す概念」としての「社会関係資本」(p. 113)の研究なども大きな課題として残されている。

「地域金融機関を（実質）破綻させて他の機関に吸収合併させる場合は、『情報的および組織的な資本、つまり売却〔または移管〕されようとしている貸出債権の条件を判断するのに必要な情報の破壊を招く』恐れを重々勘案せねば、地域金融の円滑化を逆に阻害してしまう可能性が高い。実際、このことは近年、わが国の多くの地域金融機関再編事例において見受けられたのである。」(p. 117)

「米国型金融システムへのさや寄せを図ろうとする行政の姿勢および規制緩和の潮流に対し、米国における CRA（地域再投資法）成立の経緯およびその現実的意義を先駆的に紹介したのが高田太久吉であった。高田の一連の論考は、地域経済を支え、公正な市場を保証するために何らかの法的・制度的措置が必要であることを指摘し、日本における地域金融の新たな発展に先鞭をつけた。」(p. 135)といった整理に見られるように、地域金融を核とした、21世紀型の発展戦略の模索が求められている。

XIV 第二巻の概要

第1章 「戦後の国際通貨制度改革への胎動」

第2章「変動相場制の評価」、第3章「国際通貨の理論」、第4章「国際銀行業と国際金融市场」は、それぞれ戦後の国際金融制度の歴史的な変遷と、それに対する理論的評価を、国際通貨と国際金融市场のレベルにわたって総合的に検討した部分となる。主要には、ドルを基軸通貨とした戦後の国際金融制度の発展と制約・矛盾が問題とされている。この体制および制度を、金本位制およびきたるべき将来の対称的な通貨制度と比較して特異な時期として位置付け、「国際通貨制度の非対称性」という視点から、IMF体制の特異性（非対称性）とSDR本位制やEMS（欧洲通貨制度）などが国際通貨制度の非対称を解消する努力を積み上げてゆき、その後のユーロの登場を促したことなどが第4節で説明される。

第2章第1節の「変動相場制の調整機能再考」では、変動為替制の世界市場における調整機能と搅乱機能の両面をどのように統合させて把握するかが問題とされる。第二節「変動相場制と国際金融構造」では、「ドル本位制」がもたらすウォラティリティーの増大に由来する不安定性の解消方向として、第三国の大貨準備の分散化（ユーロ化）が生じていることが指摘され、これがさらに国際金融市场の不安定性を増幅する可能性にも言及している。第4節「変動相場制下の資本移動と金融政策」では、日本の眞の意味での金融自由化がプラザ合意後の低金利政策化で進行したことを跡付け、グローバリゼーションによって自由な資本移動と弾力的な金融政策の両立が可能となったという評価に対して、自由な資本移動がアジア通貨危機など「21世紀型の金融危機」を生み出して国際通貨制度を動搖させ、変動相場制下においては、日本のゼロ金利解除の遅れなどにみられるような金融政策の無効力化という事態が顕著になりつつあると指摘している。

第3章「国際通貨の理論」においては、第1節「国際通貨の歴史と多様性」第2節「国際通貨と金」第3節「国際決済と国際通貨」において、国際通貨が、金本位制下での「契約通貨」「貿易決済通貨」「銀行間取引通貨」としての機能から、IMF体制下において「介入通貨」「準備通貨」という公的な国際通貨の性格を付与されてゆき、今日の変動相場制下では、為替媒介通貨としての機能を拡大させた結果、他通貨（マルクや円など）における為替媒介通貨の代替と基軸通貨の侵食が

発生し、ユーロの登場を促進させることになったと総括される。第4節「経常収支と国際通貨」では、「流動性ジレンマ」「N-1命題」「ビナン・ネグレクト」論が、それぞれアメリカの経常収支赤字拡大の理論的根拠にされていることに対する批判がおこなわれ、国際流動性の拡大とともに経常収支ファイナンスの容易化をうけて、国際通貨の「信任」の条件が大きく変容し、「信任にはもはや金の香りはしない」(p. 141)として、金廃貨論を謳いあげている。これには、『第一巻』で小西が「金」の今日的重要性を強調している点と対極をなしている。

第4章「国際銀行業と国際金融市场」においては、国際金融市场としてのユーロ市場の発生と展開が問題とされる。第1節「ユーロ市場と国際銀行業」においては、ユーロ市場が冷戦期の東側ドル資産の米国本土からの移動を介して発現し、その後、オイルショック後の国際資金循環構造の変動や新金融技術（ロールオーバー・シンジケートローン）の出現によって、70年代を通して急拡大し、80年代には、中南米向け貸出を中心に累積債務危機が表面化するなかで、不良債権の証券化という形で、90年代の「ユーロ・セキュリタリゼーション」が進行する枠組みが形成されていく過程が説明されている。

第2節「変動相場制と金融自由化」では、変動相場制下で、為替リスクの「プライバタイゼーション」が進む中で、国際金融市场が、国際通貨国（米国）から遊離化する過程が論じられる。その過程でALM（資産・負債管理）やそこから進んで、負債の証券化・資産の証券化が変動利付債の展開として論じられている。市場の発展が資産の増大を前提にするためにROAなどでしめされる収益率の低下をともなっていたが、デリバティブ市場の出現によって、資産評価と金利評価が切り離された結果、「銀行のファンディング＝流動性管理と金利リスク管理を分離するのに最適」となり、信用リスクデリバティブは、信用リスクと資金供給を分離することによって貸出債権を移転することなく信用リスクを移転可能とすることによって、巨大なリスクヘッジ市場が立ち現れることになった。

第3節「国際金融業と機関投資家」は、90年代以降の金融グローバリゼーションの過程で、ITを駆使した高度な金融技術と、規制緩和を背景と

した国際資金移動の迅速化によって、デリバティブ市場をはじめとする国際金融市场の新たな展開が見られるとともに、第三世界で頻発した「21世紀型の金融危機」が現実のものとなった過程を描いている。国際銀行業の証券化・機関化が強まるなかで、コングロマリット化を模索する銀行グループが増大するとともに、銀行以外の金融業（機関投資家）が担ってきた非利子収入の分野（国際債の取引、市場性金融商品、エマージング債、不動産抵当証券、デリバティブ）に積極的に参入し、多角化の一環として、リテール分野への転進もはかっていることが示される。

第5章「途上国の国際金融」においては、90年代から顕著となってきた途上国の金融危機（「21世紀型金融危機」）が、先進国の金融危機とますます結びついたものとなってきている様が示されることになる。

第1節「債務危機と金融危機」では、80年代型の途上国通貨危機と90年代型の金融危機が比較検討されたのち、銀行融資型危機から証券投資型の危機に変化していく過程で、グローバルマナーの跳梁跋扈によって、金融危機の世界的連鎖が形成されることになった過程が描かれる。これを解決するためのIMFの主導する「構造調整」路線（＝ワシントンコンセンサス）は、第三世界の経済的自立の方向性を断ち切り、金融的従属化を強制する結果となった。

第2節「ドル本位体制と開発金融」では、経常収支赤字のファイナンス構造（循環構造）としての「帝国循環」が、途上国への「開発金融」を媒介としてはじめて成立しうることが論証されている。先進国の実現問題を担うのが途上国における開発金融なのである。この意味で、途上国における貧困削減問題は、実現問題に直面する「帝国循環」の危機と直結している。第3節「金融グローバリゼーションと通貨危機」においては、再度、第三世界の通貨危機・金融危機の問題が、帝国循環のかかえる実現問題を媒介として問われることになる。「ドルによる国際金融はバブル・アンド・バースト」を特徴としており、きわめて不安定な体制である。実際、世界に資金を供給するドル金融体制は、途上国からの資金流入がなければ維持できない脆弱性をはらむ。現在は、アジア諸国における支持によって米国はなんとかバーストを押さえ込むという危うさを露呈しており、機軸通貨

国にとってもドル金融体制は不安定な構造をもっている。」(P. 219)

第6章「ユーロの誕生とその衝撃」では、ユーロの誕生にいたる過程とユーロ成立後の諸問題が、第1節「EMS」第2節「為替媒介通貨としてのマルク」第3節「ユーロの挑戦」において丹念に跡付けられていく。第4節「ドルとユーロ」は、ユーロを「地域国際通貨」と規定し、グローバルに支配的なドルに対して、ユーロはサブ・システムにすぎないという評価を与えている。

第7章「『ドル本位制』と21世紀の国際通貨システム」では、国際決済（為替媒介通貨）と国際資金循環（世界のポンプ）という二面を担う「ドル本位制」なるものが、現代いかなる問題に直面し（第1節）、その危機打開の方向性（第2節）と顕在化する矛盾（第3節）が明らかとされ、最後（第4章）に、アジアを含めた世界の通貨体制の今後のあり方が問われている。

マッキノンがいう「米国は無制限の、自国通貨建ての融資枠を世界から与えられている」(P. 274) という理解に対して、「いつまでも輸入超過をつけられるか」「本当に『無制限』に輸入可能か」という質問が提起されることになる。ユーロの登場とアジアの域内資金循環の進展が、「ドル本位制」をどのように変化させていくかが焦点とされる。とりわけ90年代以降の国際資金循環構造の変化は、エマージング市場を中心にして「21世紀型金融危機」を引き起こすことになったが、取り組まれている「国際金融アーキテクチャー改革」も「途上国が経常収支赤字をのりこえて経済開発を進めるうえで必要な資金の調達を、短期の外貨資金とりわけ米ドルに依存している問題である」と指摘されるとおり、ドル依存が外貨準備の構造からみても、開発資金の借入構造からみても、米国の資金循環構造に制約された蓄積構造によっている点がなによりの問題なのである。

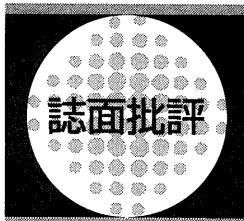
国際金融システムの「ノン・システム化（シス

テムの民营化）」は、過剰ドルを世界市場で運用し蓄積源泉として活用する可能性を導いた。この結果、アメリカの経常収支赤字の拡大は「国際信用創造を通じた貨幣供給による負債決済とむすびつ」き、さらにこれらの国際的な資金循環は、デリバティブ取引などの国際金融仲介機能の拡大によって媒介され、「アメリカの金融機関が貸出業務といった国際信用創造とオフバランス取引にみられる国際金融仲介をフルに機能させることによって、国際資本移動を増大させることになった」結果、「ISギャップ（経常収支不均衡）をはるかに上回るグロスの国際資本移動が生じることになり、世界市場のボラティリティーを拡大させていくことになった。国際的な流動性の拡大によって、エマージング諸国は資本蓄積の原資を獲得できるようになったが、そのことが逆に、世界市場の不安定性を拡大させ、「21世紀型の金融危機」を深める結果に至っている。アメリカの経常収支赤字の「サステナビリティー」が問われるとともに、最終節で問題とされる「ドル・ユーロ2極体制とアジア」において、世界市場の不安定性を条件とした国際金融システム（ブレトンウッズII）から、通貨システムの非対称性を解消した21世紀型の通貨システムへの転換の方向性が問われることになっている。

注

- 1) 第1章第1節、青山和司「アメリカの金融システム」では、以下の金融機関が対象とされている。商業銀行、貯蓄金融機関、信用組合、銀行の個人信託、生命保険会社、その他の保険会社、企業年金基金、州・地方政府職員退職基金、マネー・マーケット・ミューチュアル・ファンド(MMMF)、ミューチュアル・ファンド、クローズドエンド・ファンド、金融会社。

(ますだ かずお 所員 京都経済短期大学)



書評「特集 切り崩される社会保障」

I テーマに肉薄した「焦点の生活保護」

最初の論文、吉永純「焦点の生活保護」は切り崩される社会保障と言うテーマに最もと言うか、唯一肉薄した論文である。生活保護をめぐって繰り返される基本的人権の侵害と、抗議の自殺などいくつかの事例を示して、これらが繰り返される政策の背景を「第四次適正化」と位置づける。「第四次適正化」は国民の保護請求権を制限する窓口規制＝水際作戦、保護基準の切り下げ、各種加算制度の廃止とリバースモーゲージの提起などを特徴としている。同時にそれは国と地方が一体となってやってくるが、むしろ地方主導の面が強いというのが吉永氏の認識である。

さて、「第四次適正化」にいかに歯止めをかけるか、国民の闘い、運動にかかっている。窓口規制が生活保護法に規定された保護請求権の侵害である、したがって当然厚生労働省は「生活保護を適正に運用するための手引き」を通達せざるを得ない。まがりなりに、戦後の社会保障運動が守ってきた、保護請求権の制度的な（法制上の）確保を足がかりに、北九州市で行われた中央社会保障推進協議会や全国生活保護裁判連絡会の保護申請援助活動を紹介している（論文注19）。北九州市の申請受理が約16%程度であったけれども、この援助活動によって100%受理を実現した経験を報告して、窓口規制＝水際作戦は突破できる課題であることを示している。

今生活保護をめぐっては、朝日訴訟以来の関心が高まっているのではないかと私は思う。吉永氏も最近のメディアの動向や、格差社会、貧困問題の議論の高まり、各地で起こっている生活保護裁判、これらは「第四次適正化」を押し返す力になると見ている。私が特に重要だと思うのは、保護申請援助活動を担うNPOなどボランタリーな市民の役割である。そういうNPOを地域に作っていくことではないだろうか。市場、国家、社会と置いて社会福祉の発展を考察してみると、市場は問題外としても国家と社会の関係はきわめて重要である。「真の福祉国家は真の福祉社会によって支えられる」（ロブソン）とすると、権利擁護と生活の確保は、真の福祉社会の実現にかかっているのだ

ろう。日本の生活保護は吉永氏も指摘するようにきわめて低い補足率である。それゆえ強いステイグマを伴っており、多くの国民は自分の問題ではない、一部の人の特殊な問題であると見て、傍観者になっている、これが一番あぶない。ロブソンが批判したのも無関心・傍観的な社会であって、人々が貧困問題と最後のセフティーネットに強い関心をもち、後退を許さない社会運動のある社会が眞の福祉社会と言えよう。朝日訴訟の国民的運動が盛り上がった時代は、結核が明日私も発病するかもわからない国民病だった時代で、国民の強い関心を呼んでいた。それが朝日訴訟運動を支えていたことをこの論文は思い出させてくれた。

II 「準市場」への疑問——「社会福祉の“準市場化”と“市場個人主義”」

次に、岡崎祐司「社会福祉の“準市場化”と“市場個人主義”」について、この論文では「市場化」と「準市場」概念の関係を「市場化は“準市場”と“市場個人主義”によって特徴づけられる」と言っているから、日本の社会福祉市場化は「準市場化」である。したがって「準市場」概念の検討を行わなければならない。

福祉の市場化を文脈から推察するに、それは介護保険とともに始まった。介護保険の導入がなぜ「福祉の市場化」かと言うと、その給付構造と供給体制にあると筆者は言う。

かつては社会福祉サービスは公的供給体制であったが、介護保険は市場における契約と市場型供給体制に転換したとして、社会保険方式による社会サービスの「市場化」を説明している。介護保険が社会福祉の「市場化」にかかるのはその供給構造、供給体制にあるとして、①サービスの現物給付ではなく現金給付である。②要介護認定という制度を通じて給付範囲と限度額がきめられている。③利用方式が契約型であり、契約により事業者は介護給付を代理受領している。④在宅サービスには賃利セクターの参入を認めている。⑤保険財政に資本家負担は入っていない。以上の①から⑤の意味を考察して、①現金給付ということは個人に支払い責任が発生する。③の利用方式が契約型であ

ることは、行政責任の解除とその裏返しとしての個人責任の貫徹である。これらの事象から介護保険が社会福祉の「市場型」だと言う。ここでの「市場型」は「市場化」と同意と評者は理解する。

論文は次に、公共部門は撤退するが介護保険という社会制度による給付と報酬がサービス利用の基盤をなしていること、供給主体の多元化とそれに伴う競争の促進（利用者サイドからはサービスの選択）、サービス利用にはエージェント（ケアマネ）が介在するから準市場だと言う。つまり供給主体の多元化、競争等々は市場の概念だが、公共は撤退したとはいえた社会制度による給付と報酬が維持されている、半市場、半公共の状態だから「準市場」であると言っているのだろう。

評者の観点からは、介護保険制度がもたらした市場化は「準市場＝擬似市場」ではなく、擬似公共である。社会福祉サービスはもともと利潤動機では成り立たなかった。金のない者はサービスから排除されるし、生存や人権にかかわるニーズの実現が所得・資産の多寡によって階層化される、クリームスキミングの問題もある、福祉の理念が利潤動機の食い物になる＝例えば保育には子どもの発達と生活を守る理念、それに基づく保育プログラムがあるが、市場化された保育では英会話教室やバレエ教室などのカルチャーセンター化が見られるなどはその例である。したがって社会福祉サービスは公共の役割として形成されなければならないし、実際形成されてきた。もともとは篤志家の慈善事業からはじまり福祉国家の公共サービスとして発展してきたのであって、歴史的にみても日本では市場が担った時代などはなかった。「福祉国家の危機」以降公共サービスを切り崩して市場化を押しすすめ、公共が基盤であったところへ市場化をすすめたのであって、歴史的に見てもまさに擬似公共に他ならない（準公共などというあいまいで折衷的な表現は使わないことにする）。市場原理が入ってきたニセものの公共を「準市場＝擬似市場」などと言うから混乱が起きる。

論理的にみると、一般に「準市場」の特徴はサービスの生産者と購入者の分離にある。かって福祉サービスは政府が一元的にサービスを生産し、供給してきた。それが「準市場」下では、サービスの生産は市場が担い、そこに競争が導入される。するともうからない過疎地では市場はサービス生産を担わない、いわゆるクリームスキミングがおきる。かってコムスンが過疎地の介護サービスから撤退したのはその例である。もともと介護サービス（一般化すると福祉、医療、教育サービス等々は）は、全国どこに住もうとも、だれでも平等に均一のサービスを受けられなければならない公共性の高い公共サービスである。その背景には基本的

権の理念がある。「準市場化」によって生産者と購入者が分離されると、基本的人権がおびやかされる、つまり公共性が危機にさらされるのである。生産者を分離して競争的環境にすると質の高いサービスが提供できるなどという、偽の公共性をかけた「準市場化」は公共性が侵害された擬似公共ではないか。

これは単なる概念の遊びではない。私たちは原理的に何に基盤をおき、何をめざして運動するのかの指針を持とうとするとき、きわめて重要な観点である。われわれは公共サービスが市場機能と家族機能の残り物・残余となっているような残余的福祉モデル（R. M. ティトマス）を望まない。外国から入ってきた概念を日本の現実に照らして検討することなく安易に借用する傾向は改めたいものである。

つづく「市場個人主義」への言及と分析は同感である。ただ新しい社会福祉政策への転換のひとつとして「公務労働者・専門職と市民との共同対話型のサービス利用方式」とは具体的に何をさしているのか。読者のイメージが形成できるように具体的な説明がほしかった。

III 論文「これからの社会保障とベーシック・インカムの可能性」への質問

「これからの社会保障とベーシック・インカムの可能性」小沢修司は日本の社会保障が「企業中心社会」を下支えしており、これからの社会保障のあり方を検討するにあたっては「企業中心社会」からの脱却が重要な視点になるととしてベーシック・インカムの可能性を検討している。

さてベーシック・インカムの内容と特徴はいかなるものであろうか。論文の筆者が最も強調していることは「労働」「所得」の分離である。すなわち「労働」の有無にかかわらず全ての人に“所得”を保障しようというものである。所得面での生存権を保障しておいて、あとは稼ぐもよし、社会貢献するもよし、勉強するもよし、芸術に励むもよし、そして何もしない場合もそれはよしである」、これによって「企業中心社会」から脱却できるとのべている。

いくつかある論点の中でこれが中心をなす論点であると思うので評者の疑問をのべてみたい。まず第一は上の記述を読んで真っ先に思い出すのは「能力に応じて働き、必要に応じて受け取る」未来社会の原理である。しかし論者は、ベーシック・インカムは資本と労働の対抗関係を廃絶した上になりたつものではなく、資本制社会での人間的な戦いの課題であるといっている。資本主義は賃労働を除外しては成り立たない。論者の賃労働への批判はよくわかるけれども、ベーシッ

ク・インカムが「人間の生活を支える社会システム」として労働（資本主義のもとでは賃労働）と分離されるとき、一体全体賃労働との関係はどうなるのであろうか。資本制社会のもとで、社会の大多数の者が「社会貢献するもよし、勉強するもよし、芸術に励むもよし、そして何もしない場合もそれはよしである」となった時、ベーシック・インカムを支える富を生み出す者はだれなのであろうか。

第二に、ベーシック・インカムを保障する富の源泉は結局、賃労働が生み出す超過利潤しかないだろうが、ベーシック・インカムが所得税とのリンクで構成されているから企業からの超過利潤の吸収のしくみではないのではないか。ベーシック・インカムこそは究極の所得再分配政策なのか。所得再分配が資本から労働への分配ならばわからないこともないが、現代の福祉国家がそうであるように労働者階級内の所得再分配になる可能性がある。（「この場合の所得税率は70%近くになるとの試算も行われている」=小沢注3の文献参照）

第三に、賃金と社会システムとしての「所得」の関係はどうなるのだろうか。ベーシック・インカムの上に不正規雇用の低賃金があるとするならば不正規雇用を拡大しながら高利潤を獲得している資本の活動を免罪することにならないか。ベーシック・インカムの原型だと言われているスピーナムランドシステム（1795年）が農村労働者の低賃金を固定化する役割を果たした結果廃止されたという歴史的経験もある。

第四に、ベーシック・インカムが均等待遇、最低賃金制などの政策パッケージによって機能すれば有効かもしれないが、最低賃金条項の水準いかんでは、ベーシック・インカム自体がナショナルミニマム化して選別主義的な福祉国家が強化されないか（この記述は部分的なベーシック・インカムを想定している）。

ベーシック・インカムが人々を賃労働から解き放ち、ジェンダー関係を氷解させながらベヴァリッジモデルの福祉国家がもつスティグマや貧困の罠を解消する制度であることはよくわかったが、以上はベーシック・インカムを深く研究したこともない普通の読者が持った疑問である。あるいは見当違いの指摘もあるかもしれないが、論者のご教示をいただければ幸いである。

IV 「障害者のエンパワメントの課題と性的コミュニケーションの自由をめぐつて」をめぐって

神谷氏は障害者の人権としての性を「グローバリゼーションをはじめとする社会が内包する理論の延長線上でエンパワメントやノーマライゼーションを考察したものである」と大上段に述べているから期待しながら読んだ。しかし上の内容は本論からは伝わってこない。

(1) 性的コミュニケーションとは性器挿入ではなく身体接触を通じた快感や喜び、文脈から読みとると射精のことである。このように人権としての性を前提としながらも男の性の一部を論じているにすぎない。人間を論ずることができず完全に男の視点である。

(2) 男が射精するために性サービス産業を容認して、障害者もステイグマにさらされることなく性サービス産業を利用するためには市民社会が性サービス産業を認知しなければならないと論じる。

エンパワメントやノーマライゼーションへの理解も浅薄だけれども、そもそもこの論者は、自立支援法のもとで多くの障害者が、授産で得る工賃よりも施設に払う利用料の方が高くて施設利用をあきらめるほど困窮している現実をどう理解しているのか。私のいる岐阜市は性サービス産業の一大集積地だが、聞くところによると数万円必要らしい。福祉の市場化が問題になっている時代に、性サービス産業を利用するためには市民社会が性サービス産業を認知しなければならないと論じるのにはただ驚いた。

性的コミュニケーションには人と人の人格的接触も大事だ。筆者は逃げているけれども結婚を支援する取り組み（障害者の結婚はそれ自体障壁があるから筆者が主張するような「障害者だけに自由恋愛を強調することは不合理」では決してない）や、また自助グループのヘルパーセラピー原則やピヤカウンセリングに言及がないのはなぜだろう。人間への価値観を欠く「福祉論文」である。

V 「社会保障の市場化に対する従来型批判の克服と諸課題」についての諸課題

大松氏は「単純な従来型批判」の政策批判ではなく「具体的対応政策提案」をおこなわなければならないとして、いくつかの問題提起を行っている。その一つが消費税や法人税減税、相続税、優遇税制問題であり、第二にはグローバリゼーションによる外資系の保険会社に席巻されて自主共済事業、たとえば障害者の共済事業等が危機に立っているとして保険業法の再改定を求める課題を提起している。また外部評価制度などを活用しながらわゆる民主的経営体の自己革新も大事であると指摘している。

従来型の政策批判では限界があることはそのとおりであるが、しかし論者があげた程度の「具体的対応政策提案」でも不十分である。今、切り崩されつつある社会保障が、現場にどんな問題をもたらしているのか、論者の全面展開をのぞみたい。

VI 「グループホームの現場から介護制度の改革を考える」について

論者は家族介護の体験もしてきた、また介護ヘルパー資格をとるため、介護施設の実習体験もし、実際にグループホームで働いた人であるだけに迫力がある。

第一に大規模施設の認知症高齢者に対する非人間的待遇への批判をふまえて、入居者を「家族」として対しているグループホームの役割を評価している。しかし、現行の介護保険体制下でグループホームの勤務条件はきわめて厳しく、賃金水準も低く、介護労働者はつよいストレスにさらされている。

第二に介護報酬をもとに人件費財源を計算して、低賃金と勤務条件の厳しさが実は介護報酬の低さにあること、これは高い離職率の原因になつており、介護現場に人材が集まらないことに家族の不安を訴えている。

介護報酬が低いのは厚生労働省の役人が現場を知らないからであり、「アスベスト問題」の行政対応と近似していると筆者はのべている。官僚たちの話を聞く機会の多い私の感触では、彼らは現場をよく知っている。問題はもっと深いところにあって、この特集のテー

マである「切り崩される社会保障」の政策動向が背後にあることは間違いない。そこで大松流に言うと「どうすればよいか」具体策の提案が大事であろう。介護報酬の引き上げをめざすという方向はきまっているから、問題はそれを実現する社会の力は何かであるが、私は介護労働者自身にあると思う。

介護労働者の組織率はきわめて低く、これを克服して全国統一の産別（介護業界）の労働組合に結集するにはどうすればよいか。介護労働者を結集するために研究者が果たせる役割はなにか、具体的に提案してみたい。

研究者が自分で組織活動はできないだろう。しかし資金を拠出し「組織化基金」設立には一役果たせるだろう。一口1,000円で数百口集れば能力のあるオルグを一人支援できる。基金の管理とオルグ活動を支援する、市民・労働者連帯委員会のようなものがつくれないだろうか。さらに詳細な構想をもつがこれ以上は「志」のある方の連絡を待ちたい。5人集れば中核ができる（連絡先は基礎研名簿を参照ください）。

（中井健一 所員 岐阜経済大学・3月31日まで）

投稿規程

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート：200字詰50枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む。

原稿 投稿は、編集局宛 (henshu@kisoken.org) に電子メールの添付ファイルでお送り下さい。ファイル形式は、テキスト形式あるいはMs-Wordで読み込み可能な形式にして下さい。郵送される場合は、返却不要なメディアに上記したファイル形式にして、基礎経済科学研究所宛にお送り下さい。また、その際、コピーを一部添えて下さい。なお、お送りいただいた書類、メディア等は返却致しませんので、あらかじめご了承下さい。

審査は、投稿されてから直近の経済科学通信編集局会議にて、まず匿名査読委員の選定が行われ、査読依頼を行い、その評価に基づき、掲載の可否を編集局会議において決定します。その決定は、論文投稿者に書面にて、郵送でお知らせします。掲載可と判断された論文の掲載号は、経済科学通信の構成及び筆者校正等の日数を鑑みた上で、決定します。

抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。

掲載料 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート5000円、研究動向・書評2000円

編集後記

▼ 編集後記は編集委員でまわして書いてまして、久しぶりに私の番が来ました。今号は憲法特集ですので、少しその問題について最近考えていることを書きます。

▼ 実は現在、私は全大教（全国大学高専教職員組合）の委員長をしており、憲法や教育基本法など政治の課題に組合はどう取り組むのかについてよく質問を受けます。組合内には与党支持者もいますから、当然、もっと取り組むべきだとの意見もあれば逆の意見もあります。これは大変健全なことです、組合執行部の対応にはまだまだ未熟な点が多いという印象です。そして、そのポイントは労働組合が日々闘っている労働条件改善の取り組みと政治のあり方が深く関わっていることを組合員が自身の体験として認識できるようにすることだと思っています。

▼ たとえば、今「格差社会」が叫ばれていますが、この格差は大学・高専の中にも現在ねじ込まれようとしています。まずは正規と非正規の格差が温存され、昨年度の人事院勧告によって地域間給与の大幅な格差が導入されました。また、下手な査定給の導入も図られ、職場がギクシャクしかねない危険な状況となっています。そして、こうした格差の問題に全組合員が気づき、運動するようになれば、これが「格差社会」を生み出している日本政治のあり方と深く関わっていること、そのあり方の変革も組合は目指さな

ければならないことが分かるはずです。こうした足元での運動を今まで以上にしっかりとやれなければ、政治のあり方を組合が問うこともできません。

▼ そして、もうひとつ、今回問題となったような教育基本法の問題も憲法の問題も考えてみれば「格差」と深く結びついています。たとえば、政府は「愛國心教育」を強制しようとしていますが、今後国際的に活動しなければならないエリート層（この言葉はあまりよいものではありませんが）に政府財界が求めているのはそんなものではありません。「愛國心」さえ持っていれば良い階層ともっと国際的に活動する階層をふたつイメージしているものと思われます。

▼ 改憲の焦点となっている九条の問題もこうした「働くかされる者」と「働くかせる者」の区別と深く関わっています。言うまでもなく、戦争の遂行には「戦争に行かされる者」と「戦争に行かせる者」の区別が不可欠で、アメリカで今問題となっていることもこのことです。どういう階層が行かせているか、どういう階層が行かされているか。戦争の問題もこうした社会内部の階層間対立の問題であるというのが社会科学の成果であったと私は考えています。本特集論文と合わせ、ご検討いただければと思います。

（大西広）

経済科学通信 第113号 2007年4月30日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
〒604-0934 京都市中京区麿屋町通二条下る尾張町225
第二ふや町ビル603号
TEL/FAX (075) 255-2450
e-mail henshu@kisoken.org
URL <http://www.kisoken.org>
振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 中谷 武雄
副編集局長 大西 広 神谷 章生 藤岡 悅
編集局員 岡 宏一 木下 英雄 佐々木潤子 田中 幸世
中田 晋自 増田 和夫 森岡 真史 形岡亮太郎

印刷所 北斗プリント社
〒606-8540 京都市左京区下鴨高木町38-2
TEL(075)791-6125

購読料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

